

判例六法プロフェッショナル 令和八年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日令和七年九月一日までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまうです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和八年四月二日から令和九年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和九年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和七年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和八・五・二四までに施行」などと表記しています。施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和七年二月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

〔内容現在〕 令和七年二月一日

〔掲載内容〕 判例六法プロフェッショナル令和八年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和八年四月二日から令和九年三月三十一日まで（令和九年四月一日以降のものは判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法令一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覧〕 判例六法プロフェッショナル基準日（令和七年九月一日）から令和七年二月一日までに公布された施行期日を決める法令による施行期日を「一覧で掲げた。」

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を決めた法令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五法四八）附則第一条第四号	令和八・五・二六	令和七・二〇・〇（政三・五〇）
民法等の一部を改正する法律（令和六法三三）附則第一条	令和八・四・一	令和七・二一・六（政三・六三）
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六法六〇）附則第一条	令和九・四・一	令和七・二〇・二（政三・四〇）
地方自治法の一部を改正する法律（令和六法六五）附則第一条第二号	令和八・九・二四	令和七・二一・二（政三・九六）
道路法等の一部を改正する法律（令和七法二二）附則第一条	令和七・一〇・一	令和七・九二・五（政三・三一）
防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七法四四）附則第一条第五号	令和七・二〇・一	令和七・九一・八（政三・三四）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七法七三）附則第一条第二号	令和八・四・一	令和七・二・一九政三八三
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七法七四）附則第一条第一項第四号	令和八・四・一	令和七・二・六政六六四

目次

公 法

- 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成一九法五）……………四
- 人身保護規則（昭和三最高裁規二）……………四
- 個人情報保護に関する法律（平成一九法五七）……………五
- 国会法（昭和三法七九）……………五
- 公職選挙法（昭和二五法一〇〇）……………五
- 政治資金規正法（昭和三三法一九四）……………六
- 裁判所法（昭和二三法五九）……………七
- 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二七法一八六）……………八
- 最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二三最高裁規六）……………八
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成一六法六三）……………八
- 檢察審査会法（昭和三三法一四七）……………九
- 総合法律支援法（平成一六法七四）……………一〇
- 司法書士法（昭和二五法一九七）……………一〇
- 内閣法（昭和二三法五）……………一〇
- 国家公務員法（昭和三三法二〇）……………一一
- 地方自治法（昭和二三法六七）……………一一
- 地方公営企業法（昭和二七法二九）……………一二
- 地方財政法（昭和三三法一〇九）……………一二
- 行政手続法（平成五法八八）……………一二

るための番号の利用等に関する法律

- 行政不服審査法（平成二六法六八）……………一三
- 行政事件訴訟法（昭和三七法一三九）……………一四
- 住民基本台帳法（昭和四二法八）……………一四
- 行政書士法（昭和二六法四）……………一四
- 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成一四法一〇）……………一五
- 国税通則法（昭和三七法六六）……………一五
- 国税徴収法（昭和三四法一四七）……………一五
- 所得税法（昭和四〇法三三）……………一六
- 相続税法（昭和二五法七）……………一七
- 消費税法（昭和六三法一〇八）……………一七
- 地方税法（昭和三五法二二）……………一八
- 警察官職務執行法（昭和二三法三六）……………一九
- 破壊活動防止法（昭和二七法二四）……………一九
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三三法七）……………一九
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成二二法八）……………二〇
- 道路交通法（昭和三五法一〇五）……………二〇
- 出入国管理及び難民認定法（昭和二六法三九）……………二〇
- 自衛隊法（昭和二九法一六五）……………二二
- 公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）……………二三
- 学校教育法（昭和二三法二六）……………二三

民 事 法

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八法四八）……………二四
- 不動産登記法（平成一六法二二）……………二四
- 借地借家法（平成三三法九〇）……………二四

- 特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成三法二七)……………二四
- 会社法(平成七法八三)……………二五
- 社債、株式等の振替に関する法律(平成三法七五)……………二五
- 商業登記法(昭和八法二五)……………二五
- 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五〇法九四)……………二五
- 民事訴訟法(平成八法二〇)……………二六
- 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四六法四)……………三八
- 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四六最高裁規五)……………四〇
- 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(平成二法二四)……………四一
- 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四五最高裁規六)……………四二
- 人事訴訟法(平成五法二〇)……………四二
- 人事訴訟規則(平成五最高裁規四)……………四二
- 非訟事件手続法(平成三法五五)……………四三
- 非訟事件手続規則(平成四最高裁規七)……………四四
- 借地非訟事件手続規則(昭和四二最高裁規一)……………四五
- 家事事件手続法(平成三法五二)……………四五
- 家事事件手続規則(平成四最高裁規八)……………四六
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二五法四八)……………四八

- 配偶者暴力等に関する保護命令手続規則(平成三最高裁規七)……………四九
- 民事調停法(昭和二六法三三)……………四九
- 民事調停規則(昭和二六最高裁規八)……………四九
- 特定調停手続規則(平成二最高裁規一)……………五〇
- 仲裁法(平成五法三三)……………五〇
- 民事執行法(昭和五四法四)……………五〇
- 民事執行規則(昭和五四最高裁規五)……………五一
- 民事保全法(平成一九九)……………五四
- 民事保全規則(平成二最高裁規二)……………五四
- 破産法(平成六法七五)……………五四
- 破産規則(平成一六最高裁規四)……………五四
- 民事再生法(平成一三法三五)……………五五
- 民事再生規則(平成二最高裁規三)……………五五
- 会社更生法(平成一四法一五四)……………五六
- 会社更生規則(平成一五最高裁規二)……………五六
- 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成二法二九)……………五六

刑事法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二法二六)……………五七
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五法七)……………五八
- 刑事訴訟法(昭和三三法三三)……………五九
- 刑事訴訟法施行法(昭和三三法四九)……………七一
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成二法三七)……………七二
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成二法七五)……………七三

社会法

- 刑事確定訴訟記録法(昭和六二法六四)……………七六
- 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四六法四)……………七六
- 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三八法一三八)……………七七
- 刑事補償法(昭和五五法一)……………七八
- 少年法(昭和三三法二六八)……………七八
- 少年審判規則(昭和三三最高裁規三)……………七九
- 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成七法五〇)……………七九
- 少年院法(平成六法五八)……………八〇
- 更生保護法(平成九法八八)……………八〇
- 恩赦法(昭和三三法二〇)……………八〇
- 公益通報者保護法(平成六法二二)……………八一
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四七法一三)……………八二
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三法七五)……………八三
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五法七五)……………八三
- 労働安全衛生法(昭和四七法五七)……………八三
- 労働者災害補償保険法(昭和二二法五七)……………八三
- 労働審判法(平成六法四五)……………八四
- 労働審判規則(平成一七最高裁規一)……………八四
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和六二法六四)……………八四

産業法

- 関する法律(昭和四二法二三)……………八五
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和二〇法八)……………八六
- 国民年金法(昭和三四法一四)……………八七
- 厚生年金保険法(昭和一九法一五)……………八七
- 児童福祉法(昭和三三法一六四)……………八八
- 児童虐待の防止等に関する法律(平成二法八三)……………八九
- 医療法(昭和三三法一〇五)……………八九
- 医師法(昭和三三法一〇)……………九〇
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成五法二一)……………九一
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二三法五四)……………九二
- 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二五法九六)……………九二
- 特定商取引に関する法律(昭和四五法五七)……………九三
- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三七法三四)……………九三
- 保険業法(平成七法一〇五)……………九四
- 資金決済に関する法律(平成二二法五九)……………九五
- 金融商品取引法(昭和三三法一五)……………九七
- 金融商品取引法施行令(昭和四〇政三二)……………一〇一
- 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四八八五)……………一〇三

有効な改正前規定（日本国憲法の改正手続に関する法律 人身保護規則）

○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二二〇三）……………一〇四

○発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六九九一）……………一〇七

○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二二〇三）……………一〇七

○特許法（昭和三四法二二）……………一〇九

○商標法（昭和三四法二二）……………一一〇

○不正競争防止法（平成五法四七）……………一一一

○著作権法（昭和四五法四八）……………一一二

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和七法一三八）……………一一二

条 約

○日本国憲法の改正手続に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

民法訴訟法の一部を改正する法律（令四・五・二五法四八）附則（令八・五・二四までに施行）

投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票

第五一条（略）投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書は確定判決書所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

（国民投票無効の訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）

第二三条（略）
第二四一条（略）
第二五一条（略）
第二六一条（略）
第二七一条（略）
第二八一条（略）
第二九一条（略）
第三〇一条（略）
第三一一条（略）
第三二一条（略）
第三三一条（略）
第三四一条（略）
第三五一条（略）
第三六一条（略）
第三七一条（略）
第三八一条（略）
第三九一条（略）
第四〇一条（略）
第四一一条（略）
第四二一条（略）
第四三一条（略）
第四四一条（略）
第四五一条（略）
第四六一条（略）
第四七一条（略）
第四八一条（略）
第四九一条（略）
第五〇一条（略）
第五一条（略）
第五二一条（略）
第五三一条（略）
第五四一条（略）
第五五一条（略）
第五六一条（略）
第五七一条（略）
第五八一条（略）
第五九一条（略）
第六〇一条（略）
第六一条（略）
第六二一条（略）
第六三一条（略）
第六四一条（略）
第六五一条（略）
第六六一条（略）
第六七一条（略）
第六八一条（略）
第六九一条（略）
第七〇一条（略）
第七一条（略）
第七二一条（略）
第七三一条（略）
第七四一条（略）
第七五一条（略）
第七六一条（略）
第七七一条（略）
第七八一条（略）
第七九一条（略）
第八〇一条（略）
第八一条（略）
第八二一条（略）
第八三一条（略）
第八四一条（略）
第八五一条（略）
第八六一条（略）
第八七一条（略）
第八八一条（略）
第八九一条（略）
第九〇一条（略）
第九一条（略）
第九二一条（略）
第九三一条（略）
第九四一条（略）
第九五一条（略）
第九六一条（略）
第九七一条（略）
第九八一条（略）
第九九一条（略）
第一百条（略）
第一〇一条（略）
第一〇二条（略）
第一〇三条（略）
第一〇四一条（略）
第一〇五一条（略）
第一〇六一条（略）
第一〇七一条（略）
第一〇八一条（略）
第一〇九一条（略）
第一一〇一条（略）
第一一一一条（略）
第一一二一条（略）
第一一三条（略）
第一一四一条（略）
第一一五一条（略）
第一一六一条（略）
第一一七一条（略）
第一一八一条（略）
第一一九一条（略）
第一二〇一条（略）
第一二一条（略）
第一二二一条（略）
第一二三一条（略）
第一二四一条（略）
第一二五一条（略）
第一二六一条（略）
第一二七一条（略）
第一二八一条（略）
第一二九一条（略）
第一三〇一条（略）
第一三一一条（略）
第一三二一条（略）
第一三三一条（略）
第一三四一条（略）
第一三五一条（略）
第一三六一条（略）
第一三七一条（略）
第一三八一条（略）
第一三九一条（略）
第一四〇一条（略）
第一四一条（略）
第一四二一条（略）
第一四三一条（略）
第一四四一条（略）
第一四五一条（略）
第一四六一条（略）
第一四七一条（略）
第一四八一条（略）
第一四九一条（略）
第一五〇一条（略）
第一五一条（略）
第一五二一条（略）
第一五三一条（略）
第一五四一条（略）
第一五五一条（略）
第一五六一条（略）
第一五七一条（略）
第一五八一条（略）
第一五九一条（略）
第一六〇一条（略）
第一六一一条（略）
第一六二一条（略）
第一六三一条（略）
第一六四一条（略）
第一六五一条（略）
第一六六一条（略）
第一六七一条（略）
第一六八一条（略）
第一六九一条（略）
第一七〇一条（略）
第一七一条（略）
第一七二一条（略）
第一七三一条（略）
第一七四一条（略）
第一七五一条（略）
第一七六一条（略）
第一七七一条（略）
第一七八一条（略）
第一七九一条（略）
第一八〇一条（略）
第一八一条（略）
第一八二一条（略）
第一八三一条（略）
第一八四一条（略）
第一八五一条（略）
第一八六一条（略）
第一八七一条（略）
第一八八一条（略）
第一八九一条（略）
第一九〇一条（略）
第一九一条（略）
第一九二一条（略）
第一九三一条（略）
第一九四一条（略）
第一九五一条（略）
第一九六一条（略）
第一九七一条（略）
第一九八一条（略）
第一九九一条（略）
第二〇〇一条（略）

○人身保護規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令八・九・一七最高裁一四）附則三（令八・五・二四までに施行）

（請求の方式）

第七一条 法第二条の請求をするには、左の事項を明らかにし、且つ、第二号、第三号及び第五号乃至第七号の事項につき、関係する参考人等の陳述書、説明書等の文書その他の物件によつて疎明方法を提供しなければならない。

第七二条 第四条但書の規定により請求をするときは、同条但書に当る事由

（請求の手数料）

第九一条（略）法第二条の請求をするには、二千円の手数料を納めなければならない。

（人身保護命令書の送達）

第二四一条（略）人身保護命令書は、これを拘束者に送達しなければならない。

（人身保護命令の効果）

第二五一条（略）人身保護命令書が拘束者に送達されたときは、被拘束者はその送達時から人身保護命令を発した裁判所によつて当該拘束の場所において監禁されるものとする。この場合には、被拘束者の監禁は、拘束者において当該裁判所の指揮のものと引き続きこれを行うものとする。

（答弁書）

第二六一条（略）人身保護命令書が拘束者に送達された後において、他の裁判所、行政庁その他の者が、被拘束者を被告人、証人、参考人として呼び出す等法の規定による救済手続を遅延させる虞のある行為をしようとするときは、当該人身保護命令を発した裁判所の同意を得なければならない。

第七一条（略）

② 拘束が裁判によつて行われている場合には、令状その他の裁判書の謄本又は抄本を答弁書に添付しなければならない。

③（略）改正後の④

④（略）改正後の④

⑤（略）改正後の④

⑥（略）改正後の④

⑦（略）改正後の④

⑧（略）改正後の④

⑨（略）改正後の④

⑩（略）改正後の④

⑪（略）改正後の④

⑫（略）改正後の④

⑬（略）改正後の④

⑭（略）改正後の④

⑮（略）改正後の④

⑯（略）改正後の④

⑰（略）改正後の④

⑱（略）改正後の④

⑲（略）改正後の④

⑳（略）改正後の④

㉑（略）改正後の④

㉒（略）改正後の④

㉓（略）改正後の④

㉔（略）改正後の④

○政治資金規正法

令和八年四月 日以降有効な旧規定

- ① 比例代表選出 議員又は参議院(比例代表選出)議員選挙については衆議院選理委員会、参議院合選出選挙については合同選挙区都道府県知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選理委員会、この法律に定める他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長は参議院議長に、地方公共団体の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならない。
- ④ 裁判所の長は、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であった者で当該選挙と同時に行為した衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であった者について当該衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合に、併せて、中央選挙管理会に、第二項に規定する訴訟が係属しなくなつた旨を通知し、又は前項の判決書の謄本を送付しなければならない。

第五四条(二) (略)

- ② 前項の通知は、送達の方法をもつて行つ。この場合において、当該通知に関しは、民訴訴訟に関する法令の規定に準じて、当該規定を準用する。
- ③ 改正後により追加
- ④ 改正後の⑤

- ② 二三 (略)
- ④ (略)

○監査報告書の添付

改正により追加

④(略)

③(略)

②(略)

①(略)

- 改正法令一覧
 - 政治資金規正法の一部を改正する法律(令和六・六・二六法 四二) 本則条(令九・一・一施行)
 - 政治資金規正法等の一部を改正する法律(令和七・一・八法 二二) 本則条(令九・一・一施行)
- 第九条(一) 住居略略
- 第九條(一) 住居略略
- イ一ホ(略)

機関紙の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーにその名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る取の金額並びに当該収入を受ける者の氏名、住所及び職業、対価の支払をした者が団体である場合は、その名称、主たる事務所のある住所の氏名、次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ、並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日。

報告書の提出

第二二条(一) 住居略略

②(略)

①(略)

一 政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む)のうち、同一の者から政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

二 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む)のうち、同一の者によつて対価の支払があつたものを、その年における対価の支払のあつたものについて、当該対価の支払があつた者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払があつた者に係る収入の金額(これを集めた期間及び、これが当該政治団体に提供された年月日

政治団体以外の者が特定パーティーを開く場合の例

第一八条(一) 政治団体以外の者が特定パーティーになつて見込まれる政治資金パーティーを開く場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティー(第五項第五項第六条、第七項第二項、第七項第三項)に前条の規定を除く(一)の規定を適用する。政治団体以外の者が開く政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

政治資金パーティーの開催と「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーの開催」と、第八條の三(中)「その対価に係る金額等の全部又は一部に相当する」とあるのは「政治資金パーティーに係る」と、第九條第一項(中)「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催者である政治資金パーティーに」

「政治資金パーティーの開催」と「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーの開催」と、第八條の三(中)「その対価に係る金額等の全部又は一部に相当する」とあるのは「政治資金パーティーに係る」とあるのは「政治団体の開催者である政治資金パーティーに」

電子情報処理組織を使用する方法により行つる報告書等の提出

第九條の一五 国会議員、関係政団体の会計責任者は、第九條の十において読み替へて適用する第十條第一項又は第七條第一項の規定による報告書及び第十九條の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による報告書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十号)第六條第一項の規定

「政治資金パーティーの開催」と「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーの開催」と、第八條の三(中)「その対価に係る金額等の全部又は一部に相当する」とあるのは「政治資金パーティーに係る」とあるのは「政治団体の開催者である政治資金パーティーに」

第九條の一五 国会議員、関係政団体の会計責任者は、第九條の十において読み替へて適用する第十條第一項又は第七條第一項の規定による報告書及び第十九條の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による報告書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十号)第六條第一項の規定

○検察審査会法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）
本則四九条（令和九・三・三まで）に施行

第六条（宣誓）（略）

① 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならぬ。
② 宣誓書には、良心に従ひ公平誠実にその職務を行へべきことを誓う旨を記載しなければならない。
③ 地方検察庁又は地方裁判所及び部に勤務する裁判員は、起立して宣誓書を朗読し、検察官及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。改正により略す。

第七十二条（略）

第七十三条（略）

第七十四条（略）

第七十五条（略）

第七十六条（略）

第七十七条（略）

第七十八条（略）

第七十九条（略）

第八十条（略）

第八十一条（略）

第八十二条（略）

第八十三条（略）

第八十四条（略）

第八十五条（略）

第八十六条（略）

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

第三十七条（証人尋問）（略）

① 改正により追加
② 検察審査会は、証人がその呼出に応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。改正後略す。

第三十八条（助言の徴取）（略）

① 改正により追加
② 第三十八条の二（審査申立人の意見書の提出）審査申立人は、検察審査会意見書又は資料を提出することができる。

第四〇条（議決書の作成及び公表）

① 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その議決を当該検察官を指揮監督する検事長及び検察官に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に掲示し、その要旨を公示し、且つ、第三十九条の規定による申立をしようがあるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四一条（検察官の処分義務）

① 検察審査会が第三十九条の五の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべき否かをこれを踏まえ、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

第四二条（再度の不起訴処分の審査）

① 第三十九条の五第五項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えし範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知があつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同様の処分を行ふべきものとみなし、当該公訴を提起しない処分を行ふなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分を提起しない処分を行ふべきものとみなす。

第四三条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会出席し意見を述べざる機会を与えなければならない。

第四四条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、起訴の限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

第四五条（議決書の作成及び送付）

① 検察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条に規定する書置をとり、かつ、議決書の謄本を、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所もしくは所在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四六条（九指定并置）

① 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を前条第二項の中から指定しなければならない。

第四七条（審査員及び証人の過怠）

① 第三十七條第三項の規定により召喚された証人が正当な理由なく第七十七條に於ていふ事項を怠り、前項と同様とする

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

第三十七条（証人尋問）（略）

① 改正により追加
② 検察審査会は、証人がその呼出に応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。改正後略す。

第三十八条（助言の徴取）（略）

① 改正により追加
② 第三十八条の二（審査申立人の意見書の提出）審査申立人は、検察審査会意見書又は資料を提出することができる。

第四〇条（議決書の作成及び公表）

① 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その議決を当該検察官を指揮監督する検事長及び検察官に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に掲示し、その要旨を公示し、且つ、第三十九条の規定による申立をしようがあるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四一条（検察官の処分義務）

① 検察審査会が第三十九条の五の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべき否かをこれを踏まえ、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

第四二条（再度の不起訴処分の審査）

① 第三十九条の五第五項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えし範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知があつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同様の処分を行ふべきものとみなし、当該公訴を提起しない処分を行ふべきものとみなす。

第四三条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、起訴の限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

第四四条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書を作成したときは、第四十条に規定する書置をとり、かつ、議決書の謄本を、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所もしくは所在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四六条（九指定并置）

① 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を前条第二項の中から指定しなければならない。

第四七条（審査員及び証人の過怠）

① 第三十七條第三項の規定により召喚された証人が正当な理由なく第七十七條に於ていふ事項を怠り、前項と同様とする

第三十九条（略）

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

第三十七条（証人尋問）（略）

① 改正により追加
② 検察審査会は、証人がその呼出に応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。改正後略す。

第三十八条（助言の徴取）（略）

① 改正により追加
② 第三十八条の二（審査申立人の意見書の提出）審査申立人は、検察審査会意見書又は資料を提出することができる。

第四〇条（議決書の作成及び公表）

① 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その議決を当該検察官を指揮監督する検事長及び検察官に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に掲示し、その要旨を公示し、且つ、第三十九条の規定による申立をしようがあるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四一条（検察官の処分義務）

① 検察審査会が第三十九条の五の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべき否かをこれを踏まえ、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

第四二条（再度の不起訴処分の審査）

① 第三十九条の五第五項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えし範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知があつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同様の処分を行ふべきものとみなし、当該公訴を提起しない処分を行ふべきものとみなす。

第四三条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、起訴の限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

第四四条（起訴議決）

① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書を作成したときは、第四十条に規定する書置をとり、かつ、議決書の謄本を、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所もしくは所在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四六条（九指定并置）

① 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を前条第二項の中から指定しなければならない。

第四七条（審査員及び証人の過怠）

① 第三十七條第三項の規定により召喚された証人が正当な理由なく第七十七條に於ていふ事項を怠り、前項と同様とする

第三十九条（略）

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相対でない」と認めるときは、この限りでない。

② 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び第二項に規定する刑事事件を尋問する場合（同項第四号の規定による場合を除く。）において、その証人の同意がなければ、これをすることができない。

③ 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付し、調書の一部とするものとする。ただし、その供述を刑事手続において同一の事実につき再び証人としての供述を求められよう」と認められるときは、この限りでない。

④ 刑事訴訟法第四十条第二項、第八十條第一項及び第八十七條第一項の規定は、前項の規定により訴訟記録に添付し、調書の一部として記録媒体の謄存について、同法第三百五十五條第一項及び第六六項の規定は、当該記録媒体がその一部として調書の取調へについて、それぞれ準用する。

（区分事件審判に関する公判調書）

第十八条（一）区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十八條第一項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件について、部分判決を宣告するまでに、これを整理しなければならない。ただし、部分判決を宣告する公判期日の調及び公判期日から部分判決を宣告する日まで期間が十日に満たない場における当該公判期日の調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

② 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第二項の規定にかかわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内前項ただし書の規定により、整理ができ、且つ、十四日以内にこれをしなければならない。

第二十一条（申立ての方法）

① 申立ての方法は、書面により、且つ申立ての理由を明示しなければならない。

第二十三条（招集の記載事項）

① 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合において、当該会議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に掲示し、その要旨を公示し、且つ、第三十九条の規定による申立をしようがあるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第二十四条（欠席事由）

① 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合において、当該会議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に掲示し、その要旨を公示し、且つ、第三十九条の規定による申立をしようがあるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第二十五条（検察官の協力義務）

① 改正後略す。

第三十一条（意見内容書面等の提出）

① 前条に定めるもののほか、検察審査会が審査を行う場において、検察官は、当該審査に係る事件について被疑者の関与した刑事訴訟法（昭和三十三年法律第三十号）第三百五十五條第一項の同意があるときは、同法第三百五十條の三項の書面を、検察審査会に提出しなければならない。

第三十二条（略）

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

第三十三条（略）

は、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

○総合法律支援法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令 Ⅰ

・民事訴訟等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）
（附則）〇二条（令和八・五・四までに施行）

（業務の範囲）

第一〇条①（枉書略）
一 略

二 枉書略

イ・ロ（略）

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判に提出する書類を作成すること
を業とすることができる者に対し民事裁判等手続（特種援助対象を援助する場合にあつては、イ(1)定める手続）に必要書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをする。
ニ ハに規定する額を替え代え、ハに規定する報酬及実費に相当する額を授けタテに支払うことを約した有たれ、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ（略）

三十三（略）

②③（略）

令和八年四月二日以降有効な旧規定

○司法書士法

改正法令 Ⅰ

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）
（附則）四四条（令和・五・二四までに施行）
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）
（附則）三三条（令和八・六・一五までに施行）

（業務）

第三案①（枉書略）
一 略

二 略

三 略

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百十三号）第六節第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定申請の却下に關する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類を作成すること。
五（略）
六（枉書略）
イ 略
ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一号に定める額を超えないもの。
ハ一ホ（略）
七・八（略）
②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

業務を行ない得ない事件

第二案①（略）
第二案②（略）
第二案③（略）
第二案④（略）
第二案⑤（略）
第二案⑥（略）
第二案⑦（略）
第二案⑧（略）
第二案⑨（略）
第二案⑩（略）
第二案⑪（略）
第二案⑫（略）
第二案⑬（略）
第二案⑭（略）
第二案⑮（略）
第二案⑯（略）
第二案⑰（略）
第二案⑱（略）
第二案⑲（略）
第二案⑳（略）
第二案㉑（略）
第二案㉒（略）
第二案㉓（略）
第二案㉔（略）
第二案㉕（略）
第二案㉖（略）
第二案㉗（略）
第二案㉘（略）
第二案㉙（略）
第二案㉚（略）
第二案㉛（略）
第二案㉜（略）
第二案㉝（略）
第二案㉞（略）
第二案㉟（略）
第二案㊱（略）
第二案㊲（略）
第二案㊳（略）
第二案㊴（略）
第二案㊵（略）
第二案㊶（略）
第二案㊷（略）
第二案㊸（略）
第二案㊹（略）
第二案㊺（略）
第二案㊻（略）
第二案㊼（略）
第二案㊽（略）
第二案㊾（略）
第二案㊿（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

○内閣法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令 Ⅰ

・重要電子記録機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・三法四三）
本則一六条（令和八・一・二二までに施行）

（枉書略）

第一案①（略）
一 略

二 略

三 略

二 サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官庁において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務（改正により削れた）
三（略）
改正後の（一）
②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

②③（略）

○地方公営企業法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・地方自治法の一部を改正する法律（令和六・六・六・六法六）
五）附則八条（令和八・九・二四施行）

（職員）の賠償責任

第四条 地方自治法第二百四十三条の二の八の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任については、準用する場合に限る。同法第二百四十三条の二の八第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

（他の法律の適用除外等）

第二十九条②（略）
③ 企業職員については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は、適用しない。ただし、第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第三項の規定による処分を受けた場合は、この限りでない。
④ ①⑥（略）

○地方財政法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・五・二二法三）
七 附則九条（令和八・五・一五施行）

地方公共団体が負担する義務をわなない経費

第一〇条の四（種目略）
四 医薬品の製造に要する経費（改正により削られた）
五八、八（略、改後の四七）

○行政手続法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）
本則四四条（令和八・六・一五まで施行）

（聴聞の通知の方式）

第五條① 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名を附してなるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一四（略）

（略）

（略）

③ 行政庁は、不利益処分の名を附して通知するに当たっては、氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

第六條① 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
④（略）

（聴聞に関する手続の準用）

第三二条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第一項」とあるのは「第三十條」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十條第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十條」と、同条第三項後段とあるのは「第三十條において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

（続行期日の指定）

第二二条①②（略）
③ 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名を附してなるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和八年四月一日以降効な旧規定

改正法令 電
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 令和五・六・法四八
本則一条(令和八・五・二二条) 施行期
出、入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律 令和六・六・二二法五九
本則一条(令和八・六・二〇条) 施行期
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和五・五・八法四六) 附則三三条(令和八・五・二七条)までに施行

第五十一条(定義)

この法律において、個人番号カードとは、次に掲げる事項が記載され、第十六条の第二項の申出の日において本人の年齢が主務省で定める年齢に満たない場合を除き本人の写実が表示され、かつ、これらの事項のうち主務省で定める事項(以下「カード記録事項」という。)を電磁的方法により記録し、磁気的方法その他の方法により読取することができない方法であつて、第十八条において同じにより記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づき命ぜられたこと者以外の者による閲覧又は改変を受ける権限を有する者以外による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省で定める措置が講じられたものをいう。

第一一〇条(改正により追加)

この法律において、カード代替電磁的記録とは、前項第一号から第五号まで掲げる事項及び本人の写実、本人の真実が表示されない個々の番号カードを受け取っている者に係るものにあつては、当該事項(第十八条の第二項において「カード代替記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知識によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ、並びに当該電磁的記録その送信を受けた者があるものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省で定める事項に係る電

磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名、電子印字及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二十号)第二十条第一項の規定する電子署名であつて、主務省で定める基準に適合するものとする。第十八条の第二項及び第三項において同じ。個人番号(個人番号)の法律において、特定の記録をいう。個人番号(個人番号)の他、住所、当該個人番号に代つて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七号第一項及び第二項、第八号並びに第四十八号並びに附則第三条第二項から第五項まで及び第五項を除き、以下同じ。その内容に含む個人情報を用いる。

第九十九条(略)

第九十九条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第一二〇条(略)

第一二〇条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第九十九条(略)

第九十九条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第一二〇条(略)

第一二〇条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第一二〇条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第九十九条(略)

第九十九条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第一二〇条(略)

第一二〇条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

第一二〇条(略)

第一二〇条(略) 第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第九号の規定により記載された戸籍(以下「戸籍」という。))をもつて調査した事項を記載し、以下この項及び第四十五号の第二項において同じ)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機(電子計算機)を使用して行われる情報の入力、著権、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。その他これに伴つて政令で定める措置をいう。以下同じ)を行うことにより作成する)が、以下この項において、戸籍等記録をいう。にいて、他の戸籍等記録その他の情報の存在その他の身分関係の存在その他の情報、婚姻、離婚その他の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして同条第六号で定めるものであつて、情報提供個人識別符(以下「個人番号」という。))の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び該利用特定個人情報を検査するために必要な限度で、第五条第五項に規定する個人番号に代つて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九号に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ)をその内容に含むものをいう。以下同じ)の提供に関する事務の処理に関する規定は、個人番号カードに代つて、個人番号カードの作成及び交付(第十八条の五第一項において、個人番号カードの発

有効な改正前規定 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

○行政不服審査法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則六二条（令和八・六・一五までに施行）

（裁判の効力発生）

第五 条①②（略）

③ 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査の揭示場に掲し、かつ、その旨を直報その他の公報又は前紙に少なくとも一回掲載してそのものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

④（略）

○行政事件訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則五九条（令和五・二四までに施行）
- ・日本学術会議法（令和七・六・一八法七〇）附則三条（令和八・一〇一施行）

（被告を誤った訴えの救済）

第一 五 条①（略）

② 前項の決定は、書面によるものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

③ 一の（略）

第一 九 条①（略）

② 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成八年法律第九号）第四百三十三条の規定の例によることを妨げない。

別表（第十二条関係）
日本学術会議の項（改正により追加）

○住民基本台帳法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六・六・二二法五九）附則八条（令和八・六・二〇までに施行）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三〇 条の四五（特例）

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ）

一	中長期在留者である旨
二	入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合）にある書類に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号

○行政書士法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）附則二三条三号（令和八・六・一五までに施行）

（登録の抹消の制限等）

第一 四 条の四④ 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第一号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政書士会連合会第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をし、後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

⑤（略）

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
地方自治法の二部を改正する法律（令和六・六・二六六法
五）附則二条（令和八・九・二四施行）

（職員に対する損害賠償の請求等）

第⑦条（職員等関与行為を行つた職員が地方自治法（昭和三十一年法律第六十七号）第二百四十二条の八第一項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第一百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む）の規定により賠償の責めに任ずべき場合）については、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る）及び第五項の規定は適用せず。地方自治法第三十三條の二の八第三項中「決定することと求め」とあるのは、「決定することと速やかに求め」と読み替へて、同条（地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む）の規定を適用する。

○国税通則法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三法）本則八条（令和八・六・三〇まで）に施行
・事業性融資の推進等に関する法律（令和六・六・一四法五二）附則三、四、五（令和八・五・二五施行）
・所得税法等の一部を改正する法律（令和七・三・三三法一三）本則七条（令和八・一・一施行）

（定義）

第二條（往書略）
第一九條（略）
十一 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行 担保権の実行としての競売 企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

（公示送達）

第四條（略）
② 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び職務若しくは他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

③ 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（賦課決定の所轄庁等）

第三條（略）
④ 前項の規定により税関長が賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法第八條第三項（輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税）の規定により前項に徴収する消費税に際しての他政令で定めるときは、前項の規定により読み替へて適用される前条第三項又は第四項の規定による賦課決定通知書又は納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該賦課決定の通知をさせることができる。

当該職員所得税等に関する調査に係る質問検査権

第七四條の二（往書略）
四（往書略）
イ 課税貨物を保税地域から引き取る者又は輸出品を消費税法第八條第一項に規定する方法により購入したと認められる者

② 口
⑤ 略

○国税徴収法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する法律（令和六・三・三〇法八）本則二条（令和八・五・二四まで）に施行
・事業性融資の推進等に関する法律（令和六・六・一四法五二）附則三、八（令和八・五・二五施行）

（定義）

第二條（往書略）
一一一（略）
十二 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む）、以下同じ、強制執行 担保権の実行としての競売 企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

（直接の滞納処分費の優先）

第二條（往書略）
② 納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで、担保を徴した国税の優先等、第十三条から第十五条まで、先取特権の優先、及び第十三条、法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。

（強制換価の場合の消費税等の優先）

第二條（往書略）
① 国税通則法第三十九條（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八條第一項（第七号若しくは第七号（公売又は売却の場合における内国消費税の徴収の規定により徴収する消費税等）その滞納処分費を含む）は、次条から第十七条まで（差押先手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（換価代金等の交付）

第一八條の二（改正により追加）
第三條（略）
③ 前項の規定により換価代金を交付することができない場合、換価代金等を配すべき債権が停止条件付である場合は、

有効な改正前規定（入札談合等関与行為の排除防止法 国税通則法 国税徴収法）

国税徴収法

○相続税法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する法律（令和六・三・三〇法八）
本則三条 令和九・一・一施行

調書の提出

第五九条④ 第二項又は第三項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までとの間に提出すべきであった当該調書の枚数と財務省が定めるところにより算出した数が百以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

④ 略

○消費税法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税等の一部を改正する法律（令和七・三・三二法一）
三 本則五条 令和八・一・一 令和九・一・一施行

輸出物品販売場における消費税の課税を免除

第八十条① 輸出物品販売場を営業者が免税購入対象者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百十八号）第六十条第一項第九号（定義）に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年法律第三十九号）第四十条から第十八条まで（上掲の許可に規定する上陸の許可を受け在留する者、同法別表第一の表の外若しくは公の在留資格又は別表第三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者）を有する者）であつて、以下の条において同じ。）に対し、政令で定める物品を輸出し、政令で定める方法により購入されたもの（第六項の政令により消費税を課しないこととされるものを除く。）を行つた場合（政令で定める場合）においては、当該物品の課税に係る第十八条第一項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となるときに限る。）には、当該物品の課税については、消費税を免除する。

新②③（改正により追加）

② 前項の規定は、同項の課税をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を保存する場合（以下「適用しない」といふ。）に、既に次項本文若しくは第五項本文、第六項本文において適用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴取された場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類若しくは電磁的記録を保存することができなかったこと当該事業者において証明した場合は、この限りでない。（改正後の）

③ 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合は、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長）以下この項において同じ。）は、その者が当該物品を災害その他やむを得ない事情により亡失し

ため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の課税についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文（第六項において適用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴取された場合は、この限りでない。（改正により削られた）

④ 第一項に規定する方法に、免税購入対象者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において課税を課受け（又は課税を受ける）、若しくは媒介のため当該物品を譲受け、又は譲渡するため委託を受けた者若しくは媒介人をすると持たせるとを含む、以下第六項本文において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税関長の承認を受けたときは、この限りでない。（改正により削られた）

⑤ 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、その者が、当該譲渡又は譲受けがされたとき又はその者が、当該譲渡を受けたとき、当該物品が譲渡又は譲受けがされたとき当該物品の譲渡又は譲受けがされたときを含む、次項において同じ。）同項本文に規定する所

⑥ 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該物品を譲受けたる者（同項本文に規定する所持者を含む。）は、当該物品を譲渡した者と連帯して当該物品の課税についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴取については、前項の規定を準用する。

⑦ 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の経営する販売場（第九項に規定する臨販販売場を除く。）であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品と同項に規定する方法により購入されるもの（譲渡を受けることができるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。）

⑧ 二次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者（以下この条において「取消者」といふ。）は、前項に規定する輸出物品販売場を営業者が消費税に關する法に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認

有効な改正前規定（地方税法）

められる場合には、当該輸出品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

③ 改正により追加
④ 臨時販売場（免税入対家）に対し、第一項に規定する物品を譲渡するために七日以内の期間を定めて設置する販売場（以下「設置場」とする）を設けようとする事業者は、第七項に規定する輸出品販売場を設ける事業者に限る。次項の承認を受けた輸出品販売場が設置された日以前に、当該臨時販売場を設置しようとする期間を設ける日の前日までに、当該臨時販売場を設けるに備えて、当該臨時販売場の設置に財務省で定める書類を添付し、その納税地を所する税務署長に提出し、当該期間内に、当該臨時販売場を設ける第七項に規定する輸出品販売場とみなして、第一項までの第四項までの規定を適用する。

⑤ 税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関署の長に委任することができる。

⑥ 輸出品販売場において購入した物品を譲渡した場合の納税地
第八條第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。改正後の本条

⑦ 第八條第五項本文は第六項の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、これらの規定に規定する譲渡又は受けがあった時（同条第四項ただし書の承認があった場合には、その承認があった時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。改正若しくは譲受け

⑧ 電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例
第九條の二（事業者により保存されている電磁的記録）第八條第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものについては、以下この項において同じ。に記録された事項に關し消費税につき国税通則法第十八條第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは同法第十九條第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出、同法第十四條（更正）若しくは第十五條（決定）の規定による決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があった場合において、同法第六十八條（更正）及び第七項（加重算税）の規定に該当するときは、同条第一項及び第七項の加重算税の額は、この規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に基づく基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実を基礎として申告等の基礎となる当該電磁的記録に記載された事項に係るもの（隠蔽）又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項

において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記載された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した額を加算した額とする。

第六五條 住書略
第一條第八條第五項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けた同項の物の譲渡は、譲受け（これら入委託を受ける者）若しくは媒介の当該物品を所持し、又は該委託を受ける委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持せよとのことを含む。）をしたとき

改正法令一覧
地方税法等の一部を改正する法律（令）第六五（三）法一
本則三條（令）第六六（三）まで（法四）
地方税法等の一部を改正する法律（令）第六六（三）（法四）
本則三條（令）第六七（一）施行
事業性質の推進に関する法律（令）第六六（一）法五
二附則三條（令）第六八（一）五五施行
地方自治法の一部を改正する法律（令）第六六（一）法六
五附則七條（令）第六九（二）四四施行
附則一七條（一部を改正する法律（令）第六六（一）法六）
日本学術会議法（令）第六七（一）八七（七）附則三條（令）第六八（一）（一）施行

地方税法

令和八年四月二日以降有効な旧規定
改正法令一覧
地方税法等の一部を改正する法律（令）第六五（三）法一
本則三條（令）第六六（三）まで（法四）
地方税法等の一部を改正する法律（令）第六六（三）（法四）
本則三條（令）第六七（一）施行
事業性質の推進に関する法律（令）第六六（一）法五
二附則三條（令）第六八（一）五五施行
地方自治法の一部を改正する法律（令）第六六（一）法六
五附則七條（令）第六九（二）四四施行
附則一七條（一部を改正する法律（令）第六六（一）法六）
日本学術会議法（令）第六七（一）八七（七）附則三條（令）第六八（一）（一）施行

（線上徴収）
第一條の二（住書略）
一 納税又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分その他の例による処分を含む）強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制執行手続」という。）を開始されたとき、仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二條第一項（同條第二十条において用用する場合を含む）の規定による通知がされたときを含む。）

（直接の滞納処分の特例）
第一四條の二（納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換出したときは、その滞納処分による滞納処分費（督促手料を含む。）第十條の五（第一項及び第十四條の二）において同じ。）は、次条、第十四條の八（第一項）第十四條の十一（第一項）第十四條の十三（第一項）第十四條の十四（第一項）第十四條の十五（第一項）第十四條の十七（第一項）にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

（強制執行の場場の道府県は）
第一四條の三（第三項の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四條の六から第十四條の十一（第一項及び第十四條の十三から第十四條の十五）の規定にかかわらず、その取の基礎となる売上債権又は引取金等に係る滞の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。）

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

する。
第四條の二（改正により追加）
（公示送達）
（二）公示送達
（一）公示送達
（二）公示送達
（三）公示送達
（四）公示送達
（五）公示送達
（六）公示送達
（七）公示送達
（八）公示送達
（九）公示送達
（十）公示送達
（十一）公示送達
（十二）公示送達
（十三）公示送達
（十四）公示送達
（十五）公示送達
（十六）公示送達
（十七）公示送達
（十八）公示送達
（十九）公示送達
（二十）公示送達
（二十一）公示送達
（二十二）公示送達
（二十三）公示送達
（二十四）公示送達
（二十五）公示送達
（二十六）公示送達
（二十七）公示送達
（二十八）公示送達
（二十九）公示送達
（三十）公示送達
（三十一）公示送達
（三十二）公示送達
（三十三）公示送達
（三十四）公示送達
（三十五）公示送達
（三十六）公示送達
（三十七）公示送達
（三十八）公示送達
（三十九）公示送達
（四十）公示送達
（四十一）公示送達
（四十二）公示送達
（四十三）公示送達
（四十四）公示送達
（四十五）公示送達
（四十六）公示送達
（四十七）公示送達
（四十八）公示送達
（四十九）公示送達
（五十）公示送達
（五十一）公示送達
（五十二）公示送達
（五十三）公示送達
（五十四）公示送達
（五十五）公示送達
（五十六）公示送達
（五十七）公示送達
（五十八）公示送達
（五十九）公示送達
（六十）公示送達
（六十一）公示送達
（六十二）公示送達
（六十三）公示送達
（六十四）公示送達
（六十五）公示送達
（六十六）公示送達
（六十七）公示送達
（六十八）公示送達
（六十九）公示送達
（七十）公示送達
（七十一）公示送達
（七十二）公示送達
（七十三）公示送達
（七十四）公示送達
（七十五）公示送達
（七十六）公示送達
（七十七）公示送達
（七十八）公示送達
（七十九）公示送達
（八十）公示送達
（八十一）公示送達
（八十二）公示送達
（八十三）公示送達
（八十四）公示送達
（八十五）公示送達
（八十六）公示送達
（八十七）公示送達
（八十八）公示送達
（八十九）公示送達
（九十）公示送達
（九十一）公示送達
（九十二）公示送達
（九十三）公示送達
（九十四）公示送達
（九十五）公示送達
（九十六）公示送達
（九十七）公示送達
（九十八）公示送達
（九十九）公示送達
（一百）公示送達

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

（労働者派遣又は船舶運送をした法人、前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る労働者派遣法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）又は当該船舶運送に係る船舶運送（船舶運送法第一條第二号に規定する労働者派遣をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船舶運送の対価として当該労働者派遣又は当該船舶運送の役務の提供を受けた

者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益余の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額を控除した金額

（寄附金税控除）
第三四条の七（様書略）

第三二条の二（略）

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの
（四）略

②（略）

（業務の範囲）
第七二条（略）改正後の①

②（改正により追加）

○警察官職務執行法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・三法四三）本則二条（令和八・二・一・二）までに施行

第六条の二（改正により追加）

○破壊活動防止法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）附則二八条（令和九・三・三）までに施行

（書類及び証拠物の閲覧）
第八八条①公安調査官は、この法律による規制に関し、調査のため必要があるときは、検査官又は司法警察官に対して当該規制に関係のある事件に関する書類及び証拠物の閲覧を求めることができる。

② 検査官又は司法警察官は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求に応ずるものとする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則四三条（令和八・六・一五）までに施行

（命令等に係る書類の送達）
第三九条の二①②（略）

③ 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつても送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
④ 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

有効な改正前規定（警察官職務執行法 破壊活動防止法 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）

有効な改正前規定（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

○ストーカー行為等の規制等に関する法律

○道路交通法

○出入国管理及び難民認定法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・一六法六三）本則四九条（令和八・一五までに施行）

（禁止命令等）

- ⑬ 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつても送達を受けべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
- ⑭ 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して、一週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・一六法六三）本則二二条（令和八・一五までに施行）

（放置違反金）

- ⑦ 公安委員会は、納付命令を受けべき者の所在が明らかでないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び前項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（罰則）

- ⑧ 第七五条の二（略）
- ⑨ 第七五条の三（略）
- ⑩ 第七五条の四（略）

（特定自動運行の許可基準等）

- ⑪ 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロに規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（特定免許情報の記録等）

- ⑫ 第九五条の二（略）
- ⑬ 第九五条の三（略）
- ⑭ 第九五条の四（略）
- ⑮ 第九五条の五（略）
- ⑯ 第九五条の六（略）
- ⑰ 第九五条の七（略）
- ⑱ 第九五条の八（略）
- ⑲ 第九五条の九（略）
- ⑳ 第九五条の十（略）
- ㉑ 第九五条の十一（略）
- ㉒ 第九五条の十二（略）
- ㉓ 第九五条の十三（略）
- ㉔ 第九五条の十四（略）
- ㉕ 第九五条の十五（略）
- ㉖ 第九五条の十六（略）
- ㉗ 第九五条の十七（略）
- ㉘ 第九五条の十八（略）
- ㉙ 第九五条の十九（略）
- ㉚ 第九五条の二十（略）
- ㉛ 第九五条の二十一（略）
- ㉜ 第九五条の二十二（略）
- ㉝ 第九五条の二十三（略）
- ㉞ 第九五条の二十四（略）
- ㉟ 第九五条の二十五（略）
- ㊱ 第九五条の二十六（略）
- ㊲ 第九五条の二十七（略）
- ㊳ 第九五条の二十八（略）
- ㊴ 第九五条の二十九（略）
- ㊵ 第九五条の三十（略）
- ㊶ 第九五条の三十一（略）
- ㊷ 第九五条の三十二（略）
- ㊸ 第九五条の三十三（略）
- ㊹ 第九五条の三十四（略）
- ㊺ 第九五条の三十五（略）
- ㊻ 第九五条の三十六（略）
- ㊼ 第九五条の三十七（略）
- ㊽ 第九五条の三十八（略）
- ㊾ 第九五条の三十九（略）
- ㊿ 第九五条の四十（略）

出入国管理及び難民認定法
に関する法律第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

（免許情報記録の抹消等）

○六条の四① 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示し、免許情報記録の抹消を求めなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第八項に規定する住所市町村長に返納した場合は、この限りでない。

（罰則）

- ① 第六条の四（略）
- ② 第六条の五（略）
- ③ 第六条の六（略）
- ④ 第六条の七（略）
- ⑤ 第六条の八（略）
- ⑥ 第六条の九（略）
- ⑦ 第六条の十（略）
- ⑧ 第六条の十一（略）
- ⑨ 第六条の十二（略）
- ⑩ 第六条の十三（略）
- ⑪ 第六条の十四（略）
- ⑫ 第六条の十五（略）
- ⑬ 第六条の十六（略）
- ⑭ 第六条の十七（略）
- ⑮ 第六条の十八（略）
- ⑯ 第六条の十九（略）
- ⑰ 第六条の二十（略）
- ⑱ 第六条の二十一（略）
- ⑲ 第六条の二十二（略）
- ⑳ 第六条の二十三（略）
- ㉑ 第六条の二十四（略）
- ㉒ 第六条の二十五（略）
- ㉓ 第六条の二十六（略）
- ㉔ 第六条の二十七（略）
- ㉕ 第六条の二十八（略）
- ㉖ 第六条の二十九（略）
- ㉗ 第六条の三十（略）
- ㉘ 第六条の三十一（略）
- ㉙ 第六条の三十二（略）
- ㉚ 第六条の三十三（略）
- ㉛ 第六条の三十四（略）
- ㉜ 第六条の三十五（略）
- ㉝ 第六条の三十六（略）
- ㉞ 第六条の三十七（略）
- ㉟ 第六条の三十八（略）
- ㊱ 第六条の三十九（略）
- ㊲ 第六条の四十（略）
- ㊳ 第六条の四十一（略）
- ㊴ 第六条の四十二（略）
- ㊵ 第六条の四十三（略）
- ㊶ 第六条の四十四（略）
- ㊷ 第六条の四十五（略）
- ㊸ 第六条の四十六（略）
- ㊹ 第六条の四十七（略）
- ㊺ 第六条の四十八（略）
- ㊻ 第六条の四十九（略）
- ㊼ 第六条の五十（略）
- ㊽ 第六条の五十一（略）
- ㊾ 第六条の五十二（略）
- ㊿ 第六条の五十三（略）

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・一六法六三）本則二〇条（令和八・一五までに施行）

（定義）

第九・三二までに、令和八・一六・二〇までに施行）

（上陸の申請）

申請者の個人を識別するために用いられる法務省令で定める電計装置の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式をいう。以下同じ。）によつて個人別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

（在留カードの記載事項等）

- ① 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）
- ② 二五（略）
- ③ 九条の四（略）
- ④ 九条の五（略）
- ⑤ 九条の六（略）
- ⑥ 九条の七（略）
- ⑦ 九条の八（略）
- ⑧ 九条の九（略）
- ⑨ 九条の十（略）
- ⑩ 九条の十一（略）
- ⑪ 九条の十二（略）
- ⑫ 九条の十三（略）
- ⑬ 九条の十四（略）
- ⑭ 九条の十五（略）
- ⑮ 九条の十六（略）
- ⑯ 九条の十七（略）
- ⑰ 九条の十八（略）
- ⑱ 九条の十九（略）
- ⑲ 九条の二十（略）
- ⑳ 九条の二十一（略）
- ㉑ 九条の二十二（略）
- ㉒ 九条の二十三（略）
- ㉓ 九条の二十四（略）
- ㉔ 九条の二十五（略）
- ㉕ 九条の二十六（略）
- ㉖ 九条の二十七（略）
- ㉗ 九条の二十八（略）
- ㉘ 九条の二十九（略）
- ㉙ 九条の三十（略）
- ㉚ 九条の三十一（略）
- ㉛ 九条の三十二（略）
- ㉜ 九条の三十三（略）
- ㉝ 九条の三十四（略）
- ㉞ 九条の三十五（略）
- ㉟ 九条の三十六（略）
- ㊱ 九条の三十七（略）
- ㊲ 九条の三十八（略）
- ㊳ 九条の三十九（略）
- ㊴ 九条の四十（略）
- ㊵ 九条の四十一（略）
- ㊶ 九条の四十二（略）
- ㊷ 九条の四十三（略）
- ㊸ 九条の四十四（略）
- ㊹ 九条の四十五（略）
- ㊺ 九条の四十六（略）
- ㊻ 九条の四十七（略）
- ㊼ 九条の四十八（略）
- ㊽ 九条の四十九（略）
- ㊾ 九条の五十（略）
- ㊿ 九条の五十一（略）

第九 改正により追加

- ② 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところによる。在留カードの交付（再交付を含む）に異なる番号を定めることとする。
- ③ 在留カードには、法務省令で定めるところにより、申請期間に在留者の写真表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該申請期間に在留者から提供された写真を利用することができる。
- ④ 第三号に規定するもののほか、在留カードの様式は、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- ⑤ 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項及び第二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

第九の二

（在留カードの有効期間）
 第一九条の五（在留書）
 一 在留書は、次号に掲げる者を除く。又は高度専門職の在留資格（別表第一の表の高専専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者。在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日。
 二 永住者であつて、在留カードの交付の日が十六歳に満たない者（第十九条の十一の項において準用する第十九条第十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。）十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうう年における同じにおける誕生日は、二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）における誕生日。
 三 前号に掲げる者以外の者（次号に掲げる者を除く。）在留期間に満了の日。
 四 前号又は第二号に掲げる者以外で、在留カードの交付の日が十六歳に満たない者、在留期間に満了する日又は十六歳の誕生日の前日（改正により追加）された。

第十 改正により追加

- ① 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの有効期限が満了する期間に於いて、以下第六項（第十九条第四項において準用する場合を含む。）第十條（第十四条第四項及び第十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間に満了後引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第十九条第五号の規定により在留することができ、期間の終了の時までの期間とする。

第十一 改正により追加

- ① 第九の二の二（在留カードの再交付）
 第一九条の二（一） 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは折損し、又は第十九条の第五項の規定による記録が毀損したとき（以下この項において、「毀損等」という。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が毀損等の場合であつて在留カードの交換を希望するときは（正当な理由がないと認められるときは除く。）も同様とする。
- ② 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは折損し、又は第十九条第五項の規定による記録が毀損した（在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることとする。）
 ③ 略
 ④ 略

第十二 改正により追加

- ① 第九の二の二（一）第九の二の五（改正により追加）
 第一九条の二の五（一） 国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
 ② 略
 ③ 略
 ④ 略

（在留カードの有効期間の更新）
 有効な改正前規定（出入国管理及び難民認定法）

第九の二

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十一 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十二 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十三 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

（旅券等の提示及び提示）
 第三三（一） 略
 第三三（二） 略

第十四 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十五 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十六 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十七 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第十八 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

（旅券等の提示及び提示）
 第三三（一） 略
 第三三（二） 略

第十九 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十一 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十二 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十三 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

（旅券等の提示及び提示）
 第三三（一） 略
 第三三（二） 略

第二十四 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十五 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十六 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十七 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

第二十八 改正により追加

- ① 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定めるところ又は地方公共団体の職が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券は在留カードの以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
 ④ 略

（旅券等の提示及び提示）
 第三三（一） 略
 第三三（二） 略

有効な改正前規定（自衛隊法）

第二十二條第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者

六 第五十二條の五若しくは第六十三條の二第一項の規定による届出 地方出入国在留管理局
三 略
② 外国人が有効な場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をするのでない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該外国人と同居するものが、当該号の順序により、当該外国人に代つてしななければならない。
一 四 略

刑事訴訟法の特例

第六五條(一)（住居略）
一 取容令書が発付されたとき 当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置
二 第四四條の二第七項に規定する監視措置決定がされるとき 当該被疑者を解放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置
② 略

(事務の区分)

第六八條の二 第十九條の七第一項及び第二項（第十九條の八第二項及び第九條の九第二項において準用する場合を含む。）第十九條の八第一項並びに第十九條の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二十八條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七三條の三(二) 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
② 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。
③ 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、前項と同様とする。
新④(六)（改正により追加）
④ 前三項の罪の未遂は、罰する。改正後の(七)

第七三條の四(二) 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。改正後の(一)
②（改正により追加）

第七五條の五 第七十三條の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以上以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。改正後の(一)
②(四)（改正により追加）

第七五條の二（柱書略）

○自衛隊法

令和八年四月二日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）（令和八・一一・二二までに施行）
・防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七・五・二八法四四）（本則二条（令和八・一一・一七）までに施行）
・海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七・六・一一法五九）（附則八条（令和八・六・〇一）までに施行）

(特別部隊の編成)
第二二条(一) 内閣総理大臣は、第七十六條第一項（第七十八條第二項（第八十一條第二項又は第八十一條の二第一項の規定により自衛隊の活動を命じた場合には、特別部隊を編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。）
②(三) 略

(地方協力本部)
第九一條(一) 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、行、官及び自衛官候補生の募集とする事務を行う。
②(三) 略

(服制)
第三三條 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生、防衛省設置法第十五條第一項又は第十六條第一項（第二号を除く。）の教習訓練を受けている者をいう。第九十八條第一項及び第九十九條の二第一項を除き、以下同じ。生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省で定める。
②(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等)
第三六條(一) 略
② 自衛官候補生は、その修了後引き続き前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるとする。改正により附則(一)
③ 自衛官候補生の任用期間は、二月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案し、防衛省で定めるものとし、自衛官候補生を引続きして前項の自衛官に任用された

者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。改正により附則(一)
④ 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員の内定員とする。改正により附則(二)
⑤ 前各項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。（改正後の(一)）
⑥(三) 略、改正後の(三) ⑤

(最低を保つ義務)
第五八條(一) 略
① 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。
②(三) 改正により追加

(関係機関との連絡及び協力)
第八八條 第七十六條第一項、第七十七條の二、第七十七條の四、第七十八條第一項、第八十一條第一項、第八十三條第一項、第八十三條の二又は第八十三條の三の規定により部隊等が行動する場合においては、当該部隊等及び当該部隊等と関係のある道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。
②(三) 略

(治安活動時の権限)
第八九條(一) 警察官職務執行法（昭和二十二年法律第三十八号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、防衛大臣の指定する者と読み替えるものとする。
②(三) 略

第九九條の三（改正により追加）
防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限
第九九條(一) 略
② 警察官職務執行法及び第九十九條第一項の規定は、第七十七條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛

隊の三等海尉以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行職務の執行について、同法第二十條第一項の規定は、自衛官前項の規定により公共の秩序の維持のため行職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、防衛大臣が指定する者」と、海上保安庁法第二十條第一項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは、「この項において準用する警察官職務執行法第七條及びこの法律第九十條第一項」と、「第十條第一項」とあるのは、「この項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは、「第七十六條第一項号に係る部分に限る。」の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは、「防衛大臣」と読み替へるものとする。

受け、国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ。

○公害紛争処理法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
△附則六三條（令和八・五・四までに施行）

（送達）

第四五條の二 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九九號）第九九條、第三百三條、第三百五條、第三百六條、第三百七條第一項及び第三項並びに第九九條の規定を準用する。この場合において、同法第九九條第一項中「執行官」とあり、同法第三百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「公害等調整委員会事務局の職員」と読み替へるものとする。

○学校教育法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象授業法等の附則七條（令和八・一二・二五までに施行）

第二二條の二（改正により追加）

第二三條 運用規定 ① 第五條、第六條、第九條から第十二條まで、第十三條第一項、第十四條、第四十三條及び第四四條の規定は専修学校に、第四十二條の規定は専修校（専門課程を置くものを除く）に、第九十條の規定は専修校（専門課程を置くものに限る）に準用する。この場合において、第十條中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三條第一項中「第四條第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公大学、大学法人を含む。」の設置する専修校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第三号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四條中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替へるものとする。

④（略）
新第九五條の四（改正により追加）
第九五條の四（略、改正後の第九五條の五）

③（略）
第九七條の二（都道府県等が処理する事務）
第九七條 ① 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

② 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

①（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例）
第二一五條の二（一）第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十一年法律第八十九號）第十條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をして」とあるのは、「協議に依れば」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

② 前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十條第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
△（附則）〇七条（令和八・五・二四までに施行）

（継続の登記の申請）

第三五条 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認ずる判決が確定した場合において、第二百七十六条第一項（同条第項において準用する場合を含む。以下同条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本及び第二百七十六条第項の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

○不動産登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六一六法六三）本則五九条（令和八・六一五までに施行）

（登記特定申請の通知）

第二三条①（略）
② 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないとき、同項本文の規定による通知を、関係人氏名又は名称、通知をべき事及び当該事項を記した書面をいつでも関係人に送付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方方法務局の掲示場に掲示するところにより行うことができる。この場合においては、掲示を開始した日から一週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。
一一三（改正により追加）

○借地借家法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
△（附則）七四条（令和八・五・二四までに施行）

（当事者に対する住所、氏名等の秘密）

第六一条 第四一一条の事件の申立てにおける申立てその他の申述の場合において、民事訴訟法第八十三条第一項（当事者）とあるのは、「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第三十二条第五項に規定する利害関係参加人を含む。第二百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）と、同法第二百三十三條の四第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第二百三十三條の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。第二百三十三條の四第二項において同じ。）とあるのは、「借地借家法第四一一条の事件」と、同法第二百三十三條の四第二項中「訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係」とあるのは「借地借家法第四一一条の事件」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、訴訟記録」とあるのは「借地借家法第四一一条の事件」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読替えるものとする。

○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

民事訴訟等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
△（附則）九二条（令和八・五・二四までに施行）

（当事者に対する住所、氏名等の秘密）

第七一条 発着情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成九年法律第九九号）第九二条の二の規定を適用する。（後略）

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第三三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条及び第九十四条の規定を適用する。（後略）

（電子情報処理組織の使用）

第三四一条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十九条を遂行して行つたこととしてあるものに関する事務を、同法第七十一条の規定により同法第六十一条に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十二条において読み替へて適用する民事訴訟法第九十二条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して、総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）に輸入されたファイルに記録しなければならない。

○会社法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則六条（令和八・五・二四まで）施行
- ・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六・五・二三法三三）附則二条七号（令和八・五・二一施行）

取締役の資格等

第三二条（一） 経略略

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十九條の二第一号から第十号の二まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八條第一項第八号、第九十九條第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二十二條第三項若しくは第二十五條第一号から第六号まで、第二十九号若しくは第三十号罪、民事再生法平成十一年法律第一百二十五号（第三十條）第二十五條、第二十六條、第二十七條から第三十條まで若しくは第三十二條の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第一百二十九号）第六十五條、第六十六條、第六十八條若しくは第六十九條の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第六十二條第六款、第六十七條、第六十九條から第七十一條まで若しくは第七十三條の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十八條から第二百七十一條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

④(6) 略

(裁判書の送達)

第八八三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第四百四條を除く）の規定を準用する。（改正後の①）

②（改正により追加）

有効な改正前規定（会社法）

○社債、株式等の振替に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則九条（令和八・五・二四まで）施行

特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続に関する特例

第三三條（一） 略

② 特定の銘柄の振替株式に係る第三十條第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録されていないものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合は、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。一 当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの（正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるもの）を当該取得者等が添付して請求をした場合は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

③（略）

社債、株式等の振替に関する法律

○商業登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則六条（令和八・五・二四まで）施行

(継続の登記)

第一〇三条 合名会社の設立の無効又は取消し訴えに係る請求を認容する判決が確定し、本条において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

第〇条の二 第一〇条の五（改正により追加）

民事訴訟法の準用

第一條 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く）を準用する。

第五九條の二（改正により追加）

別表（改正により追加）

商業登記法 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則六条（令和八・五・二四まで）施行
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則九四條（令和八・五・二四まで）施行

第〇条の二 第一〇条の五（改正により追加）

民事訴訟法の準用

第一條 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く）を準用する。

第五九條の二（改正により追加）

別表（改正により追加）

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

○民事訴訟法

有効な改正前規定（民事訴訟法）

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二三四）
- 八）本則（令和八・五・二四）までに施行
- ・情報通信技術の進歩等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三九）三附則二九条（号）（令和八・五・二）までに施行

第三編 総則

第三章 当事者

第一節 被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

- ② 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす（改正後の③）
- ③ 前項の異議の申立てについてその決定に対しては、即時抗告をすることができる（改正後の④）
- ④ 前項の費用負担を定めた場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

和解の費用負担の確定手続

- ① 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ② 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

訴訟の裁却及び和解による完了した場合等の取扱い

- ① 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ② 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

費用負担の確定手続

- ① 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ② 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

担保の取消

- ① 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ② 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

訴訟費用の負担

- ① 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ② 和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

- ③ 当事者及び利害関係者を陳明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄本、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書交付を請求することができる。
- ④ 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む）に関して適用する。この場合において、これらの物につきいて当事者又は利害関係者を陳明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、謄本を許さなければならない。
- ⑤ 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、拒絶することができる。

秘密保護のための閲覧等の制限

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

第一節 専門委員等

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

専門委員の関与

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

受命裁判官等の権限

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

受命裁判官等の権限

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

- ③ 秘密保護のための閲覧等の制限
- ④ 秘密保護のための閲覧等の制限

第三節 期日及び期間

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

期日の指及び変更

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

期日の呼出し

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

期日の呼出し

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

送達の実施機関

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

第四節 送達

第一款 送達

送達の実施機関

- ① 秘密保護のための閲覧等の制限
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限

有効な改正前規定 (民事訴訟法)

第一号から第三号までの処分について、第三百三条の規定は同号の処分について準用する。(改正後の⑥)

第三十二条の四 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、第三百三条の四第一項の処分に係る事件の記録を閲覧若しくは謄写する正本、謄本若しくは抄本の交付又は該事件に関する事項の説明書の交付を請求することができる。(改正後の②)

第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第三百二条の七第一項」と、同項中「相手方又は利害関係者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替るものとする。

第七章 電子情報処理組織による申立て等

第三十二条の〇 民事訴訟法に関する手続における申立て等に関するこの法律(以下「中立法」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面書類、文書、謄本、正本、副本、複本その他の文字、図形その他の知識について認識することを要するものとする)の他のものを有するもの(以下「中立法」という。)をもってするもの(以下「電子情報処理組織による申立て等」という。)については、当該申立て等に関するこの法律の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(出力装置を含む。以下「中立法」という。)と申立て等を発する者又は第三百九十九条の規定による処分を要する者の用に係る電子計算機)を電子通信回線若しくは電子情報処理組織を用いて、第三百九十七条から第四百二条まで(以下「中立法」という。))を用いて、当該申立て等(以下「電子情報処理組織による申立て等」という。))が、監督手続に関する申立て等であつて、支払督促の申立てが書面としてされたものではない。

② 前項本条の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものと規定した申立て等に関するこの法律の規定に規定する書面等も同様とするものとなし、当該申立て等に関するこの法律の規定を適用する。

③ 前項本条の規定によりされた申立て等については、同項の裁判所に使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「記録」という)に当該申立て等が記録されたものとみなす。

④ 前項本条の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称をすること等)を記載するものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等を代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講ずることができる。

⑤ 前項本条の規定によりされた申立て等(監督手続における申立て等を除く。次項において同じ)が第三項に規定するア

第八節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十二条の二 第三十二条の三(改正により追加)

第八節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十二条の三 略

① 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法律代理人(以下「中立法」という。)(「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

② 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者(以下「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

③ 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者(以下「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

④ 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者(以下「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

⑤ 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者(以下「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の住所若しくは氏名等(次項において「秘匿事項」という)の最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

④ 略

⑤ 改正により追加

第三十二条の四 秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則

第三十二条の三(裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするべき書面を託した場合において、当該送達に係る場所についての調査を託する場合を除く)において、当該送達に係る場所又はその法定代理人が社会生活を営むるときは、決定をするおそれがあることが明らかであるとして認めるときは、決定で当該書面及びこれに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができ、当事者は当該法定代理人又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該送達に係る事項に関する事項についての調査を委託した場合についても、同様とする。

改正により追加

第三十二条の五 秘匿決定の取消等

第三十二条の四(秘匿決定、第三百二条の二第二項の規定又は前条の規定(次項及び第七項において「秘匿決定等」という。))に係る者以外者は、訴訟記録等の存在を裁判所に対して、その要件が欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、その決定の取消の申立てをすることができ、

② 秘匿決定等に係る者以外当事者は、秘匿決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存在を裁判所の許可を得て、第三百二条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定によりその複製若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができ、

③ 略

の送達に必要な費用を納しない場合を含む。)について準用する。

第三章 口頭弁論及びその準備

第一節 口頭弁論

第五十一条 (任意書簡)

一、二訴訟記録又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。

四、六略

新③(改正により追加)

③(改正により追加)

新④(改正により追加)

④(改正により追加)

⑤(改正により追加)

⑥(改正により追加)

⑦(改正により追加)

⑧(改正により追加)

⑨(改正により追加)

⑩(改正により追加)

⑪(改正により追加)

⑫(改正により追加)

⑬(改正により追加)

⑭(改正により追加)

⑮(改正により追加)

⑯(改正により追加)

⑰(改正により追加)

⑱(改正により追加)

⑲(改正により追加)

⑳(改正により追加)

㉑(改正により追加)

㉒(改正により追加)

㉓(改正により追加)

㉔(改正により追加)

㉕(改正により追加)

㉖(改正により追加)

㉗(改正により追加)

㉘(改正により追加)

㉙(改正により追加)

㉚(改正により追加)

㉛(改正により追加)

㉜(改正により追加)

㉝(改正により追加)

㉞(改正により追加)

㉟(改正により追加)

㊱(改正により追加)

㊲(改正により追加)

㊳(改正により追加)

㊴(改正により追加)

㊵(改正により追加)

㊶(改正により追加)

㊷(改正により追加)

㊸(改正により追加)

㊹(改正により追加)

㊺(改正により追加)

㊻(改正により追加)

㊼(改正により追加)

㊽(改正により追加)

㊾(改正により追加)

㊿(改正により追加)

② 改正により追加

第二節 争点及び証拠の整理手続

第一款 準備の口頭弁論

第六十二条 当事者の不出頭等による終了
（当事者の不出頭等による終了）
第六六条 当事者が期日に準備手続を、又は第六百二十二条の規定により定められた期間内に準備手続の提出若しくは証拠の提出をしないときは、裁判所は、準備の口頭弁論を終了することができる。

第二款 弁論準備手続

（弁論準備手続における訴訟行為等）

第七〇条（略）

第七〇条（略）
第七〇条は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判及び文書（第二百三十一條に規定する物件を含む）の証拠調べをすることができ、
第七〇条（略）

（受命裁判官による弁論準備手続）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

第七〇条（略）

有効な改正前規定（民事訴訟法）

有効な改正前規定（民事訴訟法）

有効な改正前規定（民事訴訟法）

第一節の規定（第九条第一項の選付に関する部分を除く。）は昭和四六・〇一（昭和四六法四）から施行する（改正後の附則第一一条）

附則第二條 附則第三條（改正により追加）

別表第一（第三條 第四條関係）

項	上	下
一六（略）	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百二十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出の提起	（略）
八	再審の訴え（1）簡易裁判所に提起するも（2）簡易裁判所以外の裁判所に提起するも	二百円 二百円 四百円
八の一（略）		
九一和解の申立て（改正により削られた）		二千円
一〇支払督促の申立て		請求の目的の価額に応じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額
一一（改正により削られた）	イ 不動産の強制競売若しくは売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは取置執行の申立て（一）の二の項に掲げる申立て及び民事執行法第五十二条第二項（これを準用し）又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。又は金銭債権の差押処分申立て	（略）

（改正後の九の項）

一〇（略）

一一イ（略）

行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て（改正により削られた）

一二（改正後の〇の項）

破産手続開始の申立て、債権者がするものに限る。更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続擴張の申立て又は企業担保権の実行の申立て

一三（改正後の二の項）

一四（略）

一五（略）

一六イ（仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五十二条第一項、第二百六十六条第一項又は第二百七十七条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求めの申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十條第一項から第四項まで又は第十條二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二條第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害

一七（略）

一八（略）

一九（略）

二〇（略）

二一（略）

二二（略）

二三（略）

二四（略）

二五（略）

二六（略）

二七（略）

二八（略）

等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求めの申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十條第二項の規定による申立て及び他の他の項に掲げる申立てを除く。）

二九（略）

三〇（略）

三一（略）

三二（略）

三三（略）

三四（略）

三五（略）

三六（略）

三七（略）

三八（略）

三九（略）

四〇（略）

四一（略）

四二（略）

四三（略）

四四（略）

四五（略）

四六（略）

四七（略）

四八（略）

四九（略）

に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは執行の開始、若しくは執行処分取消を命ずる裁判を求める申立て（四）（略）

五〇（略）

五一（略）

五二（略）

五三（略）

五四（略）

五五（略）

五六（略）

五七（略）

五八（略）

五九（略）

六〇（略）

六一（略）

六二（略）

六三（略）

六四（略）

六五（略）

六六（略）

六七（略）

六八（略）

六九（略）

七〇（略）

破産法第九十五条、船舶の所有若しくは責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項一、二の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。二の申出又は申立て

七一（略）

七二（略）

七三（略）

七四（略）

七五（略）

七六（略）

七七（略）

七八（略）

七九（略）

八〇（略）

八一（略）

八二（略）

八三（略）

八四（略）

八五（略）

八六（略）

八七（略）

八八（略）

八九（略）

九〇（略）

九一（略）

有効な改正前規定（民事訴訟費用等に関する法律）

有効な改正前規定（民事訴訟費用等に関する規則）

第七項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第三項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四十条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第一項の規定による民事執行手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求めの申立て又は人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二十号）第一百五條の二の三項若しくは第一百五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十四條の六第七項若しくは第一百十四條の七第七項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十條第二項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十二條第一項若しくは第八十二條第二項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第三十六條第一項若しくは第三十七條第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しく

Table with 4 columns: 項 (上欄, 下欄), 一 (複製), 二 (事件の記録), 三 (事件の記録), 四 (略). Includes text: 第四十條第一項の規定による申立て、家賃滞返債に関する不正競争の防止に關する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九條第七項の規定による申立て

民事訴訟費用等に関する規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）本則条（令和八・五・二四までに施行）

第二條の二（略）
（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額）

第一條第一項の二の二の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五條第一項又は第三百九十五條若しくは第三百九十八條第一項（同法第四百二條第二項において準用する場合を含む）の規定により相対又は支払督促の申立ての時に課すの提起があつたものとみなされた事件

新第四條の二（改正により追加）
現金をもつてする手数料の納付等
第四條の二（一）法第八條ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超えない場合とする。

② 手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の通の納付書（日本銀行本店支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に關する特別取手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう）をいう）に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収書を裁判所に提出しなければならない。

③（略）
改正後の第四條の三

第四條の四（改正により追加）
（非訟事件手続規則の準用）

第四條の三 法第九條第一項から第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分、同条第八項の規定による異議の申立て及びその申立てについての裁判、法第十五條第一項（法第六條第一項（法第七條において準用する場合を含む））において準用する場合を含む

Table with 4 columns: 項 (上欄, 下欄), 一 (裁判所), 二 (裁判所), 三 (裁判所). Includes text: 裁判所における手続を求める申立て、若しくは法第九條第二項若しくは第三項又は第十條第一項若しくは第二項の項から二の二の項までに掲げる申立てを（略）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二五法四）
- △（附則二〇条（令和八・五・二四）までに施行）

（訴状等の送達）

第〇条① 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判における手続の最初の期日の呼出状以下この条及び次条第二項において「訴状等」という。送達は、次に掲げる方法によりするものとする。

- 一 略
- 二 柱書略

イ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法（平成八年法律第九号）に規定する方法であるものに限る。）

②（外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等）

- ① 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第一項の調書（次項及び第四項において「判決書等」という）の当該外国等に対する送達について準用する。
- ② 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- ③ 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文（同法第三百十三條（同法第二百八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第三百五十七条本文（同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。）若し第三百七十八條第二項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があった日又は第二項において準用する前条第一項の規定により送達があったものとみなされる日から四月の不变期間内に提起しなければならない。

○民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二五法四）
- △（附則四〇条（令和八・五・二四）までに施行）

（裁判外の文書の送達）

第六条① 略

② 前項の送達及び外国の当局の嘱托により本邦において送達する裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節の規定を準用する。

③ （改正により追加）

○民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和八・九・一七最高裁一四）附則四〇条（令和八・五・二四）までに施行）

（裁判外の文書の送達）

第三條の二 法第六條第一項の送達及び外国の当局の嘱托により本邦において送達する裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定を準用する。

○人事訴訟法

有効な改正前規定（人事訴訟法 人事訴訟規則）

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二三法四八）本則一五条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民事関係手続等に関する情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八・六・一四法五三）本則一九条（令和八・五・二四までに施行）

（参与員）

- 第九条①～⑤（略）
- ⑥（改正により追加）

第六六条の二（六六条の四）（改正により追加）

民事訴訟法の規定の適用除外

- 第九九条①（略）
- ② 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第二百六十七条の規定は、適用しない。

第二九条（略）

民事訴訟法の適用関係

- ② 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五条第一項中「地方裁判所の一人裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する一人裁判官、簡易裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同条第二項並びに第三十二条の第五項、第九十八十五条、第二百二十五条第二項及び第三項、第二百六十九条第二項、第三百十九條第九項並びに第三百二十七條第九項中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と、同法第二百一十一条第一項中「地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判」とあるのは、「家庭裁判」と、同法第二百一十條第一項中「地方裁判所の判決に対しては最高裁判所、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所」と、同法第三百二十六條第九項中「地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とする。
- ③（改正により追加）

（事実の調査）

- 第三三条①～⑤（略）

⑥⑦（改正により追加）

第三七条① 離婚の訴えに係る訴訟における相解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六条第二項中請求の認諾に関する部分を除く、及び第二百六十七条の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項中親権者の指定についての裁判をするに要しない場合に限る。

新②（改正により追加）

③④（略）改正後の③④

別表（改正により追加）

○人事訴訟規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和八・九・一七最高裁一四本則一五条（令和八・五・二四までに施行）

第一一条の二（改正により追加）

第六六条の二（改正により追加）

第一一条 人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十二条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならぬ。

第二二条（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条）

第二二条 法第十七条（関連請求の併合等）第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求をする訴えを家庭裁判所に提起するとき、訴状には、民事訴訟規則第五十二条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

第一六条 法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表に掲げる訴えの区分に依り、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものとする。

（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第一八条 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、同規則第四四条（訴訟調べの再審判の通知）中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とする。

第一八条の二（第一八条の二三）（改正により追加）

第三三条の二（改正により追加）

第二〇条の二（改正により追加）

第三三条の二（改正により追加）

別表第一（改正により追加）

別表第二（改正により追加）

○借地非訟事件手続規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則 令和八・九・二七
高裁規四 附則一九条 令和八・五・二四までに施行

（当事者に対する住所、氏名等の秘密、法第六十条）

第三三条の二 法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則 平成八年最高裁判所所第五号 第二編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の第二項中「この規則の規定（第五十二条の十（仮置）事項）」を「この規則の規定（第五十二条の十（仮置）事項）」と読み替えるものとする。

新③ (改正により追加)
②④ (略、改後の⑤)

○家事事件手続法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・民事訴訟法の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則七条 令和八・五・二四までに施行
・民事訴訟法等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則三六条 令和八・五・二四までに施行

（当事者に対する住所、氏名等の秘密、法第六十条）

第三三条の二 民事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則 平成八年最高裁判所所第五号 第二編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の第二項中「この規則の規定（第五十二条の十（仮置）事項）」を「この規則の規定（第五十二条の十（仮置）事項）」と読み替えるものとする。

新③ (改正により追加)
②④ (略、改後の⑤)

有効な改正前規定（借地非訟事件手続規則 家事事件手続法）

第三六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟

第四〇条（略）

新③ (改正により追加)
① (略、改後の④)
② (略、改後の⑤)

法第一編第五章第四節及び第六百三十条から第六百三十二条まで（同条第一項を除く）の規定を準用する。この場合において、同法第六百三十二条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判又は調停を求める事項」と読み替えるものとする。改正後の①

② (改正により追加)

第三八条の二 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項第七及び八条において申立て等）については、民事訴訟法第六百三十二条の第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く）を準用する。

第三八条の三 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十二条の第二項並びに第六百三十三条の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十二条の第二項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八条第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第三八条の四 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十三号の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十三号の四第一項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八号第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第三八条の五 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十三号の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十三号の四第一項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八号第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第三八条の六 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十三号の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十三号の四第一項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八号第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第三八条の七 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十三号の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十三号の四第一項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八号第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第三八条の八 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第六百三十三号の四第一項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第六百三十三号の四第一項中「当事者」とあるのは、立事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項）同法第六百五十八号第一項において準用する場合を含む。第二項及び第七項において同じ。又はこれらの者以外の審判を受けようとする者若しくは同法第六百三十三号に規定する審判を受けようとする者をいう。同法第六百三十三号の四第一項（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は「訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定等（家事事件手続法第二百七十七条第二項）並びに同法第六百八十九号第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件に係るものを除く。次項、第四項の調査及び第七項において同じ。」に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第六百三十三号の第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」とあるのは「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

新③ (改正により追加)
① (略、改後の④)
② (略、改後の⑤)

新③ (改正により追加)
① (略、改後の④)
② (略、改後の⑤)

（申立ての方式等）
第四九条の二 (略)

第四九条の三 家事審判の申立書が第一項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い家事審判の申立ての材料を納付しない場合も、同様とする。

第五〇条の二 (略)
第五〇条の三 (略)
第五〇条の四 (略)
第五〇条の五 (略)

第五〇条の六 (略)
第五〇条の七 (略)
第五〇条の八 (略)
第五〇条の九 (略)

第五〇条の十 (略)
第五〇条の十一 (略)
第五〇条の十二 (略)
第五〇条の十三 (略)

第五〇条の十四 (略)
第五〇条の十五 (略)
第五〇条の十六 (略)
第五〇条の十七 (略)

第五〇条の十八 (略)
第五〇条の十九 (略)
第五〇条の二十 (略)
第五〇条の二十一 (略)

第五〇条の二十二 (略)
第五〇条の二十三 (略)
第五〇条の二十四 (略)
第五〇条の二十五 (略)

（音声の送受信による通話の方法による手続）
第五〇条の二十六 (略)
第五〇条の二十七 (略)
第五〇条の二十八 (略)
第五〇条の二十九 (略)

第四四案の二・第四四案の三（改正により追加）

（証拠調べ・法第六十四案）

第四六条① 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第三編第三章第一節から第節までの規定（同規則第九十九条第二項、第九十九条第一項、第一百条、第一百零一条及び第一百三十三条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは、「家事事件手続規則第二十六条第一項の送達」と、同規則第九十九条の二、第一百零一条の二、第一百三十三条の二及び第一百三十四条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは、「家事審判の手続の期日」と、同規則第一百四十三条第三項中「第九十九条証拠の申出」第一項とあるのは、「家事事件手続規則第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第四六条の二・第四六条の四（改正により追加）

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六案）

第六八条①（略）

② 民事訴訟規則第五十条の二、第九十九条第一項、第九十九条第二項、第九十九条第三項、第九十九条第四項及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第九十九条第三項中「第九十九条へ」とあるのは、「第九十九条」と、同規則第九十九条第三項中「第九十九条へ」とあるのは、「第九十九条」と、同規則第九十九条第三項の上告理由の記載の方式又は第九十九条（法第三百三十一條）第三項の上告理由の記載の方式とあるのは、同規則第六十八條第二項において準用する第九十九條第一項と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八案）

第六九条①（略）

② 民事訴訟規則第九十二條、第九十九條第三項、第九十九條第四項及び第九十九條第五項の規定は法第九十七條第二項の申立てについて、同規則第二百二條の規定は法第九十七條第一項の規定による許可をする場合について、同規則第五十二條の二及び第二百二條の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第九十六條第一項中「第九十九條（上告理由書の提出期間）」とあるのは、「家事事件手続規則第六十九條第一項において読み替える準用する同規則第六十三條」と、「第九十九條（法第三百三十一條）第一項及び第二項の上告理由の記載の方式」とあるのは、「第九十九條（法第三百三十一條）第一項及び第二項の上告理由の記載の方式」とあるのは、同規則第八十九條第一項において準用する第九十九條第一項と、同規則第九十二條中「法第三百三十一條（原裁判所による上告の却下）」とあるのは、「家事事件手続法第九十七條第一項の規定による申立ての不許可」と、「法第三百

十五條（上告の理由の記載）第二項」とあるのは、「家事事件手続規則第六十九條第二項において準用する第九十九條第一項」と読み替えるものとする。

（期日調査等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百一十三案等）

第二六条①（略）

② 民事訴訟規則第六十八條から第七十六條まで及び第七十七條の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調査について準用する。この場合において、同規則第六十八條第一項中「前条（口頭弁論調査の実質的記載事項）」第一項とあるのは、「家事事件手続規則第二百二十六條第一項において読み替えて準用する同規則第三十二條第一項」と、同規則第七十四條第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは、「家事調停に関する審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第二百八十八條において準用する同法第九十七條第二項」と読み替えるものとする。

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八案）

第二八条①

家事調停の手続における参加及び排除については第二十七條及び第二十八條の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九條（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六條の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二條及び第四十三條の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四條第一項、第四十五條及び第四十六條の規定を、家事調停に関する審判については第四十九條から第五十一條まで（第四十九條第三項及び第五十條第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九條第三項、第五十條第四項及び第五十一條の規定を準用する。この場合において、第四十九條第一項中「第四十七條第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四條第一項又は第四項」と読み替えるものとする。

別表第一—別表第二（改正により追加）

有効な改正前規定（家事事件手続規則）

有効な改正前規定（国際的な子の奪取の民事上の側面）
○国際的な子の奪取の民事上の側面
に関する条約の実施に関する法律

令和八年四月三日以降効を旧規定

- 改正法令一覧
- 民事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年・五二・三三法四）
- 八附則一六条（令和八年・五二・四四までに施行）
- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年・六・四五法三）
- 本則三四一条（令和八年・五二・四四までに施行）

（手続費用に関する民事訴訟法の適用等）

- 第八八条 民事訴訟法第六十八号の第七十四条までの規定（裁判所書記官の処分に対する不服等）については、この決定に対する即時抗告に関する部分を除くは、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下又は補助参加についての異議」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成十五年法律第四十八号）第四十七条第二項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と同条第二項中「第六十一条から第六十六条及び」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と読み替えるものとする。
- ② 前項において準用する民事訴訟法第十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法七十二條後段において準用する場合を含む）、第七十三条第二項及び第七十四条第一項の協議の申立等については、裁判所に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（記録の閲覧等）

- 第八九条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号及び第六十九条第二項において「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証書の交付を請求する。
- ② ①（略）
- ③ ①（略）

（期日及び期間）

- 第九十条 子の返還申立事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。
- ② ①（略）

- 新④ ⑤（改正により追加）
- ④ 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期間について準用する。改正後の
- ⑤ ①（略）

（送達及び手続の中止）

- 第六七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第四章第四節及び第三十条から第三十二条まで（同条第一項を除く）の規定を準用する。この場合において、同法第三十二条中「その訴訟の目的を認める訴訟又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求めた事案」と読み替えるものとする。改正後の①
- ② ①（改正により追加）

第六九条の二 子の返還申立事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第四十三條、第四十三條の二、第四十一及び第四十二條第一項から第四項、第四十三條第一項及び第四十三條第二項に係る部分に限る。及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第四十三條第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者又は手続に参加した子、国際的な子の奪取の民事上の側面に参加した事実に関する事項及び第七項において規定する手続に参加した事実をいう。次項及び第七項において「同一」とあるのは、「当事者又は手続に参加した」と、「訴訟記録等」とあるのは、「子の返還申立事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるものとする。

（申立ての方式等）

- 第七〇条 ① ③（略）
- ④ 子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律昭和四十六年法律第四十号の規定に従い子の返還の申立ての手続料を納付しない場合も、同様とする。
- ⑤ ①（略）
- ⑥ 改正により追加

（宣誓の送達による調書の方法による手続）

- 第七五条 ① 家庭裁判所は、当事者が連隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が宣誓の送達を受けることにより、調書を作成することができる。子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く）を行うことができる。

第八〇条 ②（略）

（証拠調べ）

- 第八六条 ① 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第一節から第六節までの規定（同法第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條及び第九十一條第一項）を準用する。この場合において、同法第八十五條第一項中「地方裁判所」とあるのは、簡易裁判所とあるのは、他の家庭裁判所と、同条第九十條中「地方裁判所」とあるのは、家庭裁判所と、同条第九十一條中「簡易裁判所」とあるのは、家庭裁判所と読み替えるものとする。
- ② ①（略）

（子の返還の申立ての取下げ）

- 第九九条 ③ ④（略）
- ④ 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論（弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論の期日」という。））」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

（和解）

- 第一〇〇条 ① 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第九十九條の二、第二百四十四條及び第二百五十五條の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四條及び第二百五十五條第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手続」と読み替えるものとする。
- ② ①（略）
- ③ ①（略）

（即時抗告の提起の方式等）

- 第一〇三条 ⑤ ⑥（略）
- ⑥ 第七十條第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手続料を納付しない場合について準用する。

（第一審の手続の規定及び民事訴訟法の適用等）

- 第一〇七条 ② ③（略）
- ③ 民事訴訟法第二百八十三條、第二百八十四條、第二百九十二條、第二百九十八條第一項、第二百九十九條、第三百零二條、第三百零三條及び第三百零五條までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する統について準用する。この場合において、同法第二百九十九條第二項中「第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九條第四項」と、同法第二百九十九條第二項中「第六条第一項各号」とあるのは、「国際的な子の

奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と同法第二百九十九條第五項中「第二百八十九條」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十條」と読み替えるものとする。

（出国禁止命令の申立て等）

- 第二二三条 ① ③（略）
- ④ 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論（弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論の期日」という。））」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百九十九條第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

○配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

令和八年四月三日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）附則九条（令和八・五・二四までに施行）

（保護命令事件における調停の省略等）

第①条 第一条において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調停については、裁判長が許可を得て、証人鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は横証の結果の記載を省略することができる。

第②条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七百六十条第一項（第十一条において準用する民事訴訟規則第七十八条において準用する場合に限る）の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調停は、作成を要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

新第二一条 第二一条の一（改正により追加）

（民事訴訟規則の準用）

第一条 この規則では、特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の一及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。（改正後の第一一条の二）

別表（改正により追加）

○民事調停法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則四六条（令和・五・二四までに施行）
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（令和五・六・一四法五三）本則六三条（令和八・五・二四までに施行）

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二条の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「当事者」とあるのは、「当事者は参加人（民事調停法第十条（同法第十五条において準用する場合を含む）の規定により調停手続に参加した者をいふ）」と、同法第三十三條の四第一項及び第七項において「同じ」と同法第三十三條の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録をいふ）」、第三十三條の四第四項及び第五項において「同じ」とあるのは、「調停事件の記録」と、同法第三十三條の四第四項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは参加人又は利害關係を疎明した第三者は、当事者又は参加人と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は参加人と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「調停事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「調停事件の記録」と読み替へるものとする。

（小作官等の意見陳述）

第七條 略（改正後の①）

第二章（改正により追加）

第七節 第三條の四（改正により追加）

○民事調停規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）附則六条（令和八・五・二四までに施行）

（民事執行の手続の停止）

第五條 ① 調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によつて解決することが相当である場合において、調停の成立を不能し又は著しく困難にするおそれあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となつた権利に關する民事執行の手続を停止することを命ずることができる。ただし、裁判官及び調停その他裁判所に依つて作成する書面に基き、民事執行の手続については、この限りでない。

④ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十一条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。

⑤ 略

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第三条の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項））とあるのは、「民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第二十四条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは、「民事調停規則第二十四条において準用する非訟事件手続規則」と読み替へるものとする。（改正後の①）

（民事調停官の権限）

第二五條（任意略）

一 略

二 第五條第四項において準用する民事訴訟法第七十六條、第七十九條第一項から第三項まで及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則第二十九條第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に關するもの

第八條の二（改正により追加）

（和製の仲介）

第九條 ① 略
② 前条第一項本文の規定は、前項の規定により和製の仲介をさせるときに準用する。

○特定調停手続規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和八・九・二七
高裁規四）附則四六条（令和八・五・二四までに施行）

（調停委員等の書面による受諾等・法第百十六條等）

第七條 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第百六
十三條（和解事項の書面による受諾）の規定は法第百十條
（調停事項の書面による受諾）の規定による調停事項の提
示及び受諾並びに同条の規定により当事者間に合意が成立した
ものとみなされる場について、同規則第百六十四條（裁判所
等が定める和解事項）の規定に法第百七條（調停委員会が定め
る調停事項）の規定により調停委員会が調停事項を定める場合
について準用する。改正後の（）
②（改正により追加）

○仲裁法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟法の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四
八）附則九七條（令和八・五・二四までに施行）

第九條の二 第九條の五（改正により追加）

裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用
第一〇條 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により
裁判所が行う手続については、その性質に反しない限り、民事
訴訟法（平成八年法律百九号）第一編から第四編までの規定
（同法第八十條の二の規定を除く。）を準用する。
別表（改正により追加）

○民事執行法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟法の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四
八）本則九條（令和八・五・二四までに施行）
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図る
ための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五
三）本則一、二條（令和八・五・二四までに施行）

第一五條の二 改正より追加

（差送の特別）
第六條の三（略）
④ 前項の規定による差送すべき場合において、第二條にお
いて準用する民事訴訟法第百六條の規定により差送をすることが
できないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業
所又は事務所において、書類を書留郵便又は民間事業者による
信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條
第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定
する特定信書事業者の提供するものとして最高裁判所規則で定
めるものに付して差送することができる。この場合において
は、民事訴訟法第百七條第二項及び第三項の規定を準用する。
⑤（改正により追加）

第一八條の二 改正より追加

第一九條の二・第一九條の三 改正により追加

（民事訴訟法の準用）

第二〇條 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關し
ては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編
までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。

第二二條の二 改正より追加

第二七條① 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合に
おいては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証す
る文書を提出したときに限り、付与することができる。
② 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者と
する執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行を
することができるときは裁判所書記官若しくは公認人に明白で
あるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したとき

③ 執行文は、債務名義に基づいて次に掲げる事由のいずれかがあ
り、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡の
強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定し又はこれを
困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれを
証する文書を提出したときに限り、債権者を特定しないで付
与することができる。
④（略）
⑤（略）

（執行文の再度付与等）

第八條①（略）
② 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言
を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本を更に交付す
る場合について準用する。

（債務名義の差送）

第九條 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義と
なび、かつ、裁判の正本若しくは勝訴又はその債務名義若しくは裁
判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送
達されたときに限り、開始することができる。第十七條の規定
定により執行文が交付された場合においては、執行文の勝訴又は
は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出
した文書の原本も、あらかじめ、又は同時に、差送されなけれ
ばならない。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三條①④（略）
⑤ 前各項の規定は、第十八條第一項の規定による少額訴訟に
おける確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若し
くは支払督促の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

第三條① 第二十七條第一項又は第二項に規定する文書の提出
をすることができないときは、債権者は、執行文、同条第一項
の規定により付与されるものを除く）の付与を求め、ために
執行文付与の訴えを提起することができる。

（註略）

（註略）

第三十二條第四号 当該支払督促の申立てについて同法第
三十九條第八号（三）において準用する場合を含む。）の規定
第三十二條第十項 文書に訴えの提起があったものとみな
本文の規定による文書 裁判所
支払督促の申立て又は
同法第四〇條第一項
に規定する方式に
より記載された書面

○民事保全法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）（附則七）条（令和八・五・二四まで）に施行
 - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一〇条（令和八・五・四まで）に施行
- 第六條の二（改正により追加）

○民事訴訟法の準用

第六條 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第四編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く）を準用する。

○民事執行法の準用

第六條 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五條から第四條まで、第十四條、第十八條、第十八條、第二十三條第一項、第二十七條、第二十七條第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十二條から第三十四條まで、第三十條から第三十八條まで、第三十九條第一項、第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十條並びに第四十一條の規定は、保全執行について準用する。

別表（改正により追加）

○民事保全規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁一四）附則四三條（令和八・五・四まで）に施行
- （催告及び通知）
- 第六條 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五〇）第四條の規定は、民事保全の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替へるものとする。（改正後の①）
- ②（改正により追加）
- ③（改正により追加）
- 新第六條 第六條の一〇（改正により追加）

○民事訴訟規則の準用

第六條 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三二條の二及び同規則第三三條の三の規定を除く）を準用する。（改正後の第六條の一）

○調書決定

第六條 ①③（略）
④（改正により追加）

○民事執行規則の準用

第三條 民事執行規則第一章（第一條、第二條、第三條、第十四條、第十四條及び第十五條の二を除く）及び同規則第二章第一節（第十六條第二項、第二十條及び第二十二條の三を除く）の規定は、保全執行について準用する。ただし、同規則第二十一條の規定は、登記若しくは登録をする方法は第二債務者若しくはこれに準ずる者に保全命令の送達をする方法による保全執行については、この限りでない。

別表（改正により追加）

○破産法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（附則一〇）条（令和八・五・四まで）に施行
 - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則二四九條（令和八・五・四まで）に施行
- 第八條の一（改正により追加）

○民事訴訟法の準用

第九條 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第四編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く）を準用する。

○特別調査期日における調査

第二二條の二（改正により追加）
第二三條（略）
②（第二十九條第一項及び第三項、同条第六項において準用する）
③（第二十九條第一項から第五項まで、第二百二十條並びに前条第七項及び第九項）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

○配当等の実施

第三九條の二（略）
③（民事執行法第八五條及び第八八條から第九二條までの規定は、第一項の配当の手続について、同法第八八條、第九一一条及び第九二條の規定は前項の規定による現金の交付の手続について準用する。）

別表（改正により追加）

○破産規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁一四）附則五一條（令和八・五・二四まで）に施行
- （事件に関する文書の閲覧等）法第十一條
- ④（改正により追加）
- ⑤（略）
- ⑥（略）
- 新第二二條 第二二條の一〇（改正により追加）

○民事訴訟規則の準用（法第十一條）

第二二條 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第三十條）の規定（同規則第三十條の二及び第三十條の三の規定を除く）を準用する。（改正後の第二二條の一）

○破産債権の届出の方式（法第十一條）

第三三條（略）
④（住所略）
一 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行された債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四〇）第十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第二号の書面（公証書に録された執行事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し）
三（略）

○書面による破産債権の調査に関する規定の準用

第四四條 ① 第三十八條の規定は、破産管財人が一般調査期日又は特別調査期日において述べた法第一百七條第一項各号に掲げる事項についての調査を認める旨に変更する場合並びに併用した破産債権者が前条第一項前段（同条第二項において準用する場合を含む）に規定する異議を撤回する場合及び破産者が同条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む）に規定する異議を撤回する場合について準用する。

別表（改正により追加）

②④ 略

第四五五の二 改正により追加

第六案(一) 改正により追加

第六案① 民事執行規則(昭和十四年最高裁判所規則第五号)第二十一条(第二項後段を除く)、第六十条及び第六十一条の規定は、法第九十九条第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について適用する。この場合において、同規則第二十一条第五十條第一項及び第六十條中、執行裁判所とあるのは、裁判所と同規則第五十九條第一項中、不動産の代金とあり、同条第二項中、代金とあり、及び同規則第六十一条中、売却代金とあるのは、破産法第一百八十六條第一号に規定する売却金の額(同法第一百八十八條第八項に規定する届出されなかった場合であつて同号に掲げる場合にあつては、その売却金の額から同号に規定する組入金の額を控除した額)に相当する金と、同規則第五十九條第三項第六十條中、各債権者及び債権者とあるのは、被申立担保権者及び破産財人、と同規則第六十條中、各債権者、とあるのは、被申立担保権者、と、附帯の債権の額並びに執行費用、とあるのは、附帯債権、と読み替へるものとする。

② 第十一条の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四十条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九條第二項の規定による通知については、準用しない。

別表 改正により追加

○民事再生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・二五法四八)附則八四條(令和八・五・四まで施行)
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五三)本則四五條(令和八・五・二四まで施行)

第八の二 第一案の五 改正により追加

民事訴訟法の適用

第八案 特別の定めがある場合を除き、再生手続に關してはその性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第八十七條の二の規定を除く)を準用する。

第二一五五の二 改正により追加

配当等の実施

③ 第一五五條(略)
民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五條及び第十八條から第八十二條までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八條第九十一條及び第九十二條の規定は前項の規定による済金の交付の手続について準用する。

別表 改正により追加

○民事再生規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

民事訴訟規則の一部を改正する規則(令和八・九・一七最高裁規一四)附則四七條(令和八・五・四まで施行)
事件に関する文書の閲覧等・法第六六條
第九九條(略)
改正により追加

新第一案 第一案の一〇 改正により追加

民事訴訟規則の適用・法第十八案

第一案 特別の定めがある場合を除き、再生手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定(同規則第三十條の二、映像と音声の送受信による送受信の方法による口頭弁論の期日)及び第三十七條の三(音声による送受信による通話の方法による審問の期日)の規定を除く)を準用する。改正後の第二案の一)

届出の方式・法第九十四案

③ 再生債権がある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書、執行ある債務名義の写し(債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行證書、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條(債務名義)第五項に規定する執行證書をいう)である場合にあつては、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十三條(公正証書の謄本の交付等)第一項第二号の書面(公正証書の謄本)の写しを添付しなければならない。

④ 略

④ (再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第一百十條第四七條、再生債権の確定に関する訴訟についてした判決の確定した場合において、法第一百十條(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)の申立てをすることは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。(改正後追加)
② 改正により追加
新第四九條 改正により追加

監督委員等の債権者集会への出席・法百十六案

第四九案①(略)

②④(改正により追加)

改正後第五五條

第五〇條及び第五二條 削除

⑧ 前項の規定は、調査員について準用する。改正後の⑤

⑨ 前項の規定は、調査員について準用する。改正後の⑤

配当等の実施・法百五十五案

第八案① 民事執行規則第五十條(民事執行の調査)、第五十九條(事項後段を除く)配当期日の指定、第六十條(計算書の提出の催告)及び第六十一條(売却代金の交付等)手続の規定は、法第九十九條第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について適用する。この場合において、同規則第十二條、第五十九條第一項及び第六十條中、執行裁判所とあるのは、裁判所と同規則第五十九條第一項中、不動産の代金とあり、同条第二項中、代金とあり、及び同規則第六十一條中、売却代金とあるのは、民事再生法第五十一條(価額に相当する金銭の納付等)第一項に規定する金銭と、同規則第五十九條第三項及び第六十一條中、各債権者及び債権者とするのは、担保権者及び再生債権者と、同規則第七十條中、各債権者とするのは、担保権者と、執行費用とあるのは、民事再生法第五十一條(費用の負担)第三項の費用と読み替へるものとする。

② 略

別表 改正により追加

○会社更生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二三四）
 - 八）附則九条（令和八・五・二四四）で施行
 - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四四五）
 - 三）本則一〇二条（令和八・五・二四四）で施行
- 第八條の二（第八條の五）改正により追加

（民事訴訟法の準用）

第三條 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の規定を除く。）を準用する。

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い）

第二一〇条（略）

③ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第二項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定により弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

第二一五條の二（改正により追加）

別表（改正により追加）

○会社更生規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和八・九・一七）
 - 高規一四（附則五）条（令和八・五・二四四）で施行
- （事件に関する文書の關等）法第十二條
- ④⑤（改正により追加）
- 新第一〇条第一〇（改正により追加）

（民事訴訟規則の準用）法第十三條

第一〇条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十條の二及び第三十條の三の規定を除く。）を準用する。（改正後の第二〇条の二）

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い）法第十條

第一八条（略）

第一八条① 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第六十二条、第五十九条（第一項後段を除く）、第六十条及び第六十一条の規定は、法第一百十條第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。この場合において、同規則第十二條第一項、第五十九條第一項及び第六十條中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九條第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「更生計画認可の決定前に更生手続が終了した」と、同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「更生手続が終了した」と、同規則第五十九條第三項及び第六十一條中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び更生会社」と、同規則第六十條中「各債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、「執行費用」とあるのは「会社更生法第一百七條第三項の費用」と、同規則第六十一條中「売却代金」とあるのは「会社更生法第一百八條第一項又は同法第十二條第二項の規定により納付された金銭」と読み替えるものとする。

第二八條の二（改正により追加）

別表（改正により追加）

第二一九條（改正後の①）

②④（改正により追加）

- （更生債権等の届出方式）法第二百二十八條
- 第三六條①③（略）
- ④ 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をい）である場合においては、公証人法（明治四十年法律第五十三号）第四十三條第一項第一号の書面（公正証書）に記録されている事項の全部を出力したものに限り、又は判決書の写しを添付しなければならない。
- ⑤（略）

別表（改正により追加）

○外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五五四）
 - 八）附則九条（令和八・五・二四四）で施行
- 第六條の二（第六條の五）改正により追加

（民事訴訟法の準用）

第五條 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。

別表（改正により追加）

有効な改正前規定（性的姿態撮影行為処罰法）

て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条第三項規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の有効が生ずる期間は、同法第一百十條第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。（改正後第①）

第五案（略 改正後の①）

第七案（略 改正後の①）

（検査官の処分）

第七案（一）（罰則）

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めたこと

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又はその業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができる電気通信を行うための設備を設置して、いづれに對し、その業務上記録される電気通信の送附先、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録の送らなければならないものを特定し、三十日を超えない期間一延長する場合には、通じて六十日を超えない期間一を定めて、これを消去しないよう、書面を求めると

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜査又は検証をすること

②（略）

（運用）

第七案（一） この章に特別の定めがあるもののほか、裁判官若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検査官若しくは検察事務官の審査、処分若しくは令状の発付、検査官若しくは検察事務官のする処分及び裁判官の審査（利害関係者の参加については第三章及び第四章 刑事訴訟法 第一編第二章及び第五章から第十三条まで、第二編第三章 第三編第二章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の取戻手続に関する応措置法の規定を、共助の要請を受理し、昭和五十五年法律第六十九号（国際捜査共助等に関する法律）昭和五十五年法律第六十九号（第四條 第五條 第六條 第七條）に係る部分に限る）及び第三項並びに第七案第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和五十八年法律第六十八号）第八條第一項並びに第八案第一項及び第八案第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

②（略 改正後の③）

別表第三（第六案の一 関係）

第二十七 出入国管理及び難民認定法第七十條第一項第一号、不

法国）、第二号（不法入境）若しくは第五号（不法残留）若しくは第六号（不法滞在の罪（正犯より犯されたものを除く））、同法第七十三條の四（偽造在留カード等留外カード（偽造））、第七十三條の四（偽造在留カード等留外カード（偽造））、第七十四條第一項（集団密航者の不正受付け等）若しくは第七十四條の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十條第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）又は同法第七十四條の六の二（第二号）第一号（難民旅行証明書の不正交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第三号（営利目的の難民旅行証明書の不正受付け等）若しくは第四号（難民旅行証明書の所持等）若しくは第七十條第一項若しくは第七十條の八（第一号若しくは第二号）第一号（不法入国者等の威嚇等）第七十條の四（第一号）第一号（不法入国者等の威嚇等）第六十八（第六十七）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

九十四（改正により追加）

六十八（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）第六十條第一項第三項（特別永住者証明書の偽造等）又は第七十條（偽造持別永住者証明書等の所持）第六十九（第九十三）（略）

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

令和四年四月二日降有効な旧規定
改正法律第六号
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第八案（一）（住居等）

一（略）
二 刑事性的な画像の提供等による被害の防止に関する法律（平成十六年法律第二百六号）第三條第一項から第三項までの罪の犯罪行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録を、同法第二條第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第一号及び第二号（第一号口又は同じ）が記録されている物若しくはこれを複製した物又は当該犯罪行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録を、同法第二條第二項に規定する私事性的画像記録をいう。同法第一項第一号において（同一）を挿した物

②（略）

第四章第二節

第一条（一）改正により追加

第二章（消去等措置のための領置等）

第二条 検査官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当するとし、同条において、当該押収物（一）を有るときは、刑事訴訟法の規定による押収を解かず、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することとなる。

第二条の二（改正により追加）

第三条（一） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（二） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（三） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（四） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（五） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（六） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（七） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（八） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（九） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（十） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（十一） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（十二） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

第三条（十三） 刑事被告人の事件の裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和七・五・二三三九、本則三三六条、令和九・三・三三）までに、令和八・五・二二で施行

において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

② 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認めるときは、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当するとし、同条において、当該押収物（一）を有るときは、刑事訴訟法の規定による押収を解かず、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することとなる。

③ 検査官は、第一項前段又は前項前段の規定により通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当するとし、同条において、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、検査官が当該押収物を領置しないときは、その押収を解するものと、検査官が当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

○刑事訴訟法

することができ、状態に置く措置をとるとあるのは「当該行政庁の事務の掲げ」と、同項及び同法第十二条第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲げを始めた」とする。改正により削られた。

④ 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料対象等が記録された部分については謄写を求めることができず、改正後の③。

⑤ 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去決定又は消去命をする必要があると認めるときは、遅滞なく、消去命をするものとす。改正後の③。

⑥ 略。改正後の③。

第八條之二 (改正により追加)

〔合理的な根拠を示す資料の提出〕

第九條 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要と認めるときは、当該申出をし者に對し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録でないことを裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)

第〇條(一) 消去等決定及び消去命令は、書面で行なければならぬ。

(二) 任意略。

(三) 任意略。

(四) 改正により追加。

第四四條(註釋略)

③ 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知られないときは、その他第一項の書面の原本を送達することができる。この場合、検察官が当該書面の原本を保管しているときは、送達を受けるべき者を交付すべき旨を該検察官が所属する警察庁の掲示欄に掲げし、この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時と同項の規定による送達があったものとみなす。

第四四條(註釋略)

① 又は事実を隠したとき。

(二) 略。

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法の一部を改正する法律(令和八・五・二五法四)
- ・民法(令和八・五・一四まで施行)
- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・二三法九、本則(一)条、二条、三、三二まで、令和八・五・二二まで)に施行

第四四條(書類、証拠物の閲覧・謄写)

① 弁護人は、公訴の提起後、は裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するに付、裁判所の許可を受けなければならない。改正後の③。

② 前項の規定にかかわらず、第百四十七條第四項に規定する記録媒体は、謄写することができる。改正後の③。

第四四條之二 (改正により追加)

第四四條(一) 略。

第四四條(二) 略。

第四四條(三) 略。

第四四條(公判調書の作成、整理)

① 略。

② 公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。改正後の③。

③ 公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日における判決を宣告する日までの期間が十日に満たない判決における当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内(判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内)に、整理すれば足りる。改正後の④。

第四九條(被告の公判調書閲覧権)

被告人弁護士でないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができる。又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五〇條(公判調書の未整理と当事者の権利)

① 公判調書が次の

回の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求を受けた検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確につき異議を申し立てるときは、その旨を調書に記載しなければならない。

② 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記は、次の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審判に関する重要な事項を告げなければならない。

第五二條(公判調書の記載に対する異議申立て)

① 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てるとき及び、異議の申立があつたときは、その旨を調書に記しなければならない。改正後の③。

② 前項の異議の申立ては、遅くとも該審級における最後の公判期日以後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八條第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日以内に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内(これをす)ることができる。

第五二條(公判調書の証明力)

公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五三條(訴訟記録の公開)

① 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

② 日本国憲法第八十二条第二項但書掲げる事件については、閲覧を禁止するとはでない。

③ 略。改正後の③。

④ 略。改正後の③。

第五四條(送達)

書面の送達については、裁判所の規則に特別の規定のある場合を除いては、民事訴訟法に関する法令の公示送達に関する規定を除くを準用する。

第六二條之二(第五四條の四)

(改正により追加)

② (改正により追加)

第六二條(一) 略。改正後の①。

第六二條(二) 略。改正後の①。

第六三條(召喚状の方式)

召喚状とは、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を記載し、裁判所又は受命裁判官が、これに規定する事項を記載し、裁判所又は受命裁判官が、これに署名捺印しなければならない。改正後の①。

② (改正により追加)

第六四條(勾引状の方式)

① 勾引状又は勾引状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留及び住居施設、有効期間とその期間経過後は執行し着手することができず合伏の間を待たなければならない旨並びに執行の日及びその他の裁判所規則となる事項を記載し、裁判所又は受命裁判官が、これに署名捺印しなければならない。改正後の①。

② (改正により追加)

③ 略。改正後の③。

④ 被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。改正後の④。

第六五條(召喚状の手続)

① 略。

② 被告人が公判期日に出頭する旨を記載した書面を提出し、又は出頭した被告人に通知し、同項の出頭を命じたときは、又喚状を送った場合と同様の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。改正後の③。

第六六條(勾引状の嘱託)

① 略。

② 第六十四條の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六七條(勾引状・勾引状執行手続)

① 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上で、できる限り速やかに且つ直接、指定された刑事施設に拘致しなければならない。第六十八條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に一致しなければならない。改正後の①。

② (改正により追加)

③ 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上で、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に拘致しなければならない。改正により追加。

第六八條(勾引状又は勾引状を所持しないため)

これを示すことができる。

第五七条の五(証人尋問の際の証人の選定) ①裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人が被告人の心算の状態、被告との関係その他の事情により、証人が被告の面前で、前次第二項及び第三項に規定する方法による場合を含む。において供するときは、証人又は被害者の平穩善しき善しきおそれがあるとき認められる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び弁護人が証人の意見を聴き、被告人とを証人の間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することと証人できないようにする状態の措置を採ることができ、ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにする措置の措置については、弁護人が申し立てた場合に限り、採ることができない。

② 略

第五七条の六(口頭方式による証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる者を証人とし、尋問する場合において、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟代理人が証人を尋問するために意見を述べ、裁前の場内であつて、前二項(これらの場合)に在る場合、同一の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。

② 略

第五七条の七(証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる場合において、次に掲げる場合であつて、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一場内において、尋問する場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。

② 略

第五七条の八(証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる場合において、次に掲げる場合であつて、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一場内において、尋問する場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。

② 略

第五七条の九(証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる場合において、次に掲げる場合であつて、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一場内において、尋問する場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。

② 略

第五七条の十(証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる場合において、次に掲げる場合であつて、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一場内において、尋問する場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。証人尋問の場内を以て、次項において()に在るものとする。

② 略

第五八条(鑑定留置 留置状) ① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

第五九条(捜査に必要な取調) ① 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めがある場合でなければ、これをすることができない。

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

第六〇条(逮捕状の方式) ① 逮捕状には、被疑者の氏名及び住所、犯罪事実、被疑事実、引致すべき官署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕すべき旨を記載し、かつこれを添付しなければならぬ旨並びに交付の年月日を記載し、被疑者に対する取調の事項を記載し、裁判官がこれに署名押印しなければならない。但し、第一項の定めは、前項第二項の適用を受ける場合を除く。

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

有効な改正前規定 (刑事訴訟法)

無効な改正前規定（刑事訴訟法）

人が出頭している場合と規定、被告人とその被告者参加との間で、被告人から被告者参加人の状態を認識することができないとするための措置を探ることができ...

第三〇条 伝聞証拠の証拠能力の制限

第三百十八條を規定するものを除くは、公判期日における供述の内容と供述を聴いた者との供述とを比較し、被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被告者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができ...

第三二条 被告人以外の者の供述書・供述取書の証拠能力

被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録した書面に於て、これに証拠とすべきものがあるときは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる...

第三三条 被告人の供述書・供述取書の証拠能力

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三四條の二（改正より追加）

第三四條の二（改正より追加）

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

第三二条の二（ビデオリンク方式による証人尋問調書の証拠能力）

第三二条の二（ビデオリンク方式による証人尋問調書の証拠能力）

被告人の供述書・供述取書の証拠能力

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第三二条の二（被告人の供述書・供述取書の証拠能力）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

第五〇条の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録した書面が、被告人の署名及び捺印のしたるもの又は、被告人が認めた事項の記載を有するものとして認められるときは、これを証拠とすることができる...

条第一項前段及び第二項、第二百一十一条の二前段、第二百一十
 条、第二百一十四條、第二百一十五條、第二百一十八條から第二十
 百二十一條、第二百一十二條第二項、第二百一十三條、第二百一
 十條及び前項の規定によつてする押収又は捜索について、第二十
 九條、第二百一十九條の二前段、第二百一十四條、第二百一十
 八條、第二百一十九條、第二百一十條、第二百一十七條から第
 二百一十條及び第二百一十二條第二項から第七項までの規定は、検
 察官が第五百九十九條の規定によつてする検証について、それぞ
 れ準用する。この場合において、第九十九條第二項中「証拠物又は
 は没収すべき物」とあり、及び第九十九條中「証拠物又は没収す
 べきもの」とあるのは、裁判の執行を受ける者若しくは裁判
 の執行の対象となるもの所在若しくは状況に関する資料、裁判
 の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象とな
 るもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するため
 に使用されている物又は第九十九條第二項の規定によりその
 規定に従つてとされる民事執行法その他強制執行の手續に關
 する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権があつて当該強
 制執行の目的とならざる限りはそれ以外の物であつて当該強
 制執行の手續において執行官による取上げの対象とならざるべきも
 の」と、第二百一十條第二項、第二百一十五條及び第二百一
 十七條第一項中「被告人」とあり、並びに第二百一十二條第一
 六項中「被疑者」とあるのは、裁判の執行を受ける者」と、第
 二百一十條第二項及び第二百一十三條第一項及び第二項中「被告事
 件」とあり、並びに第二百一十九條ただし書中「審理」とあるの
 は、「裁判の執行」と、第二百一十二條第七項中「第一項」とあ
 るのは、第二百五十三條第一項において読み替へて準用する第百
 三十七條第一項と読み替へるものとする。

② 第二百一十六條及び第七條の規定は、検察官が第五百九十九條
 の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は捜索について
 準用する。

③ 略。

④ 略。

⑤ 略。

⑥ 第九十九條第一項、第二百一十條から第二百五條まで、第
 百八十八條第一項から第三項まで、第二百一十條、第二百一十
 二條の二前段、第二百一十一條第一項、第二百一十條、第二百一
 十條、第二百一十二條、第二百一十三條第三項、第二百一十四條、第
 二百一十五條、第二百一十八條から第二百一十條まで、第二百一
 十條及び前項の規定によつてする押収又は捜索について、第二十
 九條、第二百一十九條の二前段、第二百一十四條、第二百一十
 八條、第二百一十九條、第二百一十條、第二百一十七條から第
 二百一十條及び第二百一十二條第二項から第七項までの規定は、検
 察官が第五百九十九條の規定によつてする検証について、それぞ
 れ準用する。この場合において、第九十九條第二項中「証拠物又は
 は没収すべき物」とあり、及び第九十九條中「証拠物又は没収す
 べきもの」とあるのは、「裁判の執行を受ける者若しくは裁判
 の執行の対象となるもの所在若しくは状況に関する資料又は裁
 判の執行の対象となるもの管理するため使用される物」と、第
 九十九條第二項、第二百一十條、第二百一十五條ただし書、第
 二百一十八條第一項ただし書、第二百一十三條第三項及び第二百一
 十七條第一項中「被告人」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と、第
 二百一十條第二項及び第二百一十三條第三項中「被告事件」と
 あり、並びに第二百一十九條ただし書中「審理」とあるのは
 「裁判の執行」と、第二百一十二條第四項ただし書中「裁判所」
 とあるのは、「裁判所又は第五百三十三條第六項において準用する
 第二項の規定による嘱託をした裁判官」と、第二百一十二條第
 四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは
 「検証執行を行う者」と読み替へるものとする。改正後の
 ⑦ 第二百一十六條及び第二百一十七條の規定は、裁判所又は裁判官が第
 五百三十一條の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は
 捜索について準用する。改正後の⑧

⑧ 略。

⑨ 略。

⑩ 略。

⑪ 第二百一十九條第一項の規定は、第一項及び第六項において
 読み替へて準用する第百三十三條第三項の規定による交付又は
 複写について準用する。改正後の⑫

⑫ 前項において準用する第二百五十九條第一項の規定による公
 告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がない
 とときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。
 (改正後の⑬)

第五三三條の二 改正により追加

第五一五條(鑑定)の嘱託に必要な処分、許可状 ①(略)

第五一五條(鑑定)の嘱託に必要な処分、許可状 ①(略)
 及び前項の許可状について準用する。この場合において、第百
 三十七條第一項中「被告」とあるのは、「裁判の執行を受ける
 者」と、第二百一十八條第一項中「被告人の氏名、罪名」とある
 のは、「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替へるものとす
 る。

第八編(第五七條)改正により追加

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法
 中経過規定(令四六・六一七法八)

有効な改正前規定(刑事訴訟法施行法)

第四五八條 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置 ①⑥

⑦ 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑罰訴訟
 法第四百一十條、第四百一十二條、第四百八十四條、第四百八
 十五條及び第四百八十六條第一項の規定の適用については、懲
 役又は禁錮の言渡しはそれそれ拘留禁錮の言渡しと、旧拘留の言
 渡しは拘留の言渡しとみなす。

○刑事訴訟法施行法

令和八年四月二日以降有効な旧規定
 改正法令一覧
 ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部
 を改正する法律(令和七・五二二三法三九) 本則六條(令和
 九・三・二)までに施行)

第〇條(裁判書謄本等請求の費用)① 新法第四十六條の規定
 により訴訟関係人が裁判書又は裁判を記載した謄本の謄本又は
 は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、相当の問、その謄
 本又は抄本の用紙一枚につき六十円とする。第〇條の事件につ
 いて旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同
 様である。

新② 改正により追加
 ② 前項の費用は、取入印紙で納めさせることができる。(改正後
 の③)

- 事項を畫面で通知しなければならない。
- 一四(略)
- 五、傍受令状に記載された罪名及び罰金
- 六、七(略)
- ②(略)
- ③(略)

④ 最高裁判所規則

第九條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の交付、傍受の保管その他の取扱、記録簿の封及び提出、傍受の原簿の出第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長、裁判官が保管する傍受記録の閲覧及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服立てに関する手続について必要な事項は、最裁判所規則で定める。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和四年四月二日(法律第九号)

改正法令一覧

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四・五・二五法四八) 附則七八条(令和四・五・四まで施行)
 情報技術の進展等に対応するための刑事訴訟等の一部を改正する法律(令和七・五・三三法三九) 本則一五五条(令和九・三・二一まで施行)

第三條 刑事事件の公判記録の閲覧及び謄写

第一項 刑事事件の公判記録の閲覧及び謄写は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被告等若しくは当該被告の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写を受けたとき、検察官及び被告人又は弁護人の意見も聴き、閲覧又は謄写を求めるときに正当でない認められる場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、提出をした者がその閲覧又は謄写をさせるものとする。

第四條 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

第五條 被害者参加旅費等の支給

第一項 被害者参加人(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百六条の二十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。)が同法第二百六条の三十四第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)次条第二項において同じく法務大臣により公判期日又は公判準備に出席した場合において、法務大臣は、当該被害者参加人に、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第六條 被害者参加旅費等の請求手続

第一項 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務

大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかったため、その被害者参加旅費等の必要が明らかでない部分の金額の支給を受けることができない。

第二項 前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百六条の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これを法務大臣に送付しなければならない。

第七條 被害者参加弁護士(略)

第一項 前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由して提出しなければならない。この場合において、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該号に定める書面を提出しなければならない。

- 一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内訳を申告する書面
- 二 前号に掲げる区分以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面
- 三 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

第八條 虚偽の申告書の提出に対する制裁

第一項 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十二条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

第九條 費用の徴収

第一項 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十二条第二項各号に定める書面を提出したことに依りその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の一部又は全部を徴収することができる。

第十條 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

第一項 刑事事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い、当該被告事件に係る被害に對する争いを含む場合に限る。この場合において、同意が成立した場合は、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して、当該合意の公判調書への記載を求めの申立てをすることができる。

第十一條 和解記録

第一項 前条第二項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意した者は利害関係を除いた第三者は、第三及び刑事訴訟法第九九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書に当該合意及びその旨が記載された民事上の争いの目的を有する旨を記載した部分に限る。当該合意に記された部分に記した事項が他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」という。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解調書に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

第十二條 改正により追加

第一項 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解調書に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に関する事項の申立てについては、民事訴訟法(平成元年法律第百九号)第一百九十一条の規定により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条の例による。

第十三條 改正により追加

第二項 前条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法(昭和二十三年法律第百九号)第一編第三章第一節「選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。」及び第四節「第六十条を除く。」並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次条を除く。前項に掲げる同法規定中同条の欄に掲げる字句は、それぞれ同条の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四條 民事訴訟法の準用

第一項 民事訴訟法(昭和二十三年法律第百九号)第一編第三章第一節「選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。」及び第四節「第六十条を除く。」並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次条を除く。前項に掲げる同法規定中同条の欄に掲げる字句は、それぞれ同条の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

有効な改正前規定 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続

○刑事確定訴訟記録法

刑事訴訟費用等に関する法律
 令和八年四月一日以降有効な旧規定
 改正法令一覧
 ・情通通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和・五・三三法三九）本則九条（令和九・三・三二までに施行）

訴訟の記録の保管

① 刑事事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成二十二年法律第七十五号）第二十条第一項に規定する和解記録）については、その原本は、訴訟最終後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。
 ② 前項の規定により保管検察官が保管する記録（以下「保管記録」という。）の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。改正後の③
 ③ 略、改正後の④
 ④ 再審の手続のための保存
 第三案（略）
 新②（改正により追加）
 ④ 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。（改正後の⑤）

（保管記録の閲覧）

① 第四十条（保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第五十二条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。）
 新②（改正により追加）
 ② 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第一号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。
 ③ 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に

（再審保存記録の閲覧）

① 保管検察官は、第三案第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。
 ② 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の場合にあつた場合に準用する。
 ③ 保管検察官は、学術研究のため必要があると認めるときは、他の法務省で定めるところにより、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

（不服申立て）

① 第三案第三項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第四項第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第三項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分が不服があるものは、その保管検察官が所属する検察官の対応にその処分の取消し又は変更を請求することができる。
 ② 略

刑事事考記録の保存及び閲覧

① 略
 ② 法務省は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定めるところは、申出においては、刑事事考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。（改正後の③）
 ③ 略、改正後の④
 ④ 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づき、権限を所部の職員に委任することができる。（改正後の⑤）

証人等の旅費

① 略
 ② 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はじけ及びびざん積賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路の場合は、船船については中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急料金を普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道十キロメートル以上のものには普通急行料金を普通急行料金並びに座席指定料金（座席指定金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）及び最高級料金を定める額の範囲内において裁判所が定める額により、船空賃は現支払旅客運賃によつてそれぞれ算する。

証人等の日用品

① 略
 ② 日用品の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ③ 証人等の宿泊料
 ④ 前泊料の額は、最高裁判所が前泊地を区分し定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ⑤ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 ⑥ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 第二十五条法律第十四号（第二条第二号に規定する法律（昭和二十五年法律第十四号）第二条第二号に規定する法律（昭和二十五年法律第十四号）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）との間の旅行に係る旅費の日当及び宿泊料の額については、前三案に規定する基準を参酌し、裁判所が相当と認める

○刑事訴訟費用等に関する法律

刑事訴訟費用等に関する法律
 令和八年四月一日以降有効な旧規定
 改正法令一覧
 ・情通通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九）本則六条（令和九・三・三二までに施行）

証人等の旅費

① 略
 ② 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はじけ及びびざん積賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路の場合は、船船については中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急料金を普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道十キロメートル以上のものには普通急行料金を普通急行料金並びに座席指定料金（座席指定金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）及び最高級料金を定める額の範囲内において裁判所が定める額により、船空賃は現支払旅客運賃によつてそれぞれ算する。

証人等の日用品

① 略
 ② 日用品の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ③ 証人等の宿泊料
 ④ 前泊料の額は、最高裁判所が前泊地を区分し定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ⑤ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 ⑥ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 第二十五条法律第十四号（第二条第二号に規定する法律（昭和二十五年法律第十四号）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）との間の旅行に係る旅費の日当及び宿泊料の額については、前三案に規定する基準を参酌し、裁判所が相当と認める

証人等の旅費

① 略
 ② 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はじけ及びびざん積賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路の場合は、船船については中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急料金を普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道十キロメートル以上のものには普通急行料金を普通急行料金並びに座席指定料金（座席指定金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）及び最高級料金を定める額の範囲内において裁判所が定める額により、船空賃は現支払旅客運賃によつてそれぞれ算する。

証人等の日用品

① 略
 ② 日用品の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ③ 証人等の宿泊料
 ④ 前泊料の額は、最高裁判所が前泊地を区分し定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ⑤ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 ⑥ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 第二十五条法律第十四号（第二条第二号に規定する法律（昭和二十五年法律第十四号）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）との間の旅行に係る旅費の日当及び宿泊料の額については、前三案に規定する基準を参酌し、裁判所が相当と認める

証人等の旅費

① 略
 ② 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はじけ及びびざん積賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路の場合は、船船については中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急料金を普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道十キロメートル以上のものには普通急行料金を普通急行料金並びに座席指定料金（座席指定金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）及び最高級料金を定める額の範囲内において裁判所が定める額により、船空賃は現支払旅客運賃によつてそれぞれ算する。

証人等の日用品

① 略
 ② 日用品の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ③ 証人等の宿泊料
 ④ 前泊料の額は、最高裁判所が前泊地を区分し定める額の範囲内において、裁判所が定める。
 ⑤ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 ⑥ 証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額
 第二十五条法律第十四号（第二条第二号に規定する法律（昭和二十五年法律第十四号）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含むもの。以下同じ。）との間の旅行に係る旅費の日当及び宿泊料の額については、前三案に規定する基準を参酌し、裁判所が相当と認める

証人等の旅費

① 略
 ② 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はじけ及びびざん積賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路の場合は、船船については中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急料金を普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道十キロメートル以上のものには普通急行料金を普通急行料金並びに座席指定料金（座席指定金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）以上のもの又は座席指定料金を徴する船を運行する区間）及び最高級料金を定める額の範囲内において裁判所が定める額により、船空賃は現支払旅客運賃によつてそれぞれ算する。

と同一とする。

（弁護人の旅費 報酬等）

第八条① 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人七支給すべき旅費、日及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し又は取調べ若しくは処分を立ち会った場合に限るものとし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによる。

②（略）

○刑事事件における第三者所有物の没取手続に関する応急措置法

令和四年四月一日以降の施行期日

改正法令一覧

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法律三九）本則 第五条（令和九・三・三）まで施行

（適用対象）

第一条 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。

（告知）

第二条① 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者（以下「第三者」という。）の所有に属する物（被告人の所有に属するが第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。）の没取を必要と認めるときは、すみやかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。一七（略）

② 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。

③（略）

④（略）

⑤（略）

第三条① 没取されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判がなされるまで、略式手続又は交通事件即決裁判手続による没取があつたときは、正式裁判の請求をすることができる期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判があつたときは、さらに通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。被告事件の係属する裁判所に対し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることができる。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限る。

② 検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所にその申立ての書面を送付しなければならない。この場合において、その書面が送付されたときは、参加の申立ては、はじめから、被告事件の移送を受けた裁判所に対してされたものとみなす。

一・二（改正により追加）
③ 裁判所は、参加の申立てを法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたとき、又は没取すべき物が申入人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならない。ただし、第一項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰するものではない理由によることを認めるときは、第一審の裁判があるで参加を許すことができる。

④（略）

⑤（略）

⑥ 参加に関する裁判は、申入人又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見なき、決定でしなければならない。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てをしない決定又は参加を許す裁判を取り消す決定、第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。に對し、即時抗告をすることができる。

⑦（略）

（証拠）

第六条① 参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。
② 裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができる書面又は供述を取り調べた場合において、参加人がその書面又は供述の内容となつた供述をした者（証人として取り調べられた者を請求したときは、その権利の保護に必要な認められる限り、これを取り調べなければならない。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人がさらにその取調べを請求したときも同様とする。

（代理人）

③（代理人）

① 代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上記の放棄若しくは取下げをすることができる。
④ 刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

（刑事訴訟法との関係）

第二条 第三者の所有に属する物を没取する手続については、この法律に特別の規定があるものほか、刑事訴訟法による。

（没取の裁判の取消し）

第三条①（略）
② 第二項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに帰することができる理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたと認められなるとき、又は没

取された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならない。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができる。

④（略）

⑤ 裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官又は申立人に陳述させ、並びに請求若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならない。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行ない、又は判決の宣告をすることができる。

⑥（略）

⑦ 前項の規定にかかわらず、請求に関する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、若しくは公判日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができる。

⑧ 没取の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和十五年法律第百一十号）に定める没取の執行による補償の例により、補償を行なう。

○刑事補償法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三）**三九** 本則七条 令和九・三・三二まで（施行）

第九案の二 第九案の三 改正により追加

補償請求に対する裁判

① 第四案 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定しなければならない。決定の標本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。改正後の②③ 改正により追加

○少年法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法の一部を改正する法律（令和四・五・二五）**四八** 附則四 条（令和七・五・二四まで（施行））
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三）**三九** 本則五条（令和九・三・三二まで、令和八・五・二三まで（施行））

被害者等による記録の閲覧及び謄写

第五案の二① 裁判所は、第三案第一項第二号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第十一一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等、被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者若しくはその親族若しくは兄弟姉妹をいう、以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保護する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したものと及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があつたときは、閲覧又は謄写を求めた理由が正当でないことを認め、調査及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮し、閲覧又は謄写をさせることが相当でないことを認め、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

②③ 略

⑤ 閲覧又は謄写の手段料

第五案の三 前条の規定による記録の閲覧又は謄写の手段料については、その償に反しない限り、民事訴訟費用等に因する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七十七条から第十一条まで及び別表第二の一の項の規定（同項上欄中「事件の係属中に、当事者等が請求するものを除く。」とある部分を除く。）を準用する。

第五案の四・第五案の五 改正により追加

⑥ 押収、捜索 検証 鑑定 嘱託

第六案の五① 警察官は、第三案第一項第一号に掲げる少年に係る事件の調査をするに必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定を嘱託することができる。

② 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十号）中、司法警察

職員が行う押収、捜索、検証及び鑑定を嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは、「司法警察官」と、司法調査」とあるのは、「司法調査官」と読み替へるほか、同法第四百九十九條第二項中「検察官」とあるのは、「警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは、「国策公安委員会規則」と、同法第三項中「国庫」とあるのは、「当該道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替へるものとする。

警察官の送致等

第六案の六① 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

- ① 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第四号の措置がとれた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。
- ② 略
- ③ 略

呼出し及び同行

第一案①② 略
改正により追加

緊急の場合の同行

第二案①② 略
改正により追加

押収、捜索

第五案① 家庭裁判所は、検証、押収又は捜索をすることができる。この場合において、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

決定の執行

第六案①④ 略
第十三案の規定は、前二項の同行状に、これを準用する。

抗告受理の申立て

第三案の四① 略
② 前項の規定による申立て（以下「抗告受理の申立て」という。）は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならない。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。

新③ 改正により追加

③④ 略 改正後の④⑤
⑤ 第三項の決定は、高裁判所から第一項の申立書の送付を受けた日から一週間以内としなければならない。改正後の⑥

⑥ 第三項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十条の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告趣意とみなす。改正後の⑦

抗告審における國選付添人

第三案の五① 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならない。

② 略

○少年審判規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則 令和八・九・二七
高裁規四 附則五 令和八・五・二四までに施行

〔呼出状の送達・法第十一條〕

② 送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑訴訴訟法第六十五條第二項及び第三項の規定を準用する。ただし、就業場所における送達、送達場所等の届出及び公示送達に関する規定は、この限りでない。

有効な改正前規定（少年審判規則）

刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律

刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律

○刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法の一部を改正する法律（令和八・五・二五）
附則五 令和八・五・二四までに施行
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 令和五・六・一六 附則五 令和八・六・一五までに施行

② 刑事不服審査法第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七條、第四十八條及び第二号を除く、第四十八條、第五十條第一項及び第二項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請の取決について準用する。この場合において、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

〔審査の申請〕

第三〇條② 略

〔再審査の申請〕

第三〇條② 略

② 刑事不服審査法第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七條、第四十八條及び第二号を除く、第四十八條、第五十條第一項及び第二項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

〔審査の申請〕

第三〇條② 略

② 刑事不服審査法第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七條、第四十八條及び第二号を除く、第四十八條、第五十條第一項及び第二項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

② 刑事不服審査法第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七條、第四十八條及び第二号を除く、第四十八條、第五十條第一項及び第二項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

者については、留置施設を刑務施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四條第一項、第六十五條第三項、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十八條第二項、第九十八條の十七第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。及び第九十八條の二十第一号、第二号に係る部分に限る。第九十八條の二十二第三項（第一号に係る部分に限る）、第一百八十六條の二、第二百四十四條の二、第二百六十六條、第二百八十六條及び第二百八十八條第二項、更生保護法第十條（同法第二十二條、第三十五條第三項、第三十六條第三項、同法第三十九條第五項において準用する場合を含む。）、第六十三條第三項、第七十三條の四第三項及び第六十六條第四項において準用する場合を含む。）、第七十七條第三項、第三十三條第三十五條第八項、第三十六條、同法第三十七條第三項（同法第四十五條において準用する場合を含む。）、及び第三十九條第五項において準用する場合を含む。）、第三十九條第四項、第四十四條、第九十條第二項、第五十三條第三項、第八十二條、第八十六條、第九十條第一項及び第九十三條並びに民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十三條第三項の規定を適用する。

○少年院法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三三条（令和九・三・三二までに施行）

（收容のための連戻）

第九條（一）（略）
③ 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む）の連戻は、少年院の長の請求により、その少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四條及び第三六條の規定を準用する。
④ （改正により追加）

（保護処分在院者の出院）

第四〇條（往語略）
一・二（略）
三 前二に掲げる場合以外の場合、出院の根拠となる文書が少年院に到達した時から二十四時間以内

○更生保護法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三三条（令和九・三・三二までに施行）

（刑事施設等に收容中の者の不定期刑の終りの処分）

第四四條（一）（略）
② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象とされた者が收容されている刑事施設のある少年院の長に対し、その旨を書面でも通知するとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。
③（略）
④（改正により追加）

（少年法第二四條第一項第三号又は第六四條第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）
第六六條（一）（略）
② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。

（出頭への命令及び引致）

第六三條（一）（略）
⑦ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六十四條、第七十三條第一項前段及び第三項、第七十四條並びに第七十六條第一項本文及び第三項の規定（引に關する部分に限る。）は、第二項又は第三項の引致及びこれらの規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四條第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三條第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六條第一項本文中「公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができ旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四條第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四條中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六條第三項中「告知及び前項の告知」とあるのは「告知」と、「合議体の構成員又は裁判所書記官」とあるのは「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保

護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」と読み替えるものとする。
⑧—⑩（略）

（検察官の申出）

第七九條 保護観察所の長は、保護観察執行猶予者について、刑法第二六條の二第二号又は第二七條の五第五号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべきものと認めるときは、刑事訴訟法第二百四十九條第一項に規定する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、書面でも、同条第二項に規定する申出をしなければならない。

○恩赦法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）附則三三條（令和九・三・三二までに施行）

第四條（判決原本への付記）大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。
一・二（改正により追加）

有効な改正前規定（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

二号に定める公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づき措置その他必要な措置をとらなければならない。

報告の徴取並びに助言 指導及び勧告

第五案 内閣総理大臣は、第十条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第五案の二 改正により追加

第六案 内閣総理大臣は、第十条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(適用除外)

第七〇案 第五条及び第十六条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

新第二二条 (改正により追加)

第二二条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。(改正後の第三二条)

第三三案 (改正により追加)

第三三案 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。(改正後の第四二条)

〇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七・一六・一法六三三 本則三三三 令和八・一二・一〇)まで施行

職場における性的な差別的な行動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等

第一二条の二 (略) 改正後の第二二条

第三二条 (略) 改正後の第三二条

新第三三案 第四二条 (改正により追加)

職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等

第一二条の三 (略) 改正後の第三二条

第三三案 (略) 改正後の第三三案

男女雇用機会均等推進

第三二条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一條第一項、第十二条第二項、第十三条の三

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第一四〇案 (改正後の第九〇案)

第五案 事業主は、第六条、第七條、第九條、第十二條及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に關し、労働者が苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主が苦情の申出を受けた労働者代表とする者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関)に對し、当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。(改正後の第九二条)

第六案 (紛争の解決の促進に関する特例)

第七案 (紛争の解決の促進に関する特例)

第八案 (調停委任)

第九案 (紛争の解決の援助)

第十案 (調停委任)

第十一案 (調停委任)

第十二案 (調停委任)

第十三案 (調停委任)

第十四案 (調停委任)

第十五案 (調停委任)

第十六案 (調停委任)

第十七案 (調停委任)

第十八案 (調停委任)

第十九案 (調停委任)

第二十案 (調停委任)

第二十一案 (調停委任)

一・二 (略)

第六六条 第七七条 (略) 改正後の第三三三案 第三三三案

第八八条 第九九条 (略) 改正後の第四四二条 第五五二条

(公表)

第九〇案 厚生労働大臣は、第五五条から第七七条まで、第九九条第一項から第三項まで、第一〇一条第一項及び第二項、第一〇二条の三

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

第九〇案 (略) 改正後の第九〇案

二十七条までの規定は、適用でない。

③(略)

④(略)

⑤第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中、委員とはあるのは「調停員」と、第二十一条中、当該委員会が置かれる都道府県労働局とはあるのは、当該調停員を指し示す地方運輸局長、運輸監理部長を含む「置かれる地方運輸局長、運輸監理部長を含む」と、第二十六条中、「当該委員会に係属している」とあるのは、「当該調停員が取り扱っている」と、第二十条中、「この節」とあるのは「第二十一条第一項から第二十五条中」の節とあるのは「合議及び調停」と、厚生労働省令とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。
(改正後の第七十条)

(適用除外)

第三章 第一節、第十三条の一、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節(第十三条の二を除く。)の規定は、一般職の国家公務員、行政執行法人の勤労関係に関する法律(昭和四十二年法律第百五十七号)第一条第号の職員を除く。裁判所職員臨時置法(昭和二十年法律第百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和十九年法律第百六十五号)第一条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。改正後の第六八条

第三十条 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処す。改正後の第三十九条

附則
(令和十年三月三十一日までの間の子女雇用機会均等推進者の業務)

② 令和十年三月三十一日までの間は、第十条の二中「並び」とあるのは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第八十一条に規定する一般事業主行動計画に基づき取組む同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七・六・一法六三)附則(一)第五條(令和八・二・一〇)までに施行)

第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(昭和四十二年法律第十三号)第十九条から第十六条までの規定は、前条第二項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第五十二条の五)第一項」と同法第二十条中「事業場」とあるのは、「事業所」と同法第二十五条第一項中「事業場」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第五十二条の三)と読み替えるものとする。

(調停)

第六〇条(略)
③ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十條から第十六條まで並びに第三十條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替へて用する第五十二條の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十八條から第三十三條まで及び第二十六條中「委員会」とあるのは、「調停員」と、同法第二十二條中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは、「当該調停員を指し示す地方運輸局長(運輸監理部長を含む)が置かれる地方運輸局長(運輸監理部長を含む)」と、同法第二十五条第一項中「事業場」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五十二条の三」と同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは、「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十条第三項中「前項」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替へるものとする。

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七・六・一法六三)附則(一)四條(令和八・二・一〇)までに施行)

第二六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十二年法律第十三号)第十九条から第二十条までの規定は、前条第二項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(第二十五条第一項)」と、同法第二十一条中「事業場」とあるのは、「事業所」と、同法第二十五条第一項中「事業場」とあるのは、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(第二十三条)と読み替へるものとする。

(調停)

第二九条(柱書略)
第一項 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条第三項、第三十八條第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三條、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項、第五十七條第三項若しくは第四項、第五十七條の四第二項、第五十七條の五第五項、第五十九條の四、第六十条第一項、第六十五條第五項、第六十八條第一項、第六十九條第五項、第八十条の二第一項において準用する場合を含む。、第九十七條第一項若しくは第三項、第一百零一条又は第一百零二條の二第四項の規定に違反したとき。
第二十四(略)

○労働安全衛生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和七・五・四法三三)本則二條(令和八・一・〇一)令和八・一・一施行)

第四(定義)
第一條 柱書略
一―三の二(略)
四(作業環境測定) 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行う「サン、サンプリング及び分析(解析を含む)」をいう。

有効な改正前規定 (育児・介護休業法)

短時間労働者・有期雇用労働者雇用管理改善法

労働安全衛生法

ては、民事訴訟規則第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第十二条の十二項中「この規則の規定（第五十條）の二（秘匿事項届出書面の記載事項等）を除く。次項において同じ。」とあるのは、「労働審判規則第七十七條において準用する非訟事件手続規則平成二十四年最裁規則所規則第七号の規定」と同条第二項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第三十七條において準用する非訟事件手続規則」と読み替へるものとする。改正後の①

② 改正により追加

非訟事件手続規則の準用

第七條 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に關しては、非訟事件手続規則の規定、同規則第八條から第十條までの規定中、最悪の部分並びに同規則第十五條、第十七條から第十九條、第二十一條から第二十三條、第二十五條から第二十七條を除く。第一項において準用する非訟事件手続規則第七号の規定と、同条第二項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第三十七條において準用する非訟事件手続規則」と読み替へるものとする。改正後の①

表 改正により追加

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律

令和四年四月一日以降発効日規定

改正法令一覧
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・一六・一法六三）本則二条 令和八・一二・〇まで施行

第十章 職場における優越的な関係を背景としたた奮動に起因する問題に關して事業主の講ずべき措置等

第三〇條の二（略、改正後の第三二條）
第三〇條の三（略、改正後の第三三條）
第三〇條の四（略、改正後の第三四條）
第三〇條の五（略、改正後の第三五條）

第三〇條の六（略、改正後の第三六條）
第三〇條の七（略、改正後の第三七條）
第三〇條の八（略、改正後の第三八條）
第三〇條の九（略、改正後の第三九條）
第三〇條の十（略、改正後の第四〇條）

第三〇條の十一（略、改正後の第四一條）
第三〇條の十二（略、改正後の第四二條）
第三〇條の十三（略、改正後の第四三條）
第三〇條の十四（略、改正後の第四四條）
第三〇條の十五（略、改正後の第四五條）

第三〇條の十六（略、改正後の第四六條）
第三〇條の十七（略、改正後の第四七條）
第三〇條の十八（略、改正後の第四八條）
第三〇條の十九（略、改正後の第四九條）
第三〇條の二十（略、改正後の第五〇條）

六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。
② 第三十條の第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合において準用する。
改正後の第七七條

第三〇條の七 雇用の分野における男女の均等な機会及待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）第十九條から第二十六條までの規定は、前条第一項の調停の手続において準用する。この場合において、同法第二項中「労働者の第一項」とあるのは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十年法律第百三十三号）第三十條の六項」と、同法第二項中「事業場」とあるのは、「事業所」と、同法第二十五條第一項中「労働者の雇用」の語は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第三十條の四」と読み替へるものとする。改正後の第三三條

第三〇條の八（略、改正後の第三九條）
第三〇條の九（略、改正後の第四〇條）
第三〇條の十（略、改正後の第四一條）
第三〇條の十一（略、改正後の第四二條）

第三〇條の十二（略、改正後の第四三條）
第三〇條の十三（略、改正後の第四四條）
第三〇條の十四（略、改正後の第四五條）
第三〇條の十五（略、改正後の第四六條）
第三〇條の十六（略、改正後の第四七條）

第三〇條の十七（略、改正後の第四八條）
第三〇條の十八（略、改正後の第四九條）
第三〇條の十九（略、改正後の第五〇條）
第三〇條の二十（略、改正後の第五一條）

第三〇條の二十一（略、改正後の第五二條）
第三〇條の二十二（略、改正後の第五三條）
第三〇條の二十三（略、改正後の第五四條）
第三〇條の二十四（略、改正後の第五五條）
第三〇條の二十五（略、改正後の第五六條）

第三〇條の二十六（略、改正後の第五七條）
第三〇條の二十七（略、改正後の第五八條）
第三〇條の二十八（略、改正後の第五九條）
第三〇條の二十九（略、改正後の第六〇條）
第三〇條の三十（略、改正後の第六一條）

第三〇條の三十一（略、改正後の第六二條）
第三〇條の三十二（略、改正後の第六三條）
第三〇條の三十三（略、改正後の第六四條）
第三〇條の三十四（略、改正後の第六五條）
第三〇條の三十五（略、改正後の第六六條）

第七條（略、改正後の第四六條）
第八條（略、改正後の第四七條）
第九條（略、改正後の第四八條）
第十條（略、改正後の第四九條）
第十一條（略、改正後の第五〇條）
第十二條（略、改正後の第五一條）
第十三條（略、改正後の第五二條）
第十四條（略、改正後の第五三條）
第十五條（略、改正後の第五四條）
第十六條（略、改正後の第五五條）
第十七條（略、改正後の第五六條）
第十八條（略、改正後の第五七條）
第十九條（略、改正後の第五八條）
第二十條（略、改正後の第五九條）
第二十一條（略、改正後の第六〇條）
第二十二條（略、改正後の第六一條）
第二十三條（略、改正後の第六二條）
第二十四條（略、改正後の第六三條）
第二十五條（略、改正後の第六四條）
第二十六條（略、改正後の第六五條）
第二十七條（略、改正後の第六六條）
第二十八條（略、改正後の第六七條）
第二十九條（略、改正後の第六八條）
第三十條（略、改正後の第六九條）
第三十一條（略、改正後の第七〇條）
第三十二條（略、改正後の第七一號）
第三十三條（略、改正後の第七二號）
第三十四條（略、改正後の第七三號）
第三十五條（略、改正後の第七四號）
第三十六條（略、改正後の第七五號）
第三十七條（略、改正後の第七六號）
第三十八條（略、改正後の第七七號）
第三十九條（略、改正後の第七八號）
第四十條（略、改正後の第七九號）
第四十一條（略、改正後の第八〇號）
第四十二條（略、改正後の第八一號）
第四十三條（略、改正後の第八二號）
第四十四條（略、改正後の第八三號）
第四十五條（略、改正後の第八四號）
第四十六條（略、改正後の第八五號）
第四十七條（略、改正後の第八六號）
第四十八條（略、改正後の第八七號）
第四十九條（略、改正後の第八八號）
第五十條（略、改正後の第八九號）
第五十一條（略、改正後の第九〇號）
第五十二條（略、改正後の第九一號）
第五十三條（略、改正後の第九二號）
第五十四條（略、改正後の第九三號）
第五十五條（略、改正後の第九四號）
第五十六條（略、改正後の第九五號）
第五十七條（略、改正後の第九六號）
第五十八條（略、改正後の第九七號）
第五十九條（略、改正後の第九八號）
第六十條（略、改正後の第九九號）
第六十一條（略、改正後の一〇〇號）

第三〇條の七 雇用の分野における男女の均等な機会及待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）第十九條から第二十六條までの規定は、前条第一項の調停の手続において準用する。この場合において、同法第二項中「労働者の第一項」とあるのは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十年法律第百三十三号）第三十條の六項」と、同法第二項中「事業場」とあるのは、「事業所」と、同法第二十五條第一項中「労働者の雇用」の語は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第三十條の四」と読み替へるものとする。改正後の第三三條

第三〇條の八（略、改正後の第三九條）
第三〇條の九（略、改正後の第四〇條）
第三〇條の十（略、改正後の第四一條）
第三〇條の十一（略、改正後の第四二條）

第三〇條の十二（略、改正後の第四三條）
第三〇條の十三（略、改正後の第四四條）
第三〇條の十四（略、改正後の第四五條）
第三〇條の十五（略、改正後の第四六條）
第三〇條の十六（略、改正後の第四七條）
第三〇條の十七（略、改正後の第四八條）
第三〇條の十八（略、改正後の第四九條）
第三〇條の十九（略、改正後の第五〇條）
第三〇條の二十（略、改正後の第五一條）

第三〇條の二十一（略、改正後の第五二條）
第三〇條の二十二（略、改正後の第五三條）
第三〇條の二十三（略、改正後の第五四條）
第三〇條の二十四（略、改正後の第五五條）
第三〇條の二十五（略、改正後の第五六條）
第三〇條の二十六（略、改正後の第五七條）
第三〇條の二十七（略、改正後の第五八條）
第三〇條の二十八（略、改正後の第五九條）
第三〇條の二十九（略、改正後の第六〇條）
第三〇條の三十（略、改正後の第六一條）

第三〇條の三十一（略、改正後の第六二條）
第三〇條の三十二（略、改正後の第六三條）
第三〇條の三十三（略、改正後の第六四條）
第三〇條の三十四（略、改正後の第六五條）
第三〇條の三十五（略、改正後の第六六條）
第三〇條の三十六（略、改正後の第六七條）
第三〇條の三十七（略、改正後の第六八條）
第三〇條の三十八（略、改正後の第六九條）
第三〇條の三十九（略、改正後の第七〇條）
第三〇條の四十（略、改正後の第七一號）

第三〇條の四十一（略、改正後の第七二號）
第三〇條の四十二（略、改正後の第七三號）
第三〇條の四十三（略、改正後の第七四號）
第三〇條の四十四（略、改正後の第七五號）
第三〇條の四十五（略、改正後の第七六號）
第三〇條の四十六（略、改正後の第七七號）
第三〇條の四十七（略、改正後の第七八號）
第三〇條の四十八（略、改正後の第七九號）
第三〇條の四十九（略、改正後の第八〇號）
第三〇條の五十（略、改正後の第八一號）

第三〇條の五十一（略、改正後の第八二號）
第三〇條の五十二（略、改正後の第八三號）
第三〇條の五十三（略、改正後の第八四號）
第三〇條の五十四（略、改正後の第八五號）
第三〇條の五十五（略、改正後の第八六號）
第三〇條の五十六（略、改正後の第八七號）
第三〇條の五十七（略、改正後の第八八號）
第三〇條の五十八（略、改正後の第八九號）
第三〇條の五十九（略、改正後の第九〇號）
第三〇條の六十（略、改正後の第九一號）

有効な改正前規定（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律）

適用除外

○児童虐待の防止等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七・四・二三法二九）
本則五条（令和八・〇・二四までに施行）

（通告又は救済を受けた場合の措置）

第八条①（略）

②（行書略）

一 児童福祉法第十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

③（略）

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第一条①④（略）

⑤ 都道府県知事は、前項の規定による通告を受けた保護者が当該通告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第二号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

⑥（略）

⑦（略）

（面会等の制限等）

第二条① 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護（以下「第三十三条一時保護」という。）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があるときは、児童相談所長及び当該児童児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る施設（次項において「措置施設」という。）の者は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

①（略）

②（略）

③（略）

（施設入所等の措置の解除等）

第二条①（略）

② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

③（略）

④（略）

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

第二条② 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するときは又は当該児童が一時的に帰宅するときは必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

（児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置）

第一条① 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置

児童福祉法第三十三条第一項の規定によるものを除く、以下この

①（略）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあることを認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを認めないこと、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

②（略）

第二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている。又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っていない施設入所等の措置を要するものを除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを認めないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

な支援を行うものとする。

有効な改正前規定（児童虐待の防止等に関する法律）

○医療法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和八・五・一九法三）
（一）本則九条（令和八・五・一八まで）施行

第八五条の二・第八五条の三（改正により追加）

第七七条【禁止違反等】次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘留刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の五第一項、第六条の六第四項、第六条の七第一項又は第七条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条の規定に違反した者
- 三 第六条の八第一項、第七条の二第三項、第二十三條の二、第二十四条、第二十八条、第二十九條第一項又は第三十條の十五第六項の規定に基づき命令又は処分違反した者
- 四・五（略）

第八九条【届出義務違反等】次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條、第四條第二項、第四條の二第三項、第四條の三第三項、第八條第二項、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十六條、第十八條、第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一号から第十号まで若しくは第二十二條第二号若しくは第五号、第二十二條の三第二号若しくは第五号又は第二十七條の規定に違反した者
- 二 第五條第二項、第六條の八第一項若しくは第二十五條第一項から第四項までの規定による報告若しくは届出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六條の八第一項若しくは第二十五條第一項から第三項までの規定による当該職員の見察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第十四條の二第一項又は第二項の規定による掲示を怠り、又は虚偽の掲示をした者
- 四・五（略）

第九〇条【罰則規定】法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十七條、第八十七條の二又は前條の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する（改正後の①）

②（改正により追加）

○医師法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）附則一〇条一号（令和八・六・一五まで）施行

第七七条【免許取消し等、再免許】①④（略）

⑤ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

⑥⑦（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三九、木則二七条、令和九・一・三二）までに、令和八・五・三二までに施行

（精神保健審判員）

第六十一条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

（精神保健委員）

第五十条 精神保健委員とは、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

（資料提供の求め）

第三十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面（第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面）その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（事実の取調べ）

第四十一条 事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押取、捜索、通知及び翻訳を行い、並びに必要書類、医療施設その他の私の私的関係の団体及び必要事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押については、あらかじめ所有権、所持権又は保管権に差し差し支るべ物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

④ 刑事訴訟法中裁判所の行方証人尋問、鑑定、検証、押取、捜索、通知及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押取、捜索、通知及び翻訳について準用する。

⑤ (略)
第四十一条の二 第二十四条の二 改正により追加
第六十一条及び同項 第六十一条①③④ (略)
第六十二条①③ (略)
第六十三条①③ (略)
第六十四条①③ (略)

（同行状の執行）

第七十一条 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上で、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

（同行状の執行）

第七十二条 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に對し同行状が発せられてる旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

（記録等の閲覧又は謄写）

第三十三条① 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

（審判期日の開催）

第三十一条①③④ (略)
第三十二条①③④ (略)
第三十三条①③④ (略)
第三十四条①③④ (略)

（決定の執行）

第四十五条①②③ (略)
第四十六条①②③ (略)
第四十七条①②③ (略)
第四十八条①②③ (略)

（報告の請求及び検査）

第八十五条① 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者

の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を検査することができる。

（資料提供の求め）

第九〇条① 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（無断退去者に対する措置）

第九九条① 第四十一条第一号又は第六十一条第一号第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合（第百一条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む）には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

（処遇の実施計画）

第一〇四条① (略)
第一〇五条① (略)
第一〇六条① (略)
第一〇七条① (略)
第一〇八条① (略)
第一〇九条① (略)
第一一〇条① (略)
第一一一条① (略)
第一一二条① (略)
第一一三条① (略)
第一一四条① (略)
第一一五条① (略)
第一一六条① (略)
第一一七条① (略)
第一一八条① (略)
第一一九条① (略)
第一二〇条① (略)
第一二一条① (略)
第一二二条① (略)
第一二三条① (略)
第一二四条① (略)
第一二五条① (略)
第一二六条① (略)
第一二七条① (略)
第一二八条① (略)
第一二九条① (略)
第一三〇条① (略)
第一三一条① (略)
第一三二条① (略)
第一三三条① (略)
第一三四条① (略)
第一三五条① (略)
第一三六条① (略)
第一三七条① (略)
第一三八条① (略)
第一三九条① (略)
第一四〇条① (略)
第一四一条① (略)
第一四二条① (略)
第一四三条① (略)
第一四四条① (略)
第一四五条① (略)
第一四六条① (略)
第一四七条① (略)
第一四八条① (略)
第一四九条① (略)
第一五〇条① (略)
第一五一條① (略)
第一五二条① (略)
第一五三条① (略)
第一五四条① (略)
第一五五条① (略)
第一五六条① (略)
第一五七条① (略)
第一五八条① (略)
第一五九条① (略)
第一六〇条① (略)
第一六一條① (略)
第一六二条① (略)
第一六三条① (略)
第一六四条① (略)
第一六五条① (略)
第一六六条① (略)
第一六七条① (略)
第一六八条① (略)
第一六九条① (略)
第一七〇条① (略)
第一七一条① (略)
第一七二条① (略)
第一七三条① (略)
第一七四条① (略)
第一七五条① (略)
第一七六条① (略)
第一七七条① (略)
第一七八条① (略)
第一七九条① (略)
第一八〇条① (略)
第一八一條① (略)
第一八二条① (略)
第一八三条① (略)
第一八四条① (略)
第一八五条① (略)
第一八六条① (略)
第一八七条① (略)
第一八八条① (略)
第一八九条① (略)
第一九〇条① (略)
第一九一条① (略)
第一九二条① (略)
第一九三条① (略)
第一九四条① (略)
第一九五条① (略)
第一九六条① (略)
第一九七条① (略)
第一九八条① (略)
第一九九条① (略)
第二〇〇条① (略)

（処遇の実施計画）

第一〇四条① (略)
第一〇五条① (略)
第一〇六条① (略)
第一〇七条① (略)
第一〇八条① (略)
第一〇九条① (略)
第一一〇条① (略)
第一一一条① (略)
第一一二条① (略)
第一一三条① (略)
第一一四条① (略)
第一一五条① (略)
第一一六条① (略)
第一一七条① (略)
第一一八条① (略)
第一一九条① (略)
第一二〇条① (略)
第一二一条① (略)
第一二二条① (略)
第一二三条① (略)
第一二四条① (略)
第一二五条① (略)
第一二六条① (略)
第一二七条① (略)
第一二八条① (略)
第一二九条① (略)
第一三〇条① (略)
第一三一条① (略)
第一三二条① (略)
第一三三条① (略)
第一三四条① (略)
第一三五条① (略)
第一三六条① (略)
第一三七条① (略)
第一三八条① (略)
第一三九条① (略)
第一四〇条① (略)
第一四一条① (略)
第一四二条① (略)
第一四三条① (略)
第一四四条① (略)
第一四五条① (略)
第一四六条① (略)
第一四七条① (略)
第一四八条① (略)
第一四九条① (略)
第一五〇条① (略)
第一五一條① (略)
第一五二条① (略)
第一五三条① (略)
第一五四条① (略)
第一五五条① (略)
第一五六条① (略)
第一五七条① (略)
第一五八条① (略)
第一五九条① (略)
第一六〇条① (略)
第一六一條① (略)
第一六二条① (略)
第一六三条① (略)
第一六四条① (略)
第一六五条① (略)
第一六六条① (略)
第一六七条① (略)
第一六八条① (略)
第一六九条① (略)
第一七〇条① (略)
第一七一条① (略)
第一七二条① (略)
第一七三条① (略)
第一七四条① (略)
第一七五条① (略)
第一七六条① (略)
第一七七条① (略)
第一七八条① (略)
第一七九条① (略)
第一八〇条① (略)
第一八一條① (略)
第一八二条① (略)
第一八三条① (略)
第一八四条① (略)
第一八五条① (略)
第一八六条① (略)
第一八七条① (略)
第一八八条① (略)
第一八九条① (略)
第一九〇条① (略)
第一九一条① (略)
第一九二条① (略)
第一九三条① (略)
第一九四条① (略)
第一九五条① (略)
第一九六条① (略)
第一九七条① (略)
第一九八条① (略)
第一九九条① (略)
第二〇〇条① (略)

（処遇の実施計画）

第一〇四条① (略)
第一〇五条① (略)
第一〇六条① (略)
第一〇七条① (略)
第一〇八条① (略)
第一〇九条① (略)
第一一〇条① (略)
第一一一条① (略)
第一一二条① (略)
第一一三条① (略)
第一一四条① (略)
第一一五条① (略)
第一一六条① (略)
第一一七条① (略)
第一一八条① (略)
第一一九条① (略)
第一二〇条① (略)
第一二一条① (略)
第一二二条① (略)
第一二三条① (略)
第一二四条① (略)
第一二五条① (略)
第一二六条① (略)
第一二七条① (略)
第一二八条① (略)
第一二九条① (略)
第一三〇条① (略)
第一三一条① (略)
第一三二条① (略)
第一三三条① (略)
第一三四条① (略)
第一三五条① (略)
第一三六条① (略)
第一三七条① (略)
第一三八条① (略)
第一三九条① (略)
第一四〇条① (略)
第一四一条① (略)
第一四二条① (略)
第一四三条① (略)
第一四四条① (略)
第一四五条① (略)
第一四六条① (略)
第一四七条① (略)
第一四八条① (略)
第一四九条① (略)
第一五〇条① (略)
第一五一條① (略)
第一五二条① (略)
第一五三条① (略)
第一五四条① (略)
第一五五条① (略)
第一五六条① (略)
第一五七条① (略)
第一五八条① (略)
第一五九条① (略)
第一六〇条① (略)
第一六一條① (略)
第一六二条① (略)
第一六三条① (略)
第一六四条① (略)
第一六五条① (略)
第一六六条① (略)
第一六七条① (略)
第一六八条① (略)
第一六九条① (略)
第一七〇条① (略)
第一七一条① (略)
第一七二条① (略)
第一七三条① (略)
第一七四条① (略)
第一七五条① (略)
第一七六条① (略)
第一七七条① (略)
第一七八条① (略)
第一七九条① (略)
第一八〇条① (略)
第一八一條① (略)
第一八二条① (略)
第一八三条① (略)
第一八四条① (略)
第一八五条① (略)
第一八六条① (略)
第一八七条① (略)
第一八八条① (略)
第一八九条① (略)
第一九〇条① (略)
第一九一条① (略)
第一九二条① (略)
第一九三条① (略)
第一九四条① (略)
第一九五条① (略)
第一九六条① (略)
第一九七条① (略)
第一九八条① (略)
第一九九条① (略)
第二〇〇条① (略)

（処遇の実施計画）

第一〇四条① (略)
第一〇五条① (略)
第一〇六条① (略)
第一〇七条① (略)
第一〇八条① (略)
第一〇九条① (略)
第一一〇条① (略)
第一一一条① (略)
第一一二条① (略)
第一一三条① (略)
第一一四条① (略)
第一一五条① (略)
第一一六条① (略)
第一一七条① (略)
第一一八条① (略)
第一一九条① (略)
第一二〇条① (略)
第一二一条① (略)
第一二二条① (略)
第一二三条① (略)
第一二四条① (略)
第一二五条① (略)
第一二六条① (略)
第一二七条① (略)
第一二八条① (略)
第一二九条① (略)
第一三〇条① (略)
第一三一条① (略)
第一三二条① (略)
第一三三条① (略)
第一三四条① (略)
第一三五条① (略)
第一三六条① (略)
第一三七条① (略)
第一三八条① (略)
第一三九条① (略)
第一四〇条① (略)
第一四一条① (略)
第一四二条① (略)
第一四三条① (略)
第一四四条① (略)
第一四五条① (略)
第一四六条① (略)
第一四七条① (略)
第一四八条① (略)
第一四九条① (略)
第一五〇条① (略)
第一五一條① (略)
第一五二条① (略)
第一五三条① (略)
第一五四条① (略)
第一五五条① (略)
第一五六条① (略)
第一五七条① (略)
第一五八条① (略)
第一五九条① (略)
第一六〇条① (略)
第一六一條① (略)
第一六二条① (略)
第一六三条① (略)
第一六四条① (略)
第一六五条① (略)
第一六六条① (略)
第一六七条① (略)
第一六八条① (略)
第一六九条① (略)
第一七〇条① (略)
第一七一条① (略)
第一七二条① (略)
第一七三条① (略)
第一七四条① (略)
第一七五条① (略)
第一七六条① (略)
第一七七条① (略)
第一七八条① (略)
第一七九条① (略)
第一八〇条① (略)
第一八一條① (略)
第一八二条① (略)
第一八三条① (略)
第一八四条① (略)
第一八五条① (略)
第一八六条① (略)
第一八七条① (略)
第一八八条① (略)
第一八九条① (略)
第一九〇条① (略)
第一九一条① (略)
第一九二条① (略)
第一九三条① (略)
第一九四条① (略)
第一九五条① (略)
第一九六条① (略)
第一九七条① (略)
第一九八条① (略)
第一九九条① (略)
第二〇〇条① (略)

有効な改正前規定（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）

有効な改正前規定（独占禁止法 ○私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律

消費者の財産的被害回復民事裁判手続特例法） ○消費者的被害回復の民事裁判手続の特例

令和八年四月三日以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八、五、二二法四八）（附則三条）（令和八、五、二四まで）に施行
- ・デジタル社会形成基本法の一部を改正する法律（令和八、六、一六法六三）（本則四八条、六、一五まで）に施行
- ・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七、五、二二法三九）（附則二四条）（令和九、三、三まで）に施行

第七〇条の七（送達に関する民事訴訟法の規定の準用）書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条第九項、第一百零一条、第一百零二条、第一百零八条及び第一百零九条の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「公正取引委員会の職員」と、同法第一百零一条中「裁判官」とあり、及び同法第一百零九条中「裁判所」とあるのは、「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

- ① 第七〇条の八（公正取引委員会）
- ② 公正取引委員会は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつても交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- ③ 公正取引委員会は、前項の規定による掲示を始めた日から、期間を経過することによって、その効力を生ずる。

第七〇条の九（電子情報処理組織を使用した処分通知等）公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十九条の規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七十条の規定により同法第六十二条に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第七十条の七において読み替へて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）に備えられたファイルに記録しな

ければならない。

第八十四条（差止請求訴訟における書類の提出等）裁判所は、第八十四条の規定による侵害の防止又は妨阻に関する訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為を防止し、その書類の所持者に対してその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかを判断するに当たっては、認めるときは、書類の所持者によるその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示をさせた書類の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を開示するその意見を聴くことが必要である認めるときは、当事者等、当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいふ、次条第一項において同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

- ④ 第八十一条（差止請求訴訟における秘密保持命令）（注書略）
一（略）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）

第八十二条（秘密保持命令の取消）
①（略）
② 秘密保持命令の取消しの上で、その裁判があつた場合には、その決定書その申立てをした者及び相手方と送達しななければならない。

- ③ 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。
- ④ 前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

第二〇条（臨検・捜索・差押え等）
① 委員は職員は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官あらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押え又は記録係を付する（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう、以下同じ）を保有する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じた必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることを行う。以下同じ）をすることができる。

令和八年四月二日以以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四、五、二二法四八）（附則二八条）（令和八、五、二四まで）に施行
- ・共通義務確認訴訟における和解（第一号）（略）
- ④ 改正により追加

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

簡易確定手続開始の申立ての取下げ
第九十一条（略）
第二十一条（略）
第四十一条（略）
第四十二条（略）
第四十三条（略）
第四十四条（略）
第四十五条（略）
第四十六条（略）
第四十七条（略）
第四十八条（略）
第四十九条（略）
第五十条（略）
第五十一条（略）
第五十二条（略）
第五十三条（略）
第五十四条（略）
第五十五条（略）
第五十六条（略）
第五十七条（略）
第五十八条（略）
第五十九条（略）
第六十条（略）
第六十一条（略）
第六十二条（略）
第六十三条（略）
第六十四条（略）
第六十五条（略）
第六十六条（略）
第六十七条（略）
第六十八条（略）
第六十九条（略）
第七十条（略）
第七十一条（略）
第七十二条（略）
第七十三条（略）
第七十四条（略）
第七十五条（略）
第七十六条（略）
第七十七条（略）
第七十八条（略）
第七十九条（略）
第八十条（略）
第八十一条（略）
第八十二条（略）
第八十三条（略）
第八十四条（略）
第八十五条（略）
第八十六条（略）
第八十七条（略）
第八十八条（略）
第八十九条（略）
第九十条（略）
第九十一条（略）
第九十二条（略）
第九十三条（略）
第九十四条（略）
第九十五条（略）
第九十六条（略）
第九十七条（略）
第九十八条（略）
第九十九条（略）
第一百条（略）

- ① 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りとする。
- ② 文書の提出又は対照の用に供すべき捺印若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。
- ③（略）

第四十二条（証拠調べの制限）
簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りとする。

- ④ 文書の提出又は対照の用に供すべき捺印若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。
- ⑤（略）

第四十三条（証拠調べの制限）
簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りとする。

第五案①② 略
③ 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五條、第六十六條、第六十七條第二項及び第七十三條を除く)の規定は、個別費用の負担について準用する。

第六案①③ 略
④ 改正により追加

別表 改正により追加

○特定商取引に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四・五・二五法四八)附則六七条(令和八・五・二四までに施行)
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五・六・一六法六三)本則三六条(令和八・六・一五までに施行)

第六案の四 書類の送達に関する民事訴訟法の準用

(送達に関する民事訴訟法の準用)
第六九条 第九九条、第一〇一条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇四条、第一〇五条、第一〇六条、第一〇七条第一項、第一〇八条に係る部分に限る。次条第一項の号において同じ。及び第三項、第九九条並びに第九九条の規定を準用する。この場合において、同法第九九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第九九条第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは、「主務省令」と、同法第九九条中「裁判長」とあり、及び同法第九九条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第六九条の五 略
② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつても交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行う。
③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
④ 略

(電子情報処理組織の使用)

第六六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととして行つてゐるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第七條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六六条の四において準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

○不当景品類及び不当表示防止法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四・五・二五法四八)附則五七条(令和八・五・二四までに施行)
・不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和五・五・一七法一九)本則(令和八・五・一六までに施行)

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第五案① 略
② 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名・法人名において、その名称及び代表者の氏名、同項第三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第四三條 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)第九九条、第一〇一条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇四条、第一〇五条、第一〇六条、第一〇七条第一項、第一〇八条並びに第九九条の規定を準用する。この場合において、同法第九九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第九九条第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは、「内閣府令」と、同法第九九条中「裁判長」とあり、及び同法第九九条中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織の使用)

第四五條 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定により書類を送達して行うこととして行つてゐるものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第七條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第四三條において読み替へて準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

有効な改正前規定 (特定商取引に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法)

○保険業法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・保険業法の一部を改正する法律（令和七・六・六法五四）本則（令和七・六・五までに施行）

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第〇〇条の二の二（旧） 保険会社又は当該保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務、保険業その他の内閣府令で定める業務に限るに係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

新②（改正により追加）

②前項の「親金融機関等」とは、保険会社の総株主の議決権を有する者として政令で定めるもの、当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定めるもの、保険会社、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ）、その他政令で定める金融業を行う者をいう。（改正後の③）

③（略）改正後の④

（変更等の届出等）

第二九〇条①（住書略）

一（改正により追加）

②（略）

③（略）

（業務運営に関する措置）

第二九四条の三（旧）

保険募集人は、保険募集の業務（自らが保険募集を行うた団体保険に係る加入させるための行為に係る業務その他の保険契約に直接に関連する業務を含む。以下この条並びに第二百条第三項及び第三項において同じ。）に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務に第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の確実な遂行、二以上の所属保険会社等を行う場合における当該所属保険会社等が引き受ける保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較し事項の提供

保険募集人指導事項（他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項（当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る）を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業をいう）を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な実務を確保するための措置を講じなければならない。

②（略）

第九四条の四（改正により追加）

（保険契約の締結等に関する禁止行為）

第三〇〇条①（住書略）

一（四）（略）

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、戻戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為（六・七）（略）

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三項において準用する場合を含む）第三百一条において同じ）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特定関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為（九）（略）

②（略）

第三〇一条（住書略）

一 当該特定関係者を保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

第三〇二条の二（住書略）

一 当該保険会社等又は外国保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該保険会社等又は外国保険会社等を保険者とする保険契約の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

有効な改正前規定（資金決済に関する法律）

債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額の限
度として、当該権利を有するものとする。

②(六) 略

(登録の指)

第六二条の六(七) 住書略

第八十七項若しくは第二項の規定により第三十七号
八第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七号
の登録を取り消され、第六十二條の二第二項若しくは第七
十二項の規定により第六十三條の三の登録を取り消され、第六
十三條の十七項若しくは第二項の規定により第六十三條
の二の登録を取り消され、第六十三條の三十七項若しくは
は第二項の規定により第六十三條の二十三の許可を取り消さ
れ、若しくは第八十二條第一項若しくは第二項の規定により
第六十四條第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは
は銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国にお
いて受けている同種類の登録、許可若しくは免許、並該登
録、許可又は免許に類する他の行政処分を含む)を取り消
され、その取消の日から五年を経過しない法人

②(略)

電子決済手段を発する者に関する特例

第六二条の八(一) 略

② 発行者前項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合
においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者となし
て、第二章第二十五項、第六十二條の五、前条第三項から第五
項まで、次条から第六十二條の十二まで、第六十二條の十四
第六十三條の十六から第六十三條の二十二項まで、第六十
二條の二十四から第六十二條の二十六項まで、第五章第
六章、第一百二十四条及び第六十三條の規定並びにこれらの規定に係る
第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄
に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

略	略
前条第五項	電子決済手段等取引業
者登録簿に登録し	第六十二條の五第一項
の名簿に登録し	略

③(略)

(登録の指)

第六二条の五(一) 住書略

第八十七項若しくは第二項の規定により第
六十二條の三の登録を取り消され、若しくは第六十三條の十

七第一項若しくは第二項の規定により第六十三條の二の登録
を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定に
より当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に
類するその他の行政処分を含む)を取り消され、その取消し
の日から五年を経過しない法人

②(略)

(対称号簿資産の併済)

第六二条の九(二) 略

② 旧法の明治十九年法律第八十九号 第三百三十三條の規定
は、前項の権限において適用する。

③(略)

(廃止の届出等)

第六二条の二〇(一) 略

⑧(改正により追加)

(改正により追加)

第三章の四 第六二条の二の二 第六二条の三の二 五

⑧(改正により追加)

(為替取引分析業者の許可)

第六二条の三 為替取引分析業者は、主務大臣の許可を受けた者
でなければ、行つてはならない。ただし、その業務の規模及び
態様が、当該業務に係る金融機関等、その行う為替取引に関
して、為替取引分析業者(以下この章において「為替取引分析
業者」という)を委託する者に限る)の数の他の事項を勘案
して主務省令で定める場合であるときは、この限りでない。

(許可の申請)

第六二条の二(四) 住書略

六 為替取引分析業者の種別(第二章第十八項各号に掲げる行為
に係る業務の種別をいう。第六十三條の三十三第一項及び第
七、八(略))

(略)

(厚生労働大臣等との協議)

第六二条の三九(住書略)

一 第二章第二十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働
大臣
二 第二章第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農
林水産大臣
三 第二章第二十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済
産業大臣(当該処分に係る為替取引分析業者が同条第十八項
第一号に掲げる行為を業として行う場合には、経済産業大

臣

(内閣総理大臣等への意見)

第六二条の四〇(一) 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大
臣は、為替取引分析業者(第二章第十八項第一号に掲げる行為
を業として行う者に限る)の行う為替取引分析業者の適正かつ確
実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由がある
ため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが
必要であると認められる場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に
対し、その旨の意見を述べることができる。

(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣
は、為替取引分析業者(第二章第十八項第一号に掲げる行為を
業として行う者を除く)の行う為替取引分析業者の適正かつ確
実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるた
め、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要
であると認められる場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意
見を述べることができる。)

(主務大臣及び主務省令)

第六二条の四一(一) 住書略

一 為替取引分析業者が第二章第十八項第一号に掲げる行為を
業として行う場合 内閣総理大臣及び財務大臣
二(略)
三 住書略
一 為替取引分析業者が第二章第十八項第一号に掲げる行為を
業として行う場合 内閣府令・財務省令
二(略)
三(略)

有効な改正前規定（金融商品取引法施行令）

して政令で定める場合は、買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日第六十日から、取引金融商品市場において公開買付けした当該株券の発行する株券等の数に、公開買付けによる買付け等の発行する株券等の数に、公開買付けによる買付け等（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。）の新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより、株券等の買付け等を行う第一項第一号から第三号まで及び第五号から第五号までに掲げる買付け等を除く。の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の数の合計が十名以上である場合と、改正後⑩

④ 法第二十七条の第一項第一号に規定する政令で定める取引は、第一項第一号に掲げる取引とする。改正による附則七

（公開買付けの適用となる買付け等）
① 法第二十七条の第二項第一号に規定する所有に準ずるものと、して政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 売買の他の契約に基づき、株券等の引渡請求権を有する場合
二 金銭の託託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の証券の買付け等を行う者が、投資信託及び投資法人に関する法律（第六十六号）に規定する投資をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の第二号において「同」としての議決権（社債、株式等の振替に関する法律（第四十七号）の第一項は第十四条第一項（これらの規定同法第二百一十八条第一項において準ずる場合を含む。）の規定により発行者に対抗する）とがでない株券等に係る議決権を含む。行使することができる限又は当該議決権行使について指図を行うことができる限を有する場合
三 投資一任契約（法第二十八条第一項）に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するに必要な権限を有する場合
四 株券等の売買の約を有し、かつ、当該株券の行使により買主として完結する権利を有し、かつ、当該株券の行使により買主として地位を取得する場合に限る。
五 株券等の売買オプションの取得（当該オプションの行使により当該権利を生じたが当該買主において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合
六 その他内閣府令で定める場合とする。

② 法第二十七条の第一項第四号に規定する政令で定める期間は、三月とする。

③ 法第二十七条の第一項第五号の取得に係る株券等の定めは、取得により生ずる株券等の発行を行う政令で定める割合では、取得により生ずる株券等の発行する株券等の総数の百分の十とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。

④ 法第二十七条の第二項第四号の特定制券等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等

① 係政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
② 法第二十七条の第二項第五号に規定する政令で定める期間は、当該株券につき書かれた公開買付けに係る公開買付け届出書（法第二十三号第三項に規定する公開買付け届出書）に記載された株券等の買付け等の期間の開始日から当該期間の終了の日までの間とする。
③ 法第二十七条の第二項第五号に規定する政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
④ 法第二十七条の第二項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて、株券等の買付け等の後に発行する株券等買付け等（株券等の買付け等を行う者）をいう。次に掲げるもの所有における株券等の買付け等（株券等の買付け等を行う者）を超える場合
二 株券等買付け等（株券等の取得、株券等の買付け等及び法第二十七条の第二項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第四項第二号に規定する特別関係者をいう。）が、行株券等の取得を株券等買付け等を行う株券等の取得のみならず、同条第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得を行っている株券等買付け等（株券等の取得）を行うものとする。
改正による附則八

⑤ 係政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
⑥ 法第二十七条の第二項第五号に規定する政令で定める期間は、当該株券につき書かれた公開買付けに係る公開買付け届出書（法第二十三号第三項に規定する公開買付け届出書）に記載された株券等の買付け等の期間の開始日から当該期間の終了の日までの間とする。
⑦ 法第二十七条の第二項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて、株券等の買付け等の後に発行する株券等買付け等（株券等の買付け等を行う者）をいう。次に掲げるもの所有における株券等の買付け等（株券等の買付け等を行う者）を超える場合
二 株券等買付け等（株券等の取得、株券等の買付け等及び法第二十七条の第二項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第四項第二号に規定する特別関係者をいう。）が、行株券等の取得を株券等買付け等を行う株券等の取得のみならず、同条第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得を行っている株券等買付け等（株券等の取得）を行うものとする。
改正による附則九

⑧ 係政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
⑨ 法第二十七条の第二項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて、株券等の買付け等の後に発行する株券等買付け等（株券等の買付け等を行う者）をいう。次に掲げるもの所有における株券等の買付け等（株券等の買付け等を行う者）を超える場合
二 株券等買付け等（株券等の取得、株券等の買付け等及び法第二十七条の第二項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第四項第二号に規定する特別関係者をいう。）が、行株券等の取得を株券等買付け等を行う株券等の取得のみならず、同条第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得を行っている株券等買付け等（株券等の取得）を行うものとする。
改正による附則十

⑩ 係政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
⑪ 法第二十七条の第二項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて、株券等の買付け等の後に発行する株券等買付け等（株券等の買付け等を行う者）をいう。次に掲げるもの所有における株券等の買付け等（株券等の買付け等を行う者）を超える場合
二 株券等買付け等（株券等の取得、株券等の買付け等及び法第二十七条の第二項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第四項第二号に規定する特別関係者をいう。）が、行株券等の取得を株券等買付け等を行う株券等の取得のみならず、同条第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得を行っている株券等買付け等（株券等の取得）を行うものとする。
改正による附則十一

⑫ 係政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行が先行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として、内閣府令で定めることにより行うものとする。
⑬ 法第二十七条の第二項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて、株券等の買付け等の後に発行する株券等買付け等（株券等の買付け等を行う者）をいう。次に掲げるもの所有における株券等の買付け等（株券等の買付け等を行う者）を超える場合
二 株券等買付け等（株券等の取得、株券等の買付け等及び法第二十七条の第二項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第四項第二号に規定する特別関係者をいう。）が、行株券等の取得を株券等買付け等を行う株券等の取得のみならず、同条第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得を行っている株券等買付け等（株券等の取得）を行うものとする。
改正による附則十二

一 破産手続開始の申立て等(という)がなされたとき。
二 ア、略
四、五(略)

② 略

③ 買付け等の期間等

第四条の三の三(一) 略

④ 法第二十七条において、「公開買付け」という)による上場証券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二十二の二)において、適用する法第二十七条の二に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。
⑤ 全ての応募株主等(法第二十七条の二十二の二)第二項において、準用する法第二十七条の十一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。
⑥ 以下この節において同じ。公開買付け者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択すべきが異なる種類の対価を全て、応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類に当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしななければならない。(略)

④ (公開買付け者の関係者)

第四条の三の五(一) 往書略

一 公開買付けのために第四條の三の三第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等
二(略)

株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者

第四條の六、略、改正後の①

② 改正により追加

第四條の六の三(改正により追加)

特別の関係

第四條の七(一) 往書略

一 夫婦の関係(改正により削られた)
二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む)以下この条において同じ)の名義をもって所有している者(以下この条において「支配株主等」という)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という)との関係(改正後の一)
三(略、改正後の二)

四 その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係(改正後の三)
五 夫婦が合せて(改正後の三) 支配株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株

②

有効な改正前規定(企業内容等の開示に関する内閣府令)

主等みなして前項の規定を適用する。(改正により削られた)
③ 支配株主等とその被支配会社が合せて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。(改正後の二)
④ 第四條の四第三項の規定は、第一項第一号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「法第二百一十八条第一項、第二百一十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十七条(第三号に係る部分に限る)において準用する場を含む」とあるのは、「第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替へるものとする。(改正後の三)

(重要提案行為等)

第四條の八の二(一) 略

④ 法第二十七條の二十六第一項に規定する株券等の発行の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者若しくはその子会社に係る次の号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主總會又は役員業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれに準ずる者をい、相談役(顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む)第四号において同じ)に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。
一、二(略)
三 代表取締役の選定又は解職
新四(改正により追加)
四(略、改正後の五)
五 支配人その他の重要な使用人の選任又は解任(改正により削られた)
六 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止(改正により削られた)
七 十三(略、改正後の六十二)

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

○企業内容等の開示に関する内閣府令

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

一 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和七・七・四内六九本則四条、令和八・五・一施行)

(臨時報告書の記載内容等)

第九條(一) 略

② 往書略

③ 往書略

④ 往書略

⑤ 往書略

⑥ 往書略

⑦ 往書略

⑧ 往書略

⑨ 往書略

⑩ 往書略

⑪ 往書略

⑫ 往書略

⑬ 往書略

⑭ 往書略

⑮ 往書略

⑯ 往書略

⑰ 往書略

⑱ 往書略

⑲ 往書略

⑳ 往書略

有効な改正前規定（発行者以外による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令）

令八八年四月三日以降を旧規定

改正法令一覧

○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
令八八年四月三日以降を旧規定

第二條

（株券等託受利益証券、受託有価証券）
一 株券等託受利益証券、受託有価証券（令第二條の第三号に規定する受託有価証券をいう。第八條第三項第六号及び第九條の第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの
二 略

第三條

（有償の譲けに類するもの）
一 令第六條の第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該債券の発行者が発行者である株券等により償還される株券）に当該社債券の発行者が取得する者が当該社債券の発行者に対して当該株券等よりも償還をさせることができる権利に限ることを取らなければならないとする。
二（改正により追加）

第四條

（特別支配関係にある法人等から除外されるもの）
一 令第六條の第二項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等（以下「同じ」という。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人に対してその総株主の議決権（令第四條の第四項第一号に規定する総株主の議決権をいう。以下「同じ」という。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株券又は出資を所有する関係にある当該特定買付け等が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等）の買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者が行うものである場合を除く。）以外の場合とする。
二（略）

第五條

（有償の譲けに類するもの）
一 令第六條の第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該債券の発行者が取得する者が当該社債券の発行者に対して当該株券等よりも償還をさせることができる権利に限ることを取らなければならないとする。）
二（改正により追加）

（株券等の所有者が少数である場合）
一 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
二 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
三 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
四 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
五（略）

（株券等の所有者が少数である場合）
一 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
二 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
三 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
四 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
五（略）

（株券等の所有者が少数である場合）
一 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
二 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
三 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
四 特定買付け等の発行者が、当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八号に規定する株券等所有割合をいう。以下「同じ」という。）が、当該特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項第五号に掲げる有価証券の第一項第一号に規定する全ての所有者が同意している場合と定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
五（略）

有効な改正前規定（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令）

第三象（注略）

第十三号様式記載上の注意(5)dに規定する第三者について

第二号様式の「第一号」公認買付事項の「9」買付け

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項の「1」公認買付事項

内容及び事項を次に掲げる報道機関の以上を含む報道機関

に対して公開することにより行われなければならない

（一）略

（二）略

（三）略

（四）略

（五）略

（六）略

（七）略

（八）略

（九）略

（十）略

（十一）略

（十二）略

（十三）略

（十四）略

（十五）略

（十六）略

（十七）略

（十八）略

（十九）略

（二十）略

（二十一）略

（二十二）略

（二十三）略

（二十四）略

（二十五）略

（二十六）略

七 令第四象第一項第五号に掲げる事項 当該分割が行わ

れた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法

第二十七象の第三項に規定する買付予定の株券等の数）を

うに、係る議決権の数の第四象の第一項第二号に掲げる数

に対する割合（以下この項において「議決権割合」という）

を当該分割における議決権割合で除して得た数が百の九

以上のもの

（一）略

（二）略

（三）略

（四）略

（五）略

（六）略

（七）略

（八）略

（九）略

（十）略

（十一）略

（十二）略

（十三）略

（十四）略

（十五）略

（十六）略

（十七）略

（十八）略

（十九）略

（二十）略

（二十一）略

交付する方法に代えて、訂正した事及び訂正後

の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる

（一）略

（二）略

（三）略

（四）略

（五）略

（六）略

（七）略

（八）略

（九）略

（十）略

（十一）略

（十二）略

（十三）略

（十四）略

（十五）略

（十六）略

（十七）略

（十八）略

（十九）略

（二十）略

（二十一）略

（二十二）略

（二十三）略

（二十四）略

（二十五）略

（二十六）略

○発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

令和八年四月三日以降効を旧規定

改正法令一覧

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(令和七・七・四内六九)本則条(令和八・五・一施行)

新規定

第一條(住居略)

新の二(改正により追加)
一の二 株券預託証券、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百一十一号)以下「令」という。第四條の三第三項に規定する有価証券をいう。(改正後の二の三)三十五 略

第二條の六(改正により追加)

日曜日その他の日

第七條 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。
一・二(略)

第一〇條(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第二十七條の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一・一六(略)

第一〇條(公開買付説明書の作成等)

新第五條(一)(略)
新第五條(二)(略)
新第五條(三)(略)
新第五條(四)(略)
新第五條(五)(略)
新第五條(六)(略)
新第五條(七)(略)
新第五條(八)(略)
新第五條(九)(略)
新第五條(十)(略)
新第五條(十一)(略)
新第五條(十二)(略)
新第五條(十三)(略)
新第五條(十四)(略)
新第五條(十五)(略)
新第五條(十六)(略)
新第五條(十七)(略)
新第五條(十八)(略)
新第五條(十九)(略)
新第五條(二十)(略)
新第五條(二十一)(略)
新第五條(二十二)(略)
新第五條(二十三)(略)
新第五條(二十四)(略)
新第五條(二十五)(略)
新第五條(二十六)(略)
新第五條(二十七)(略)
新第五條(二十八)(略)
新第五條(二十九)(略)
新第五條(三十)(略)
新第五條(三十一)(略)
新第五條(三十二)(略)
新第五條(三十三)(略)
新第五條(三十四)(略)
新第五條(三十五)(略)
新第五條(三十六)(略)
新第五條(三十七)(略)
新第五條(三十八)(略)
新第五條(三十九)(略)
新第五條(四十)(略)
新第五條(四十一)(略)
新第五條(四十二)(略)
新第五條(四十三)(略)
新第五條(四十四)(略)
新第五條(四十五)(略)
新第五條(四十六)(略)
新第五條(四十七)(略)
新第五條(四十八)(略)
新第五條(四十九)(略)
新第五條(五十)(略)

第六條(改正により追加)

第七條(改正により追加)

第八條(改正により追加)

第九條(改正により追加)

る者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が範囲に止まる場合には、訂正の理由を述べた事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。(改正後の三)

第二條(あん分比例の方式)

第二條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第三條(改正により追加)

第三條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第四條(改正により追加)

第五條(改正により追加)

第五條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第六條(改正により追加)

第七條(改正により追加)

第七條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第八條(改正により追加)

第八條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第九條(改正により追加)

第九條(一) 法第二十七條の二第二項において準用する法第二十七條の三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に当該上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算により得た数に、株券又は一括買口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

第十條(改正により追加)

第十一條(改正により追加)

第十二條(改正により追加)

第十三條(改正により追加)

○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

令和八年四月三日以降効を旧規定

改正法令一覧

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(令和七・七・四内六九)本則条(令和八・五・一施行)

新規定

第一條(住居略)

新の二(改正により追加)
一の二 株券預託証券、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百一十一号)以下「法」という。第二十七條の二第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。に係るオプショ(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を指すものとする。

第二條(略)

第三條(略)

四(略)
五(略)
六(略)
七(略)
八(略)
九(略)
十(略)
十一(略)
十二(略)
十三(略)
十四(略)
十五(略)
十六(略)
十七(略)
十八(略)
十九(略)
二十(略)
二十一(略)
二十二(略)
二十三(略)
二十四(略)
二十五(略)
二十六(略)
二十七(略)
二十八(略)
二十九(略)
三十(略)
三十一(略)
三十二(略)
三十三(略)
三十四(略)
三十五(略)
三十六(略)
三十七(略)
三十八(略)
三十九(略)
四十(略)
四十一(略)
四十二(略)
四十三(略)
四十四(略)
四十五(略)
四十六(略)
四十七(略)
四十八(略)
四十九(略)
五十(略)

第四條(略)

五(略)
六(略)
七(略)
八(略)
九(略)
十(略)
十一(略)
十二(略)
十三(略)
十四(略)
十五(略)
十六(略)
十七(略)
十八(略)
十九(略)
二十(略)
二十一(略)
二十二(略)
二十三(略)
二十四(略)
二十五(略)
二十六(略)
二十七(略)
二十八(略)
二十九(略)
三十(略)
三十一(略)
三十二(略)
三十三(略)
三十四(略)
三十五(略)
三十六(略)
三十七(略)
三十八(略)
三十九(略)
四十(略)
四十一(略)
四十二(略)
四十三(略)
四十四(略)
四十五(略)
四十六(略)
四十七(略)
四十八(略)
四十九(略)
五十(略)

第五條(略)

六(略)
七(略)
八(略)
九(略)
十(略)
十一(略)
十二(略)
十三(略)
十四(略)
十五(略)
十六(略)
十七(略)
十八(略)
十九(略)
二十(略)
二十一(略)
二十二(略)
二十三(略)
二十四(略)
二十五(略)
二十六(略)
二十七(略)
二十八(略)
二十九(略)
三十(略)
三十一(略)
三十二(略)
三十三(略)
三十四(略)
三十五(略)
三十六(略)
三十七(略)
三十八(略)
三十九(略)
四十(略)
四十一(略)
四十二(略)
四十三(略)
四十四(略)
四十五(略)
四十六(略)
四十七(略)
四十八(略)
四十九(略)
五十(略)

第六條(略)

第七條(略)

第八條(略)

第九條(略)

約権の目的である株式又は前掲買口予約権証券、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律百九十八号)第二條第十四項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五條第一項第六号及び第九條第二号において同じ。に係る投資口予約権(同法第二條第七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。)の目的である投資口(同法第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人(同法第十五項に規定する外国投資法人をいい、第五條第一項第六号において同じ。)の社員地位を含む。以下同じ。)の発行価格の調整のみによつて保有株券等の総数が増加する場合(改正後の三)権限を有することを知つた有価証券

第三條(改正により追加)

第三條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第四條(改正により追加)

第四條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第五條(改正により追加)

第六條(改正により追加)

第六條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第七條(改正により追加)

第八條(改正により追加)

第八條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第九條(改正により追加)

第九條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第十條(改正により追加)

第十條(一) 法第二十七條の二第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

第十一條(改正により追加)

第十二條(改正により追加)

第十三條(改正により追加)

第十四條(改正により追加)

有効な改正前規定(発行者による上場株券等公開買付け開示に関する内閣府令)

株券等大量保有状況開示に関する内閣府令

する子会社(組合に限る)と同項に規定する親会社の関係する。
一六(改正により追加)

第九条(変更報告書を提出する必要がある場合)
特許法

第一改正により追加
第二改正後の三

第九条(重要事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二(一)令第十四条の七の二第二項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまで掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行済株式の総数又は発行済後口の数に当該保有者及び共同保有者(令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同)の保有する当該株券等(第五条に掲げる有価証券を除く。)の数を加算した数(以下この条において「発行済株式総数」という)で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

新二改正により追加
第二号様式及び第一号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更(前号に掲げるものを除く。)改正後の三
令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権証券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 新株予約権証券(改正により削られた)
二 外国の有価証券(改正により削られた)
三 内閣府の発行する証券又は証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの(改正により削られた)
四 新設資子予約権証券(改正により削られた)

特別対価証券等の保有者である金融商品取引業者等の者

第一条(注釋)
一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の第九項規定する第一種電子証券取扱業務及び法第二十九条の四の第八項に規定する非上場有価証券特例中等業務を除く。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二十八号及び第四十号に掲げる投資運用業に限る。次号において同じ。)を行う者に限る。銀行、信託会社(信託業法平成十六年法律第五十四号)第三十三条は第五十三条第二項の免許を受けたものに限る。農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

(保有の態様その他の事情を勘査し特例対価証券から除外される場合)
第三条(特許法)
三(改正により追加)

第三条(重要提案行為等となるもの)

第一改正後の三
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 資本政策に関するものを除く。
二 第十号に掲げるものを除く。
四(改正により追加)

○特許法

令和四年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四・五・二五法四)
附則第五条(令和八・五・四までに施行)

第七二条(略)

第七二条(略)
第七十二条の二(略)
第七十二条の三(略)
第七十二条の四(略)
第七十二条の五(略)
第七十二条の六(略)
第七十二条の七(略)
第七十二条の八(略)
第七十二条の九(略)
第七十二条の十(略)
第七十二条の十一(略)
第七十二条の十二(略)
第七十二条の十三(略)
第七十二条の十四(略)
第七十二条の十五(略)
第七十二条の十六(略)
第七十二条の十七(略)
第七十二条の十八(略)
第七十二条の十九(略)
第七十二条の二十(略)
第七十二条の二十一(略)
第七十二条の二十二(略)
第七十二条の二十三(略)
第七十二条の二十四(略)
第七十二条の二十五(略)
第七十二条の二十六(略)
第七十二条の二十七(略)
第七十二条の二十八(略)
第七十二条の二十九(略)
第七十二条の三十(略)
第七十二条の三十一(略)
第七十二条の三十二(略)
第七十二条の三十三(略)
第七十二条の三十四(略)
第七十二条の三十五(略)
第七十二条の三十六(略)
第七十二条の三十七(略)
第七十二条の三十八(略)
第七十二条の三十九(略)
第七十二条の四十(略)
第七十二条の四十一(略)
第七十二条の四十二(略)
第七十二条の四十三(略)
第七十二条の四十四(略)
第七十二条の四十五(略)
第七十二条の四十六(略)
第七十二条の四十七(略)
第七十二条の四十八(略)
第七十二条の四十九(略)
第七十二条の五十(略)
第七十二条の五十一(略)
第七十二条の五十二(略)
第七十二条の五十三(略)
第七十二条の五十四(略)
第七十二条の五十五(略)
第七十二条の五十六(略)
第七十二条の五十七(略)
第七十二条の五十八(略)
第七十二条の五十九(略)
第七十二条の六十(略)
第七十二条の六十一(略)
第七十二条の六十二(略)
第七十二条の六十三(略)
第七十二条の六十四(略)
第七十二条の六十五(略)
第七十二条の六十六(略)
第七十二条の六十七(略)
第七十二条の六十八(略)
第七十二条の六十九(略)
第七十二条の七十(略)
第七十二条の七十一(略)
第七十二条の七十二(略)
第七十二条の七十三(略)
第七十二条の七十四(略)
第七十二条の七十五(略)
第七十二条の七十六(略)
第七十二条の七十七(略)
第七十二条の七十八(略)
第七十二条の七十九(略)
第七十二条の八十(略)
第七十二条の八十一(略)
第七十二条の八十二(略)
第七十二条の八十三(略)
第七十二条の八十四(略)
第七十二条の八十五(略)
第七十二条の八十六(略)
第七十二条の八十七(略)
第七十二条の八十八(略)
第七十二条の八十九(略)
第七十二条の九十(略)
第七十二条の九十一(略)
第七十二条の九十二(略)
第七十二条の九十三(略)
第七十二条の九十四(略)
第七十二条の九十五(略)
第七十二条の九十六(略)
第七十二条の九十七(略)
第七十二条の九十八(略)
第七十二条の九十九(略)
第七十二条の百(略)

④(書類の提出等)

第一〇五条(略)
第一〇五条の二(略)
第一〇五条の三(略)
第一〇五条の四(略)
第一〇五条の五(略)
第一〇五条の六(略)
第一〇五条の七(略)
第一〇五条の八(略)
第一〇五条の九(略)
第一〇五条の十(略)
第一〇五条の十一(略)
第一〇五条の十二(略)
第一〇五条の十三(略)
第一〇五条の十四(略)
第一〇五条の十五(略)
第一〇五条の十六(略)
第一〇五条の十七(略)
第一〇五条の十八(略)
第一〇五条の十九(略)
第一〇五条の二十(略)
第一〇五条の二十一(略)
第一〇五条の二十二(略)
第一〇五条の二十三(略)
第一〇五条の二十四(略)
第一〇五条の二十五(略)
第一〇五条の二十六(略)
第一〇五条の二十七(略)
第一〇五条の二十八(略)
第一〇五条の二十九(略)
第一〇五条の三十(略)
第一〇五条の三十一(略)
第一〇五条の三十二(略)
第一〇五条の三十三(略)
第一〇五条の三十四(略)
第一〇五条の三十五(略)
第一〇五条の三十六(略)
第一〇五条の三十七(略)
第一〇五条の三十八(略)
第一〇五条の三十九(略)
第一〇五条の四十(略)
第一〇五条の四十一(略)
第一〇五条の四十二(略)
第一〇五条の四十三(略)
第一〇五条の四十四(略)
第一〇五条の四十五(略)
第一〇五条の四十六(略)
第一〇五条の四十七(略)
第一〇五条の四十八(略)
第一〇五条の四十九(略)
第一〇五条の五十(略)
第一〇五条の五十一(略)
第一〇五条の五十二(略)
第一〇五条の五十三(略)
第一〇五条の五十四(略)
第一〇五条の五十五(略)
第一〇五条の五十六(略)
第一〇五条の五十七(略)
第一〇五条の五十八(略)
第一〇五条の五十九(略)
第一〇五条の六十(略)
第一〇五条の六十一(略)
第一〇五条の六十二(略)
第一〇五条の六十三(略)
第一〇五条の六十四(略)
第一〇五条の六十五(略)
第一〇五条の六十六(略)
第一〇五条の六十七(略)
第一〇五条の六十八(略)
第一〇五条の六十九(略)
第一〇五条の七十(略)
第一〇五条の七十一(略)
第一〇五条の七十二(略)
第一〇五条の七十三(略)
第一〇五条の七十四(略)
第一〇五条の七十五(略)
第一〇五条の七十六(略)
第一〇五条の七十七(略)
第一〇五条の七十八(略)
第一〇五条の七十九(略)
第一〇五条の八十(略)
第一〇五条の八十一(略)
第一〇五条の八十二(略)
第一〇五条の八十三(略)
第一〇五条の八十四(略)
第一〇五条の八十五(略)
第一〇五条の八十六(略)
第一〇五条の八十七(略)
第一〇五条の八十八(略)
第一〇五条の八十九(略)
第一〇五条の九十(略)
第一〇五条の九十一(略)
第一〇五条の九十二(略)
第一〇五条の九十三(略)
第一〇五条の九十四(略)
第一〇五条の九十五(略)
第一〇五条の九十六(略)
第一〇五条の九十七(略)
第一〇五条の九十八(略)
第一〇五条の九十九(略)
第一〇五条の百(略)

規する正当な理由があるかどうかについては前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者、当業者、法人訴訟代理人及び補佐人を除く。)は、使用その他の従業をいう。以下同じ。)訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができ、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明聴くことが必要であると認めるときは、当該当事者の同意を得て、専門委員(民事訴訟法第五節第四項において同じ)に対し、当該書類を開示することができる。

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

第一〇五条の四(一)民事訴訟法第六条第一項各号に定め、第二項は、特許権又は専有実施権の侵害に係る第一審において、当事者の申立てにより、必要があるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に知り、当該事件に関する法律の適用その他の必要事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としての特許権又は専有実施権の侵害に係る訴訟についての最終判決に対する控訴が提起された東高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の意見を聴いて、広く一般に知り、当該事件に関する法律の適用その他の必要事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
③ 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写はその正本、謄本若しくは本物の交付を請求することができる。
④ 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写について準用する。
⑤(改正により追加)
(秘密保持命令)
第一〇五条の四(一)注釋
一 既に提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証憑(第四百五条第三項の規定により開示された書類、第四百五条の四第一項の規定により提出された検査報告書の全部若しくは一部又は第四百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有

○不正競争防止法

令第八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）附則七条 令相八・五・二四までに施行
- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則二条 令相九・三・三三までに、令相八・五・二二までに施行

第一書類の提出等

- ① 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害行為により損害の計算をするに必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所は、前項本の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をする必要があると認めるときは、書類の所持者がその提示をさせることができる。この場合においては何人も、その提示をされた書類の開示を求めないことができる。
- ③ 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示するその意見が聴くこと必要であると認めるときは、当事者等（当事者）たる場合又は代理人を除く、使用者又は当事者の代理人、訴訟代理人又は補佐人（以下「他人」という。）の他の証者をいう。以下同様）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示するところである。

第一〇条（住所略）

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者は保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

を含む）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれることと。

第二（略）

③ 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

第三（略）

秘密保持命令の取消し

① 秘密保持命令の取消しを申請して上つての裁判があった場合には、その決定書の上立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

第二（略）

当事者尋問等の公開禁止

① 裁判所等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等（当事者）による尋問の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めないことができる。
- ② 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

第三（略）

起訴状の開示方法の特例

① 秘密決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の開示は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合において

一 検察官は、被告人に起訴状を提出しなければならない。

二 改正により追加

② 刑事訴訟法第二百九十一条の第四項の規定による措置があった場合、当該措置に係る個人特定事項（同法第二百九十一条の全部及び同法第二百九十一条の五第一項において同じ。）の全部について同法第二百九十一条の規定が適用された場合を除く）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百九十一条の五第一項の規定があった場合にあつては、起訴状抄本等（同法第二百九十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等）及び同法第二百九十一条の五第四項に規定する書面」と、それ以外の場合にあつては、起訴状抄本等（同法第二百九十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等）とする。

公判期日外の証人尋問等

① 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者は保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

を含む）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれることと。

第二六条（略）

② 刑事訴訟法第五百七条第一項及び第二項、第五百五十八条第二項及び第三項、第五百五十九条第一項、第二百七十三條第二項、第二百七十四條並びに第三百条の規定は、前項の規定において、被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第五百七条第一項、第五百五十八条第三項及び第五百五十九条第二項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第五百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三條第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四條中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第二百七十三條中「証人その他の者の尋問、検証、押取及び提案の結果を記載した書面並びに押取した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類」とは証拠物とあるのは「証拠書類」と読み替へるものとする。

尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令

① 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外において行ふ旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求めようとする行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

没収された債権等の処分等

① 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は、第十條第十三条第三項の組織的犯罪処罰法第十九条の規定は、債権の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき債権の移転の登記又は登録を関係機関に願出する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは「不正競争防止法第八章」と読み替へるものとする。

第三條の二（改正により追加）

① 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者は保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

○著作権法

有効な改正前規定（著作権法）

令第八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令第八・五・三法四八）（附則六条）（令第八・五・二四まで）に施行
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律（令第八・六・四五）（令第八・六・四四まで）に施行
- ・本則〇条（令第八・五・二四まで）に施行

裁判手続等における複製等

第四条（二）（略）

- ② 著作物は、特許法（昭和三十四年法律第百一十一号）その他の政令で定められた法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行ひ、又は映像もしくは音声の送受信を伴つて行ひ、動作的なために必要と認められる限りにおいて、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送迎可能を含む。）以下の事項、次条及び第四十一条の第二項において同一）を行ひ、又は受信装置を用いて公に伝達することができ、ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は送信の態様を照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない。

書類の提出等

第二四三条（三）

- 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害を訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為を以てして立証するため、又は当該侵害行為による損害の計算を以てして必要な書類の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者にその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所は、前項の本申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断を必要と認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合において、何人も、その提示をされた書類の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項の場合において、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要と認めるときは、当事者等、当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）（使用者）その他の従業者をい、第百十四條の六第一項において、使用し

安保協定の実施に伴う刑事特別法）

訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができ

- ④ 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知識に基づき説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）（第五卷第二章第二節第二款に規定する専門委員）に対し、当該書類を開示することができ、（略）

⑤ 秘密保持命令

第二四四條（六）（注書略）

- 第一項に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四條の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること、（略）

② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達し、受け取らなければならない。

④ 秘密保持命令は、送達し受け取られた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑤ 略

秘密保持命令の取消し

第二四四條（七）（略）

- ① 秘密保持命令の取消の申立について裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方へ送達しなければならない。（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

令第八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令

- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令第八・五・三三九）（本則九条）（令八・九・三三三まで）（令第八・五・二二まで）に施行

逮捕および合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡

第一一条

- ① 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が規定第十七条第三項に掲げる罪のいずれに該当すると明かに認められたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。
- ② 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行ひ、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検査官に送達しなければならない。

（合衆国軍隊によつて逮捕された者の引渡）

第二一条

- ① 日本国を犯した者を引き渡す旨の合衆国軍隊から日本国の法令によつて検察官又は司法警察員への通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示し、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察員による引渡しを受けなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二十一条の第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

③ 略

- ④ 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に因する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四條及び第二百五五條第二項に規定する期間は、引渡があつた時から起算する。

（施設又は区域内の差押え、捜索等）

第三一条

- 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国

軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索、捜索状の執行を含む）、差押え（差押状の執行を含む）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）又は検証、検証状の執行を含む）は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行ひ、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限者に嘱託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要と認めれば、その裁判所又は裁判官からするものとする。

証人の勾引についての協力

第六一条（一）（略）

- ② 改正により追加
前項の勾引状には、合衆国軍隊裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。（改正後の③）
- ③ 改正後の④
刑事訴訟法第七十二条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。（改正後の⑤）

書類又は証拠物の提供等

第七一条

- ① 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、合衆国軍隊裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。一三三（改正により追加）
- ② 改正により追加
（改正により追加）

第九一条

- ① 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊裁判所又は合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に關する事件以外の刑事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実証分を、又は書類の他の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求め、（略）

② 略